

学 生 便 覧

2023年度



頌 栄 短 期 大 学

目 次

校 歌	1
I. 建学の精神と歴史	3
1. 建学の精神	3
2. 頌栄の歩み	3
3. 頌栄短期大学の沿革	4
II. 学 年 暦	7
III. 教 員	13
IV. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	17
V. キリスト教教育及び活動	21
1. キリスト教教育	21
2. キリスト教学、頌栄学、キリスト教保育及びキリスト教保育特論	21
3. 礼 拝 (Chapel Hour)	21
4. 特別礼拝	21
5. 音楽礼拝	22
6. 春季研修会及び秋季キリスト教研修会、門出の集い	22
7. 面 談	22
8. 宗教委員	22
VI. 教 務 編	23
1. 授業について	23
2. 授業科目の区分	24
3. 休講・補講及び集中講義	24
4. キリスト教関連科目について	24
5. 単位制度	25
6. 成績の評価	25
7. 卒業（修了）要件（学則第26条、第46条）	27
8. 学位記の授与	28
9. 授業支援システム『Pholly』について	30
10. カリキュラムツリー（保育科、専攻科）	31
11. カリキュラムマップ（保育科、専攻科）	33
12. 教育課程（保育科、専攻科）	41
13. 履修登録について	44
14. 試験について	45
15. 教育職員免許状及び資格の取得について	48
16. 取得できる資格について	53
17. 実習について	54
18. 学業に関する心得	56
19. 感染症への対応について	58
VII. 学 生 生 活 編	61
1. 支援体制	61
2. 学生への通知・連絡	63

3. 課外活動	63
4. 通学	63
5. 保険	64
6. アルバイト	65
7. 海外渡航時の「たびレジ」登録について	65
8. 学内施設・設備について	65
9. 学内施設・備品等の使用・貸し出しについて	67
10. 学内での注意事項	69
11. その他	70
12. 事務取扱い時間および各種証明書の発行、各種届け出・願い出について	70
13. 授業料等の納入について	74
14. 奨学金	74
VIII. 図書館	79
図書館の利用について	79
1. 図書館の資料	80
2. 資料のさがし方	81
3. 利用の仕方	86
4. 図書館のサービス	87
IX. 学 則	89
X. 諸 規 程	95
1. 頌栄短期大学学位規程	95
2. 授業科目履修規程	95
3. 頌栄短期大学試験規程	97
4. GPA 制度に関する規程	98
5. 長期履修生規程	99
6. 科目等履修生規程	100
7. 専攻科一年次修了規程	101
8. 頌栄短期大学留学生規程	101
9. 学生相談室規程	102
10. 頌栄短期大学緊急給付奨学金規程	103
11. 日本基督教団神戸教会給付奨学金規程	104
12. アニー・L・ハウ給付奨学金規程	104
13. 頌栄短期大学岡松枝記念給付奨学金規程	105
14. 一般財団法人報国積善会奨学金（岸本奨学金）規程	105
15. 各種ハラスメントの防止に関する規程	106
16. ハラスメント調査委員会規程	107
17. 頌栄短期大学学生懲戒規程	107
18. 頌栄短期大学学生自治会会則	109
19. 頌栄家庭会会則	110
20. 頌栄同窓会会則	111
XI. 校舎配置図	115

校 歌 “わ が 頌 栄”

山本 輝代 作詞・作曲

♩ = 104

い や の り に う ま れ し わ が し ょ う ー えい
 お さ ま は ひ ま い で き み し ゅ ー よ く の
 か こ ー み ま の み む ね を お さ な の ご ー の と こ き
 こ よ ろ に つ た え そ だ て ゆ く ほ い く の し ー
 み き て お し こ え の は ち か と い あ き て め し ぐ み の に ひ ー
 め か い り か が や か ー し る ー か が や か ー し る
 か め り わ が は し ゅ う ー え い わ が し ゅ う ー えい

校 歌
 ”わ が 頌 栄“

山本 輝代 作詞

一、祈りに生れし わが頌栄
 神の聖旨を 幼児の
 心に伝え 育てゆく
 保育の使命 輝かし

二、山は秀でて 水清く
 ここ学舎の たつところ
 聖き教への 春と秋
 恵みの光 照り映ゆる

三、幼児いだき 祝福の
 み手をかざせし きみの意図
 くみて心にちかいたて
 使命に生かめ わが頌栄

I. 建学の精神と歴史

I. 建学の精神と歴史

1. 建学の精神

神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉したフレーベルの教育理念を乳幼児の保育に生かした教育・研究・実践を通して、広く神と人にと仕える。

2. 頌栄の歩み

本学の前身の頌栄保姆伝習所は1889年（明治22年）10月22日、幼児保育の重要性を痛感した神戸基督教婦人会（現日本基督教団神戸教会を中心とした女性たちの集まり）の要請によって、アメリカン・ボードより派遣されたフレーベルの幼児教育の理念を学んだ婦人宣教師アニー・L・ハウ先生の指導のもとに創立されたものである。先生は日本に40年間奉仕し、頌栄での教育と著述をとおして、初期の日本の保育界に貢献された。

頌栄保姆伝習所は、現存する日本のキリスト教主義保育者養成機関の最も古いものである。頌栄はこの光栄ある伝統を背負って進展に努め、1935年（昭和10年）、頌栄保育専攻学校に改組拡充、さらに終戦後、新学制によって頌栄短期大学と改称して今日に至っている。

1979年（昭和54年）、頌栄は将来の拡充計画の第一歩として、閑静で風致のよい東神戸、御影に移転して、1989年（平成元年）には百周年記念式典を挙行了した。その後、1991年（平成3年）ハウ記念館を完成、同年米国ロックフォード大学（ハウ先生の母校）と提携を結び、1993年（平成5年）には第1回保育セミナーを開催、また、同年「ハウ書簡集」、1996年（平成8年）には100年史「幼児教育の系譜と頌栄」を発行して頌栄教育の原点と展開を明確にすると共に、1994年（平成6年）には専攻科が学位授与機構認定専攻科（1年制）となり（2000年度より2年制認定）、同年ハウ記念館にスペイン製パイプオルガンを設置、1995年（平成7年）阪神・淡路大震災により校舎に多大の被害を受けるが、復旧。1999年（平成11年）には新校舎を完成した。2013年にはB棟1階の改修を行い、大教室、進路資料室、休養室、印刷室、研究室等を整備した。2019年には130周年記念式典を挙行了した。

2020年1月、新型コロナウイルス感染症が国内で感染確認され2月に対策本部設置、拡大傾向となり卒業式、入学式が中止となった。5月より遠隔授業を行ない、9月より対面授業と遠隔授業で感染防止に努めながら修学の継続を進めた。

3. 頌栄短期大学の沿革

① 頌栄保姆伝習所時代（1886～1934）

1886(明治19)年 5月	神戸基督教婦人会（現日本基督教団神戸教会を中心とした女性たちの集まり）幼稚園創立を提案
1887(明治20)年 12月	ハウ、アメリカン・ボードの教育宣教師として来日
1889(明治22)年 10月	頌栄保姆伝習所（現神戸市中央区中山手通6-1）開設、初代所長としてハウ就任
11月	頌栄幼稚園開園、長田しん園長に就任
1892(明治25)年 9月	頌栄保姆伝習所の寄宿舍開設
1893(明治26)年 9月	頌栄保姆伝習所に高等科を設置
1899(明治32)年 10月	創立10周年記念式典
1908(明治41)年 9月	無試験検定で幼稚園保母免許状授与の認可校となる
1927(昭和2)年 10月	ハウ引退、帰米
10月	和久山きそ頌栄保姆伝習所所長、頌栄幼稚園長に就任
1933(昭和8)年 3月	頌栄保姆伝習所校舎、頌栄幼稚園舎を神戸女子神学校跡（現中央区中山手通6-36）に建築、移転

② 頌栄保育専攻学校時代（1935～1949）

1935(昭和10)年 6月	頌栄保育専攻学校と改称、アカナ校長に就任
1942(昭和17)年 12月	財団法人「頌栄保育学院」設立
1944(昭和19)年 4月	戦時保育者養成所（修業年限6ヶ月）を設置
1948(昭和23)年 4月	頌栄保育専攻学校に専攻科（修業年限1ヶ年）を設置
11月	「教育職員免許法」改正に当り「幼稚園二級普通免許状」取得の指定を受ける

③ 頌栄短期大学時代（1950～ ）

1950(昭和25)年 3月	新学制により「短期大学」に改称、保育科を設置 定員 60名
1951(昭和26)年 3月	学校法人「頌栄保育学院」を設置
3月	厚生大臣より保母資格試験の科目の免除校に指定される
1958(昭和33)年 4月	短期大学に専攻科設置（修業年限1ヶ年）
1959(昭和34)年 3月	創立70周年記念として新校舎第一期工事完成
11月	山本輝代の作詞作曲により校歌「わが頌栄」成る
1964(昭和39)年 3月	厚生大臣より保母養成大学に指定される
1965(昭和40)年 10月	学生自治会主催により第1回大学祭を開催
1979(昭和54)年 7月	短期大学、幼稚園新校地(東灘区御影山手)に移転
10月	創立90周年記念及び短期大学学舎落成祝賀式典
1980(昭和55)年 4月	短期大学の入学定員を60名から100名に定員増認可
4月	幼稚園新園舎で開園
1984(昭和59)年 3月	体育館及び食堂完成
1989(平成元)年 10月	創立100周年記念式典
1991(平成3)年 3月	ハウ記念館・頌栄人間福祉専門学校建物完成、献堂式感謝礼拝、披露
1994(平成6)年 2月	短期大学専攻科（保育専攻）を学位授与機構が認定 ハウ記念館にパイプオルガン設置
1996(平成8)年 10月	100年誌「幼児教育の系譜と頌栄」（高道基編）発刊
2000(平成12)年 3月	短期大学専攻科（保育専攻、修業年限1ヶ年）廃止
4月	短期大学専攻科（保育専攻）設置（修業年限2ヶ年）
2006(平成18)年 3月	ハウ資料室設置・進路指導室充実
2009(平成21)年 3月	頌栄人間福祉専門学校閉校
2013(平成25)年 9月	B棟1階部分改修。大教室、進路資料室、休養室等を整備
2014(平成26)年 9月	短期大学専攻科が「特例適用専攻科」として認定
2014(平成26)年 10月	頌栄創立125周年記念式典
2019(令和元)年 4月	理念体系を明文化「ミッション&ビジョン」ブック作成
2019(令和元)年 10月	頌栄創立130周年記念式典
2020(令和2)年 4月	新型コロナウイルス感染症の拡大対応と遠隔授業導入（5月）
2021(令和3)年 4月	新型コロナウイルス変異株（デルタ株）感染症拡大対応のため、遠隔授業と対面授業を行う

II. 学 年 曆

4 月						5 月							
日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年	日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年
1	土						1	月					
2	日						2	火					
3	月	入学式	入学式	オリエンテーション	入学式	オリエンテーション	3	水	憲法記念日				
4	火			オリエンテーション		オリエンテーション	4	木	みどりの日				
5	水						5	金	こどもの日				
6	木						6	土					
7	金						7	日					
8	土						8	月					
9	日						9	火	母の日礼拝				
10	月						10	水					
11	火						11	木					
12	水		授業開始	授業開始	授業開始	授業開始	12	金					
13	木						13	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日
14	金						14	日					
15	土						15	月					
16	日						16	火					
17	月						17	水					
18	火						18	木					
19	水						19	金					
20	木						20	土				春季キリスト 教研修会	
21	金	開学記念日	通常授業	通常授業	通常授業	通常授業	21	日					
22	土						22	月					
23	日						23	火		春季キリスト 教研修会			
24	月						24	水					
25	火						25	木			保 育 実 習 Ⅱ		
26	水						26	金					
27	木						27	土					
28	金						28	日	オープン キャンパス①				
29	土	昭和の日					29	月					
30	日						30	火					
							31	水	花の日礼拝				

6 月					7 月								
日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年	日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年
1	木						1	土					
2	金						2	日	新卒業生 懇談会				
3	土						3	月					
4	日	オープン キャンパス②					4	火					
5	月						5	水					
6	火						6	木					
7	水						7	金					
8	木						8	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日
9	金						9	日					
10	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日	10	月					
11	日						11	火					
12	月						12	水					
13	火						13	木					
14	水						14	金					
15	木						15	土	オープン キャンパス④				
16	金						16	日					
17	土						17	月	海の日		通常授業	通常授業	通常授業
18	日	オープン キャンパス③					18	火					
19	月						19	水					
20	火						20	木					
21	水						21	金					
22	木						22	土	入試①				
23	金						23	日					
24	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日	24	月					
25	日						25	火					
26	月						26	水					
27	火						27	木			前期授業 終了	前期授業 終了	
28	水						28	金			↑ 定期試験	↑ 定期試験	
29	木						29	土			↓	↓	
30	金						30	日					
							31	月					

入試①：総合型選抜（エントリー方式）
総合型選抜（キリスト者・ファミリー入試）

8 月					9 月						
日	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年	日	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年
1	火		前期授業終了	前期授業終了		1	金	登校日(予備日)注(2)参照			
2	水					2	土				
3	木					3	日				
4	金					4	月				
5	土					5	火				
6	日					6	水				
7	月					7	木				
8	火					8	金				
9	水					9	土	入試(専攻科)			
10	木					10	日				
11	金	山の日 オープンキャンパス⑤				11	月				
12	土					12	火				
13	日					13	水				
14	月					14	木				
15	火					15	金				
16	水					16	土				
17	木					17	日				
18	金					18	月	敬老の日			
19	土	入試①				19	火				
20	日					20	水				
21	月					21	木				
22	火					22	金				
23	水					23	土	秋分の日			
24	木					24	日				
25	金					25	月				
26	土					26	火				
27	日	オープン キャンパス⑥				27	水				
28	月					28	木				
29	火					29	金				修了研究 仮提出日
30	水					30	土	入試①-2			
31	木										

注：(1) 成績通知・追再試時間割発表・手続き
成績通知(登校時間：13:00)
追再試験受験手続(時間：13:00～15:00)

入試①：総合型選抜(エントリー方式)
総合型選抜(キリスト者・ファミリー入試)
入試①-2：総合型選抜(出願方式)
注：(2) 成績通知・追再試時間割発表・手続き
成績通知(登校時間：13:00)
追再試験受験手続(時間：13:00～15:00)

10 月						11 月							
日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年	日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年
1	日						1	水					
2	月						2	木					
3	火			秋季教育実習			3	金	文化の日	通常授業	通常授業	通常授業	通常授業
4	水						4	土	入試①-2				
5	木						5	日					
6	金						6	月					
7	土						7	火					
8	日						8	水					
9	月	スポーツの日	通常授業	↓ 後期授業開始 通常授業	通常授業	通常授業	9	木					
10	火						10	金					
11	水						11	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日
12	木						12	日					
13	金						13	月					
14	土						14	火					
15	日						15	水					
16	月						16	木					
17	火						17	金	↑ 秋季キリスト教 研修会(収獲 感謝礼拝) ↓				
18	水	創立記念礼拝					18	土	頌栄祭				
19	木						19	日					
20	金						20	月					
21	土						21	火					
22	日	創立記念日					22	水	点火祭				
23	月						23	木	勤労感謝の日 (入試②)				
24	火						24	金					
25	水						25	土		授業日	授業日	授業日	授業日
26	木						26	日					
27	金						27	月					
28	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日	28	火					
29	日						29	水	社会事業 奨励日礼拝				
30	月						30	木					
31	火												

入試①-2：総合型選抜（出願方式）
 入試②：学校推薦型選抜（公募推薦）
 学校推薦型選抜（指定校推薦）

12 月						1 月								
日	曜	全 学	保育科 1 年	保育科 2 年	専攻科 1 年	専攻科 2 年	日	曜	全 学	保育科 1 年	保育科 2 年	専攻科 1 年	専攻科 2 年	
1	金						1	月	元旦					
2	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日	2	火						
3	日						3	水	冬 季 休 業					
4	月					4	木							
5	火					5	金							
6	水					6	土							
7	木					7	日							
8	金						8	月	成人の日					
9	土	入試②					9	火		授業開始	授業開始	授業開始	授業開始	
10	日						10	水						
11	月						11	木						
12	火						12	金					修了研究論文 可否発表	
13	水						13	土						
14	木						14	日						
15	金						15	月						
16	土		補講候補日	補講候補日	補講候補日	補講候補日	16	火						
17	日						17	水					修了研究論文 再提出締切日	
18	月						18	木		保 育 実 習 I a (保 育 所)				
19	火					19	金							
20	水	クリスマス 礼拝					20	土	入試③					
21	木						21	日						
22	金	クリスマス の夕べ	通常授業終了	通常授業終了	通常授業終了	通常授業終了、 修了研究論文締切日	22	月					後期授業 終了	後期授業 終了
23	土						23	火						
24	日						24	水				定期試験	定期試験	
25	月						25	木						
26	火	冬					26	金						
27	水	季					27	土						
28	木	休					28	日						
29	金	業					29	月						
30	土						30	火						
31	日						31	水						

入試②：学校推薦型選抜（公募推薦）

入試③：一般選抜

2 月						3 月							
日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年	日	曜	全学	保育科1年	保育科2年	専攻科1年	専攻科2年
1	木						1	金					
2	金		後期授業 終了	後期授業 終了			2	土	入試③				
3	土						3	日					
4	日						4	月		登校日注(4)参照			
5	月		定期試験	定期試験			5	火		登校日注(4)参照 (予備日)			
6	火						6	水		↑ 後期 追再試 期間			
7	水						7	木					
8	木						8	金					
9	金						9	土	オープン キャンパス⑦				
10	土	入試③					10	日					
11	日	建国記念の日					11	月					
12	月	振替休日	保育 実習				12	火					
13	火		実習 I b				13	水	卒業礼拝			保育研究 レポート締切	
14	水			登校日 注(3)参照			14	木					
15	木			↑ 追再試 験期間			15	金	卒業・修了式				
16	金		(施設)		↑ 門出の 集い		16	土					
17	土		I 班				17	日					
18	日						18	月		保育 実習			
19	月						19	火		I			
20	火						20	水	春分の日	b			
21	水		↑ 保育 実習				21	木		(施設)			
22	木						22	金					
23	金	天皇誕生日					23	土					
24	土		I b				24	日	オープン キャンパス⑧	III 班			
25	日		(施設)				25	月					
26	月						26	火					
27	火		II 班				27	水					
28	水						28	木					
29	木						29	金					
							30	土					
							31	日					

注：(3) 成績通知・追再試時間割発表・手続き
成績通知（登校時間：13:00）
追再試験受験手続（時間：13:00～15:00）

注：(4) 成績通知・追再試時間割発表・手続き
成績通知（登校時間：13:00）
追再試験受験手続（時間：13:00～15:00）

Ⅲ. 教 員

Ⅲ. 教 員

学 長 関 田 良
宗 教 主 事 水 島 祥 子

教 授	関 田 良	(保育科)	音楽Ⅰ・Ⅱ、芸術表現、表現の指導法 A (専攻科) 幼児と表現、保育研究演習、修了研究
〃	布 村 志 保	(保育科)	保育原論、保育方法論、基礎演習、 現代保育・教育問題演習、教職・保育実践演習(幼)、 キャリアへのアプローチⅠ・Ⅱ、 教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、教育実習、 教育実習事前事後指導、 保育実習Ⅰa(保育所)、保育実習Ⅱ、 保育実習Ⅰa(保育所)事前事後指導、 保育実習Ⅱ事前事後指導 (専攻科) 保育学研究、子どもと絵本の愉しみ、 保育研究演習、修了研究
〃	山 中 早 苗	(保育科)	子どもと人間関係(領域)、人間関係の指導法、 保育指導法、基礎演習、現代保育・教育問題演習、 教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習Ⅰa(保育所)、保育実習Ⅱ、 保育実習Ⅰa(保育所)事前事後指導、 保育実習Ⅱ事前事後指導、教育実習、 教育実習事前事後指導 (専攻科) 幼児と人間関係、子育て支援論、保育研究演習、 修了研究
特 任 教 授	石 岡 由 紀	(保育科)	特別支援教育・保育概論 (専攻科) 特別支援教育・保育総論、教育相談
准 教 授	相 澤 弘 典	(保育科)	子どもと人権、頌栄学、教職・保育職概論 (専攻科) 子どもと権利と社会、保育研究演習
〃	上 村 有 平	(保育科)	心理学、保育の心理学、教育心理学、 教職・保育実践演習(幼)、基礎演習、 現代保育・教育問題演習 (専攻科) 保育心理学、保育研究演習

准教授	杉山宗尚	(保育科)	子ども家庭福祉、教職・保育実践演習(幼)、 基礎演習、現代保育・教育問題演習、 教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習Ib(施設)、 保育実習Ib(施設)事前事後指導、 施設実践演習、施設実践演習事前事後指導
〃	藤本千草	(保育科)	子ども家庭福祉論、保育研究演習、修了研究 体育(講義・実技)、子どもと表現(領域)、 芸術表現、表現の指導法A、基礎演習、 現代保育・教育問題演習
講師	川島直子	(保育科)	幼児の身体表現、保育研究演習 子ども理解と相談援助、社会的養護I・II、 子ども家庭福祉、基礎演習、 現代保育・教育問題演習、 キャリアへのアプローチI・II、 教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習Ib(施設)、 保育実習Ib(施設)事前事後指導、 施設実践演習、施設実践演習事前事後指導
〃	幸田瑞穂	(保育科)	子どもと表現(領域)、芸術表現、 表現の指導法B、基礎演習、 現代保育・教育問題演習、教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習Ia(保育所)、 保育実習Ia(保育所)事前事後指導、 保育実習II、保育実習II事前事後指導、 教育実習、教育実習事前事後指導
〃	厨子直子	(保育科)	幼児の造形表現、子どもとアート、 保育実践学習I・II、保育研究演習
〃	田中麻紀子	(保育科)	言葉の指導法 保育施設運営論 子どもと言葉(領域)、保育指導法、芸術表現、 基礎演習、現代保育・教育問題演習、 教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習Ia(保育所)、保育実習II、

			保育実習Ⅰa（保育所）事前事後指導、 保育実習Ⅱ事前事後指導、教育実習、 教育実習事前事後指導
助	教	水島祥子	(専攻科) 幼児と言葉、保育研究演習 (保育科) キリスト教学、子どもと人権、頌栄学、 教職・保育職概論、基礎演習、 現代保育・教育問題演習、 キャリアへのアプローチⅠ・Ⅱ
			(専攻科) 保育研究演習
〃		森田麗子	(保育科) 子どもと環境（領域）、環境の指導法、芸術表現、 基礎演習、現代保育・教育問題演習、 教職・保育実践演習（幼）、 キャリアへのアプローチⅠ・Ⅱ、 教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習Ⅰa（保育所）、 保育実習Ⅰa（保育所）事前事後指導、 保育実習Ⅱ、保育実習Ⅱ事前事後指導、 教育実習、教育実習事前事後指導
			(専攻科) 幼児と環境、保育実践学習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、 保育研究演習
非常勤講師		朝岡翔	(専攻科) 教育哲学特論
〃		石川恵美	(保育科) 乳児保育Ⅰ
〃		猪田裕子	(保育科) 保育内容総論
〃		岩越美恵	(保育科) 特別支援教育・保育概論 (専攻科) 特別支援教育・保育総論
〃		大城亜水	(保育科) 子ども家庭支援論
〃		岡田朱世	(専攻科) 子どもの生活と環境
〃		尾下悠希	(保育科) 日本国憲法
〃		小野昌二	(保育科) 子どもと健康（領域） (専攻科) 幼児と健康
〃		尾上美絵	(保育科) 英語Ⅰ
〃		柏原栄子	(専攻科) 幼児教育課程特論、保育指導法演習
〃		姜東秀	(保育科) 音楽Ⅰ・Ⅱ
〃		木村弘之	(保育科) 社会学
〃		小玉洋子	(保育科) 音楽Ⅰ
〃		ジュノン・クラウディア	(保育科) 英語Ⅱ
〃		堤聡子	(保育科) 音楽Ⅰ・Ⅱ、芸術表現
〃		辻井善弘	(保育科) 社会福祉概論 (専攻科) 社会福祉研究

非常勤講師	東郷由香	(保育科)	教職・保育実践演習(幼)、教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習 I a (保育所)、保育実習 I b (施設)、 保育実習 I a (保育所) 事前事後指導、 保育実習 I b (施設) 事前事後指導、 保育実習 II、保育実習 II 事前事後指導、 教育実習、教育実習事前事後指導、 施設実践演習、施設実践演習事前事後指導
〃	戸江茂博	(保育科) (専攻科)	教育原論、教育課程の意義と編成 現代保育・教育問題特論
〃	仲河友紀	(保育科)	音楽 I・II
〃	野崙玲児	(専攻科)	自然研究
〃	野尻智子	(保育科)	音楽 I・II、芸術表現
〃	橋本由子	(保育科)	音楽 I・II、芸術表現
〃	羽田規代	(保育科)	音楽 I・II、芸術表現
〃	般若なつみ	(保育科)	音楽 II
〃	久岡亜希子	(保育科)	子どもの健康と安全
〃	人見禎昭	(保育科)	子ども家庭支援の心理学
〃	廣田有加里	(保育科)	子どもの食と栄養 a・b
〃	福田孝子	(保育科)	子育て支援
〃	藤井薫	(保育科)	生物学
〃	藤原睦子	(保育科)	キリスト教保育
〃	藤本隆	(保育科)	教育社会学
〃	堀川絵実	(保育科)	子どもの保健
〃	松尾貴司	(保育科)	健康の指導法
〃	松葉恵	(保育科)	音楽 I・II、芸術表現
〃	松本素矢子	(保育科)	音楽 I・II、芸術表現
〃	松本由紀子	(保育科)	教職・保育実践演習(幼)、教育・保育基礎実習、 教育・保育基礎実習事前事後指導、 保育実習 I a (保育所)、保育実習 I b (施設)、 保育実習 I a (保育所) 事前事後指導、 保育実習 I b (施設) 事前事後指導、保育実習 II、 保育実習 II 事前事後指導、教育実習、 教育実習事前事後指導、施設実践演習、 施設実践演習事前事後指導
〃	森田喜基	(専攻科)	キリスト教保育特論
〃	山口香織	(保育科)	乳児保育 II
〃	山崎由規	(保育科)	芸術表現
〃	山本正顕	(保育科) (専攻科)	基礎演習(情報リテラシー) ICT 教育演習
〃	横島三和子	(保育科)	保育と情報

IV. ディプロマ・ポリシー
(学位授与方針)

カリキュラム・ポリシー
(教育課程編成・実施の方針)

アドミッション・ポリシー
(入学者受け入れの方針)

3つのポリシーについて

頌栄短期大学では、建学の精神を土台として、学則第1条にも定めるとおり「高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人」を育成することを目的としています。また、本学の教育を通して「保育者に必要な価値観、知識、技術を身につけ、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成」をめざしています。

上記の目標を達成するために、本学が学生にどのような学修成果を求めているかを具体的に示したものが「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」で、学修成果をもたらすためにはどのような教育課程を編成するのかを具体的に示したものが「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」です。さらに、本学の教育目標を達成するためにはどのような学生を求めているかを示したものが「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」であり、これらを「3つのポリシー」として定め、広く知っていただくことを求めています。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【保育科】

頌栄短期大学は、建学の精神を土台として、キリスト教精神に基づいた人間性と幅広い知識・技術を身につけた保育者を養成し、かつ多様化・高度化する社会に奉仕する人財を育成します。所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者に「短期大学士（保育学）」の学位を授与します。

（態度・志向性）（知識・理解）（汎用的能力）（総合的な学習の経験と創造的思考力）

1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる基礎的教養と専門的知識を身につけている。
2. 子どもの成長・発達について理解し、専門的知識および技術をもって保育を実践することができる。
3. 自らの考えを的確に伝え、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。
4. 子どもや家族をめぐる諸課題に関心を向け、生涯にわたり学び続ける姿勢を有している。

【専攻科（保育学専攻）】

頌栄短期大学は、建学の精神を土台として、キリスト教精神に基づいた人間性と幅広い知識・技術を身につけた保育者を養成し、かつ多様化・高度化する社会に奉仕できる人財を育成します。

所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者は大学改革支援・学位授与機構の審査に基づいて四年制大学の学位に相当する「学士（教育学）」の学位を取得することができます。

(知識・理解) (汎用的能力) (態度・志向性) (総合的な学習の経験と創造的思考力)

1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる専門的知識と技術を身につけている。
2. 子どもの成長・発達について理解し、適切な保育内容・方法を活用しながら一人ひとりに即した援助を実践することができる。
3. 地域社会の一員としての役割を自覚し、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。
4. 主体的・協働的な探究活動を通して、子どもや家族をめぐる諸課題の解決に向けて行動する力を育み、生涯にわたって保育の発展に貢献することができる。

カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

【保育科】

1. 教育課程の編成

ディプロマポリシーに掲げる目標を達成するため、下記のような教育課程を編成しています。

(1) 基礎教養科目

- 1) 豊かな人間性や社会性を育むキリスト教関連科目を基底とした教養科目
- 2) 学習・研究のための言語・情報系科目
- 3) 健康な身体作りと健康に関する基礎的知識を深める科目

(2) 専門科目

- 1) 保育の本質・目的に関する科目
- 2) 保育の対象となる子どもと家庭への理解を深める科目
- 3) 保育に関する知識・技能を習得する科目
- 4) 保育の現場で学ぶことができる科目
- 5) 現代保育・教育における諸課題を探究する科目

2. 教育の実施、教育方法

①講義、②演習、③実習、④実技をとおし、保育者としての教養と専門性を身につけます。

1年次は「基礎演習」「頌栄学」など、主体的・協働的な探究活動が中心の科目において、保育に必要な、社会性、コミュニケーション能力、子ども理解力を養います。2年次は「基礎演習」で培った「聞く」「調べる」「読む」「書く」力を活かし、ゼミ形式による「現代保育・教育問題演習」を核として理論と実践を結合し、子どもの最善の利益を生み出すための能動的な学びと実践を遂行する力を培います。

実習では、保育現場における学習に取り組むことで、専門性を高めます。さらに、系列園と連携した観察実習や保育者を交えた討議などに取り組むなかで、実践力の向上を目指します。

3. 学修成果の評価の方法

本学のディプロマ・ポリシー (DP) を達成するために編成した教育課程は、「カリキュラム・マップ」及び「カリキュラム・ツリー」並びに「シラバス」により、DP と各授業科目がどの

ように関連しているのか、科目を履修することによってどのような力を身につけることができるのかを明示し、各科目の到達目標を予め設定しています。

成績基準を「授業計画・授業内容（シラバス）」に明示しており、厳格な成績評価を行います。

学生が十分な学習時間を確保し、学びの質を高めるために履修登録単位上限（CAP制）を導入しています。

4. 教育内容の点検と改善

全ての授業は「授業計画・授業内容（シラバス）」に基づいて行われ、「学生による授業評価アンケート」を実施することにより点検・教育改善に活かします。

【専攻科（保育学専攻）】

1. 教育課程の編成

本専攻科は、2015年度より、大学改革支援・学位授与機構から「特例適用専攻科」の認定を受けており、保育科での2年の学びを基盤として、継続した4年間の学修を達成するため、下記のような教育課程を編成しています。

(1) 理論系科目

- 1) 豊かな人間性や社会性を育むキリスト教関連科目
- 2) 教育・保育・福祉の歴史的変遷や理論に関する科目
- 3) 子どもの心理に関する科目

(2) 実践系科目

- 1) 教育・保育の本質・目的に関する科目
- 2) 教育・保育の対象への理解に関する科目
- 3) 保育内容の指導・方法に関する科目
- 4) 保育の技術や技能に関する科目
- 5) 保育の実践に関する科目

2. 授業形態とその特色

①講義、②演習をとおり、実践力をさらに磨き、保育について学問的かつ専門的に学びを深めます。

「保育実践学習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を活かして、保育現場での実践を行い、記録をもとに討議を行います。さらに夏季休暇中にインターンシップを経験し、保育の専門性を高めます。

修了研究に繋がる学修としては1年次に保育研究演習、2年次に修了研究を担当教員が個別に指導し、研究発表会では全教員参加のもとで集団的な指導をしています。

3. 学修成果の評価の方法

本学のディプロマ・ポリシー（DP）を達成するために編成した教育課程は、「カリキュラム・マップ」及び「カリキュラム・ツリー」並びに「シラバス」により、DPと各授業科目がどの

ように関連しているのか、科目を履修することによってどのような力を身につけることができるのかを明示し、各科目の到達目標を予め設定しています。

成績基準を「授業計画・授業内容（シラバス）」に明示しており、厳格な成績評価を行います。

学生が十分な学習時間を確保し、学びの質を高めるために履修登録単位上限（CAP制）を導入しています。

4. 教育内容の点検と改善

全ての授業は「授業計画・授業内容（シラバス）」に基づいて行われ、「学生による授業評価アンケート」を実施することにより点検・教育改善に活かします。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

【保育科】

頌栄短期大学の建学の精神と教育目標を理解し、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるための条件として、保育科では次のような人物を求めます。

1. 子どもを愛し、大切に守り育てていこうとする人
2. キリスト教精神に基づき社会に貢献する意欲をもち、保育者になるという強い意思と情熱をもっている人
3. 高等学校等で養った基礎学力を有し、保育の知識と技能を身につける努力を惜しまない人
4. 人とのつながりを重んじ、他者との相互理解に努めようとする人
5. 大学の学びを円滑に進めるため、自己の能力の向上に入学前から取り組むことのできる人

【専攻科（保育学専攻）】

頌栄短期大学の建学の精神と教育目標を理解し、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるための条件として、専攻科では次のような人物を求めます。

1. 子どもを愛し、大切に守り育てていこうとする人
2. 保育の基礎力を土台に、より高次の保育実践力を身につけるため、熱意をもって学び研究しようとする人
3. コミュニケーション能力と協調性に富み、相互理解を深めることのできる人
4. 現代保育・教育における諸課題を発見し、多面的かつ論理的に考察しようとする人

V. キリスト教教育及び活動

V. キリスト教教育及び活動

1. キリスト教教育

本学の教育は、学則第1条に明示されているように、「キリスト教教育」による人間形成を行う事にある。そして、その基盤に立って、教育基本法にうたわれている「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期す」ことを目指している。キリスト教は、本学を支え、これに生命と意味とを与える精神的源泉である。従って、本学で学ぶ者は、信仰の有無を問わず、キリスト教の本質を学び、また本学の建学の精神であるイエス・キリストの精神への理解を深め、人間らしい、共に生きる姿勢を確立することがのぞまれる。

2. キリスト教学、頌栄学、キリスト教保育及びキリスト教保育特論

本学の教育の基盤となるキリスト教精神を学問的に学ぶために、保育科1年次で「キリスト教学」および「頌栄学」を、2年次で「キリスト教保育」を、本学独自のキリスト教必修科目と位置付けて開講している。卒業に必要な単位であるので必ず修得しなければならない。これらの科目ではキリスト教についての理解と洞察とを深め、またキリスト教における人間観を聖書を中心に学び、キリスト教倫理や歴史についても学ぶ。さらに日本の保育界に先駆的な役割を果たした頌栄は、キリスト教に立脚した保育を展開してきたが、今日に生きるキリスト教保育について学ぶ。これらの授業を通して一人一人が人間として生きる意味についても学び合うので、他の授業同様積極的な授業への取り組みを期待したい。

さらに専攻科においては、「キリスト教保育特論」が開設されキリスト教保育の今日的課題について学ぶが、頌栄独自の特色ある科目として必ず受講するように指導している。

3. 礼 拝 (Chapel Hour)

本学の教育には、上記のキリスト教科目を学問として学ぶと同時に、宗教教育活動の中で、もっとも大切なものとして礼拝がある。礼拝は本学の教育の一環として守られ、本学の精神的支柱である。それは、キリスト教教育の正しい理解が、「聖書の真理」と「礼拝」とを基盤にしてのみ深められるからである。人間として真の生きる道を知り、神を畏れ、人を愛する道を歩む意志を強くしていくときである。学生の信仰は自由であるが、本学の建学の精神を理解するための重要な教育の場であるから、一人一人が礼拝への出席を大切にしてほしいと願うものである。

4. 特別礼拝

本学は、キリスト教の精神に基づいて大学教育を行うために、宗教教育活動として次の諸行事を計画し、それぞれの行事の今日的意義について聖書からのメッセージを聞きつつ、人生問題について考える機会をもっている。

母の日礼拝 (5月)	頌栄月間礼拝 (10月)	社会事業奨励日礼拝 (12月)
花の日礼拝 (6月)	収穫感謝礼拝 (11月)	クリスマス礼拝 (12月)
創立記念礼拝 (10月)	クリスマス点火祭 (11月)	卒業礼拝 (3月)

5. 音楽礼拝

頌栄創立100周年を記念して、1994年にハウ記念チャペル及びホールが建てられ、スペイン・バルセロナ市のオルガン工房グレンツィング社製のパイプ・オルガンが設置された。

長いキリスト教会の歴史の中でパイプ・オルガンの果たした役割は大きく、今後も教会の賛美を支える楽器として用いられるであろう。頌栄に与えられたオルガンも、我々の賛美を支え、又多くの作曲家が自らの信仰を音楽に託し、賛美しようと作った作品は無数にあるが、普段の「ことば」中心の礼拝とは異なり、「賛美」を中心とした礼拝を年1回予定している。

6. 春季研修会及び秋季キリスト教研修会、門出の集い

本学のキリスト教教育の中で、キリスト教精神の理解を深めるために、通常の授業を割愛して特別な研修会を行っている。これは本学独自のプログラムであり、教師と学生、また外来講師や牧師との交わりや懇談を通して、キリスト教精神を学びまた広く人間として生きる意味についても考える時としている。

(1) 春季キリスト教研修会

- ◎ 保育科1年次：日程・5月23日(火)
会 場：日本キリスト教団 神戸教会
テーマ：「頌栄の建学の精神」
- ◎ 専攻科1年次：日程・5月20日(土)
会 場：日本キリスト教団 神戸教会

(2) 秋季キリスト教研修会

- ◎ 保育科および専攻科
日 程：11月16日(木)～17日(金)
会 場：頌栄短期大学

(3) 門出の集い

- ◎ 専攻科2年次
日 程：2月16日(金)
会 場：未定

7. 面 談

本学の宗教教育活動では、諸行事の他に、学生の信仰上の諸問題や人生問題について、助言と指導を行っている。また、学生が近隣の教会に日曜日出席するように教会を紹介している。更に、個人的相談を希望するものは気軽に宗教主事、及び宗教部員に相談することを勧めている。

8. 宗 教 委 員

本学の宗教教育活動を運営していくために、各学年に学生宗教委員を置いて、礼拝の司会およびその他の活動を展開している。

VI. 教 務 編

VI. 教 務 編

1. 授業について

(1) 学修期間と授業

年度を前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）とに分けている。ただし、後期については、授業回数の関係上、9月中旬から授業を開始している。

授業は、講義、演習、実験・実習もしくは実技といった種類がある。授業科目により、半期（前期または後期）のみで終わるものと1年間（前後期）あるいは、1年生後期から2年生の前期を通して終わるものがある。授業科目ごとに学生がその科目を履修し、試験等による評価で合格することにより、単位を修得するシステムになっている。

(2) 授業時間

授業時間は、次のいずれかとなる。

時 限	第Ⅰ講時	第Ⅱ講時	第Ⅲ講時	第Ⅳ講時	第Ⅴ講時
①	9：00～ 10：30	10：40～ 12：10	13：00～ 14：30	14：40～ 16：10	16：20～ 17：50
②	9：00～ 10：30	11：05～ 12：35	13：25～ 14：55	15：05～ 16：35	16：40～ 18：10

②の場合、第Ⅰ講時と第Ⅱ講時の間に「礼拝」が入ります。

(3) 授業出席の重要性について

授業は、学生生活の基本になるものであるため、**授業は欠席しないことが前提であり、すべて出席することが求められる。**遅刻や早退にも十分注意し、自覚を持って授業に臨むことが必要である。

出席（受講）するとは座席に座っているだけでなく、授業に積極的に参加し学ぶ態度をいう。

それぞれの授業の出欠管理は、各自が責任を持って行い、確認の必要がある場合は、授業担当教員に直接行うこと。

(4) 授業中のマナーについて

教務課では、学生の皆さんが勉学に励むことができるよう快適な学習環境の維持に努めている。授業中の以下の行為については、真面目に授業を受けている学生や、授業を担当する教員にとって大変迷惑となるため、授業中のマナーを守ること。

①スマートフォン（携帯電話）などの使用

授業担当教員の許可により、若しくは授業担当教員の許可を得て授業のために使用する場合を除き、これらの機器を使用することは原則禁止とする。

②授業の撮影・録画・録音について

特別な理由がある場合を除き、授業の撮影・録画・録音は原則禁止とする。必要な場合は、必ず教務課まで相談すること。

（特別な理由の一例）

障害等を理由に合理的配慮を希望する者は、教務課まで修学支援を申し出ることが可能。

(5) 授業内容の質問等について

授業について質問等がある場合は、各自授業担当教員に直接聞きに行くこと。

専任教員は、週一度の研究日以外は、原則として学校に来ているが、非常勤講師については、基本的に授業時間のみしか学校にいないため、授業の前後の休み時間を利用し質問等に行くこと。

(6) 休業日

休業日は、学則第32条によって定められている。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日の変更、臨時休業日の設置、休業日中の授業等休業期間の変更が行われる場合があるので、掲示等に注意すること。

2. 授業科目の区分

授業科目は、教育課程の編成において、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分する。卒業（修了）するための必修科目、選択必修科目及び選択科目以外に、免許・資格を取得するための必修科目、選択必修科目及び選択科目も存在するので「保育科教育課程一覧」、「専攻科教育課程一覧」を十分に確認すること。

また、カリキュラムツリー（P.31～32）には、保育科、専攻科あわせて4年間の学びを一覧表で示している。

必修科目

卒業（修了）するまでの間に必ず修得しなければならない科目である。したがって、単位が修得できない場合は卒業（修了）できないので注意すること。

選択必修科目

指定された科目の中から必要単位数以上を選んで必ず履修しなければならない科目である。

選択科目

各自の希望により自由に選択することができる科目である。

3. 休講・補講及び集中講義

休 講	やむを得ない理由により授業が行われないこと。掲示により通知するので、十分に注意すること。 なお、休講の掲示がなく、授業開始時刻から30分以上経過しても連絡のない場合は、教務課に申し出て指示を受けること。
補 講	休講等になった授業に対して、授業回数の不足を補うために行われる授業。 掲示により通知するので、十分に注意すること。
集中講義	ある一定期間内に集中して行う授業のこと。 日程等については、掲示により通知するので、十分に注意すること。

4. キリスト教関連科目について

建学の精神、保育への理解を深めるために保育科、専攻科で開講している科目は次の通りである。

保育科

「キリスト教学」「頌栄学」「キリスト教保育」

専攻科

「キリスト教保育特論」

5. 単位制度

(1) 単位について

ある一つの授業科目に要する学修量を表す基準である。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して単位数を計算している。(本学学則第20条)

この単位制は、教室内での授業と教室外での自習を基礎として成り立っていることを認識しておく必要がある。したがって、各授業科目の授業を受講することを中心として、その前後に日常、自らの学修を深める(予習・復習する)ことが大切である。

単位数計算の詳細は、学則を参照すること。授業ごとに必要な自習時間は異なるが、ほぼ次のとおりである。

予習・復習など自習時間の目安(集中講義及び学外実習等を除く)(本表での1時間=45分とする)

1単位当たりの学修量	授業の種類	授業回数	単位数	学期学修量	1週当たりの学修量
45時間	講義・演習	15回	2単位	90時間	授業2時間+自習時間4時間=6時間
45時間	講義	15回	1単位	45時間	授業2時間+自習時間1時間=3時間
45時間	演習・実技	15回	1単位	45時間	授業2時間+自習時間1時間=3時間

(2) 単位修得について

単位を修得するためには、最低限以下の条件が満たされていなければならない。

- ①履修登録が正規に行われていること。
- ②履修登録した科目は、授業時数(授業回数)の2/3以上出席していること。
- ③試験等による評価で、その科目に関する知識・技能を修得したことが認められること。

各科目の評価は、その科目を担当している教員が試験等に基づいて総合的に行い、S・A・B・C・Dの5段階で示される。S・A・B・Cを合格とし、所定の単位が認定されるので単位を修得したことになる。

6. 成績の評価

(1) 成績の評価基準

評価区分	実得点 (100点法)	評価基準	単位認定
S(秀)	100~90	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている	認定
A(優)	89~80	基本的な目標を十分に達成し、優秀な成果をおさめている	
B(良)	79~70	基本的な目標を十分に達成している	
C(可)	69~60	基本的な目標を達成している	
P(認定)		本学以外で修得した科目で、本学で修得したものと認めるもの	
D(不可)	59~0	基本的な目標を達成していないため再履修が必要である	不認定

(2) GPAについて（保育科のみ）

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度とは、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（GP）に置きかえた平均を数値により表すものである。

教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の「質」を保証するとともに、きめ細やかな履修指導、学習支援等に資することを目的として、GPA 制度を導入している。修得単位数が「量」の評価基準とすれば、GPA は、学習の「質」の評価基準ともいえる。

詳細は、『GPA 制度に関する規程』（P.98～99）を参照のこと。

(3) 成績評価の開示について

成績評価は、各期ごとに成績通知書（書面）にて、本人と保証人宛に通知するので、承知しておくこと。

成績評価の確認は、卒業、免許・資格取得等にとって大変重要であるので、自己の責任において必ず行うこと。

注意：学生の個人情報の保護及びお互いに誤解を招く恐れがあるため、電話・メールでの成績評価についての問い合わせには、一切答えることができない。

(4) 「成績に関する問い合わせ」及び「成績に関する異議申し立て」について

学生は、成績評価に関し、以下の通り「成績に関する問い合わせ」及び「成績に関する異議申し立て」をすることができる。

【成績に関する問い合わせ】

申請方法	所定用紙に必要事項を記入し、教務課に提出すること。所定様式は、受付期間中、教務課窓口で配布している。
受付期間	成績通知のあった日の翌日から起算して1週間以内（土・日・祝日を含む）
留意点	<ul style="list-style-type: none">・成績に関する問い合わせは、成績についての確認を求めるものであり、成績の異義や再考を求めるものではない。・「救済的措置を依頼するもの」や「個人的事情の配慮を依頼するもの」など、懇願等と見受けられる文言が含まれている場合や、成績とは関係なく学修方法等に関する助言を求めるような内容となっている場合には、受け付けない。・問い合わせ事項は、成績に関して疑問に思われる理由を客観的かつ詳細に記入すること。

【成績に関する異議申し立て】

対象科目	成績問い合わせを行った科目
対象学生	成績問い合わせを行った学生
申請方法	所定用紙に必要事項を記入し、教務課に提出する。所定様式は、受付期間中、教務課窓口で配布する。
受付期間	成績に関する問い合わせの回答があった日の翌日から起算して1週間以内（土・日・祝日含む）とする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・成績に関する異議申し立ては、「成績に関する問い合わせ」制度により成績の問い合わせを行った結果、更に疑問がある学生が異議を申し立てる制度であり、成績の再考を求めるものではない。 ・「救済的措置を依頼するもの」や「個人的事情の配慮を依頼するもの」など、懇願等と見受けられる文言が含まれている場合や、成績とは関係なく学修方法等に関する助言を求めるような内容となっている場合には、受付られない。 ・異議申し立て事項は、疑問に思われる理由を客観的かつ詳細に記入すること。

<受理できる事例>

- ・シラバスに記載されている成績評価の基準及び方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。

<受理できない事例>

- ①担当教員に情状を求めるもの。（卒業に関わる（この単位があれば卒業できる）、等）
 - ②他の学生との対比上の不満を訴えるもの。（友人は80点だが、なぜ自分は70点なのか、等）
 - ③具体的な根拠がなく、その評価になった理由のみを問い合わせるもの。（頑張ったと思うが、どうして60点なのか、等）
- ②、③の場合であっても、明確な根拠の提示がある場合は受付可能。

7. 卒業（修了）要件（学則第26条、第46条）

卒業（修了）必要単位数について

保育科

本学を卒業するには、2年以上在学し、合計62単位以上を修得しなければならない。
内訳は、以下のとおり。

	基礎教養科目	専門教育科目	合計
単位数	13 単位以上	49 単位以上	62 単位以上

専攻科

本学を修了するには、2年以上在学し、合計62単位以上を修得しなければならない。

8. 学位記の授与

保育科

教授会の卒業認定に基づき、学位を授与し学位記を交付する。

本学において授与する学位は、短期大学士とし、付記する専攻分野名称は、保育学とする。

詳細は、『頌栄短期大学学位規程』(P.95)を参照のこと。

専攻科

専攻科は、短期大学等における保育や幼児教育に関する学習の基礎の上に、さらに深い知識と研究能力を養いながら、より高度な保育実践能力を修得させることによって、保育に関わる資質や能力の専門性を高めることを目標としている。さらに本学専攻科は「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」※（以下、機構と略）に認定されているため、要件を満たすことにより、学士（教育学）の学位と幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。学位取得と幼稚園教諭一種免許状取得については、別に説明する。

※「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」は、国立学校設置法に基づき1991年に設置された国の機関であり、学校教育法に定められた学位の授与を行うことを目的としている。

(1) 一年次修了について

専攻科の修業年限は2年であるが、勉学上種々の理由のため、あるいは就職に関わる理由のため、1年間で専攻科の学修を終えたい者に対して設けられている制度である。「一年次修了」については、学則第51条と『専攻科一年次修了規程』(P.101)で定められている。

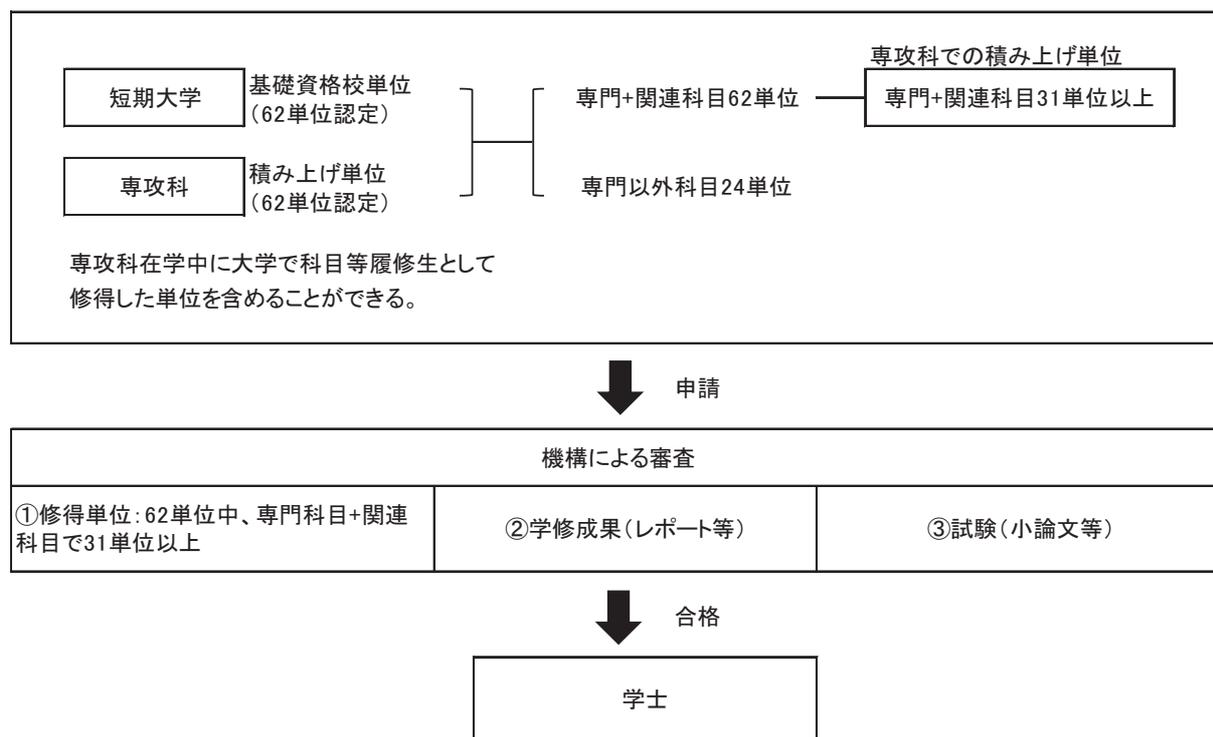
(2) 学士の学位取得について

学士の学位は、「学校教育法第104条第4項一」の規定により、一定の要件を満たすことによって授与される。

機構によって認定された専攻科では、62単位以上修得することによって、学士の学位を申請するための資格が得られ、機構による審査を経て合格すれば、学士（教育学）の学位を取得することができる。学士としての要件を満たすためには、短期大学及び専攻科で修得した単位の全体について、専門、関連科目の単位及び専攻外科目の単位を機構の審査要項に則して修得しなければならない。（「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則」及び「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則」）

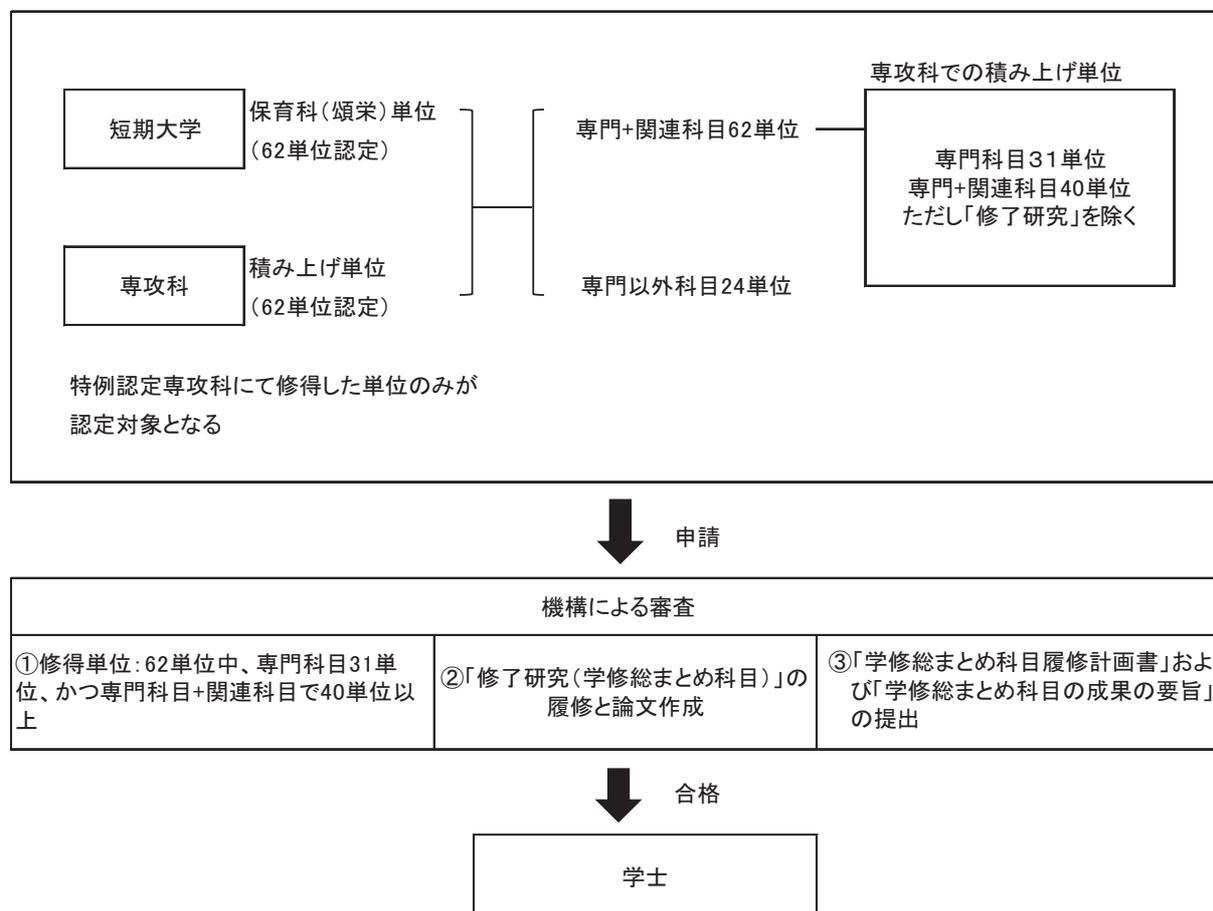
学士の学位取得についての詳細は、「新しい学士への途」（2023年度版）等を参照のこと。短期大学での単位修得の年度や期間により、次のとおり審査の方法が異なるので、適宜確認すること。

①従来の機構の学位審査を受ける場合



②新たな「学位授与に係る特例」に基づいて学位審査を受ける場合

(本学保育科を2013(平成25)年以降に入学・卒業し、2015(平成27)年度以降に専攻科に入学した学生の場合が該当)



9. 授業支援システム『Pholly』について

本学では、授業を支援するシステムとして『Pholly』を運用している（以下『Pholly』という）。

『Pholly』では、履修登録が出来る他、授業の休講・補講連絡、各科目のレポートの提出、授業に関するお知らせなどの情報を提供している。

入学後は、必ず毎日『Pholly』にログインして、各種お知らせの確認をすること。確認を怠ったことにより不利益が生じて、大学は一切責任を負わない。

(1) 『Pholly』の利用について

『Pholly』は、インターネットを使える環境であれば、パソコン、スマートフォン、タブレットのいずれからでもアクセスが可能なシステムである。また、スマートフォンでは、無料のスマートフォンアプリが配信されており、アプリを利用すると簡単にアクセスができるようになっている。

『Pholly』を利用するには、本学で発行された「ログインID」と「パスワード」が必要となる。「ログインID」と「初期パスワード」は、入学後のオリエンテーションで、入学生全員に通知する。通知後、「初期パスワード」は、ただちに変更をおこなうこと。新たなパスワードとして、半角英数字のいずれをも含んだ8文字以上のパスワードを設定する必要がある。

(2) 『Pholly』の活用について

① 大学からの連絡

『Pholly』にメールアドレスを登録すると、「新着のお知らせ」や「レポート」の有無が、少なくとも1日に1回、登録したメールアドレスに通知される。「お知らせ」や「レポート」を見逃さないように設定しておくこと。

② 授業の資料・教材の閲覧

各授業担当者が、『Pholly』上で公開した講義資料や参考資料などを閲覧することができる。インターネットがあれば、パソコン、スマートフォン、タブレットのいずれからでもアクセスすることができるので、予習・復習に活用すること。

③ レポートの提出

各授業担当者から、レポートが出題されると「マイページ」に新着情報が届く。レポート概要を確認し、期限内に提出すること。

④ 問い合わせ

『Pholly』に関する質問は、教務課窓口及びメール（kadai@glory-shoei.ac.jp）で受け付ける。

(3) 学内のネットワーク接続について

無線LAN（WiFi）を用いて、スマートフォンやタブレット、自分のノートパソコンを学内ネットワークに接続し、インターネットを利用することができる。無線LANが利用できる場所は、A棟、B棟、C棟、体育館、D棟、ハウ記念館である。ネットワーク名（SSID）・暗号キー（Password）、また、利用上の注意事項は、別途、IT委員会・総務課より周知される。

10. カリキュラムツリー (2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 31～P. 32参照)

2023年度生 保育科 カリキュラムツリー

	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康、総合的な学習の時間等の指導法及び事後指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	保育・教育に関連する科目	保育に関する専門科目	教養科目	ゼミナール
後期	保育指導法 表現の指導法A 表現の指導法B	教職・保育概論 教育社会学 教育心理学	教職・保育実践演習(幼) 教育実習事後指導	保育・教育に関する科目	子ども家庭支援の心理学 子どもの健康と安全 子育て支援 芸術表現 保育実習Ⅱ事前事後指導 施設実践演習事後指導	英語Ⅱ 社会学	
2年		子ども理解と相談援助	教育実習 教育実習事前指導		子ども家庭支援論 社会的養護Ⅱ 子どもの保健 キリスト教保育 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅱ事前事後指導 保育実習Ⅰa(保育所)事後指導 保育実習Ⅰb(施設)事後指導 施設実践演習	子どもと人権 保育と情報 保育(講義) 心理学 キャリアへのアプローチⅡ	現代保育・教育問題演習
前期							
後期	健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法 言葉の指導法	教育課程の意義と編成 特別支援教育・保育概論		音楽Ⅱ	子ども家庭福祉 子どもの食と栄養b 乳児保育Ⅱ 保育内容総論 保育実習Ⅰa(保育所) 保育実習Ⅰb(施設) 保育実習Ⅰa(保育所)事前指導 保育実習Ⅰb(施設)事前指導	体育(実技) 栄養学 生物学	
後期	子どもと健康(領域) 子どもと人間関係(領域) 子どもと環境(領域) 子どもと言葉(領域) 子どもと表現(領域)		教育・保育基礎実習 教育・保育基礎実習事前事後指導	教育・保育基礎実習 音楽Ⅰ	保育原論 社会福祉概論 社会的養護Ⅰ 保育の心理学 子どもの食と栄養a 乳児保育Ⅰ	キャリアへのアプローチⅠ キリスト教 日本国憲法 英語Ⅰ	基礎演習
1年							
前期							

2023年度生 専攻科 カリキュラムツリー

	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及びび生活指導、教育相談等に関する科目	保育実践に関する科目	保育・教育に関連する科目	教養科目	ゼミナール
2年	後期	子どもと絵本のゆしみ 現代保育・教育問題特論 幼児教育課程特論	子どもと絵本のゆしみ 現代保育・教育問題特論 幼児教育課程特論	子どもと絵本のゆしみ 現代保育・教育問題特論 幼児教育課程特論	社会福祉研究 子ども家庭福祉論 保育施設運営論 子どもとアート		
	前期	幼児と人間関係 幼児と環境 幼児の身体表現 子どもの生活と環境	特別支援教育・保育総論	保育実践学習Ⅲ	教育哲学特論 自然研究		修了研究
1年	後期	幼児と健康 幼児と言葉 幼児の造形表現	保育心理学	保育実践学習Ⅱ	子育て支援論 教育相談 子どもの権利と社会		
	前期	幼児と表現	保育学研究	保育指導法演習 保育実践学習Ⅰ	キリスト教保育特論		保育研究演習

11. カリキュラムマップ (2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 33~P. 40参照)

授業科目とディプロマ・ポリシーの関係を示した表のことで、ディプロマ・ポリシーに基づき、各科目が卒業するまでに身につけるべき能力のどの項目と関連するのかわかるように示すものである。

2023年度生 保育科カリキュラムマップ

科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
			①	②	③	④
保育科 ディプロマ・ポリシー		1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる基礎的教養と専門的知識を身につけている。 2. 子どもの成長・発達について理解し、専門的知識および技術をもって保育を実践することができる。 3. 自らの考えを的確に伝え、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。 4. 子どもや家族をめぐる諸課題に関心を向け、生涯にわたり学び続ける姿勢を有している。				
キリスト教	建学の精神であるキリスト教、その礎である聖書から今日の社会を考える	1「宗教」についての基本的な知識と教養を身につける。聖書、キリスト教の思想や価値観に触れて親しみを抱き、頌栄が大切にできたキリスト教行事に積極的に参加できる。 2.イエスの生涯と教えが、わたしたちの生き方にどのように関わっているかを説明することができる。 3.自己理解を深め、多様性に関わった視点を養い、他者を尊重する精神を育て、これからの人生に活かすことができる。 4.聖書、キリスト教の学びを通して、建学の精神に触れ、本学院についての理解を深める。	◎	◎		
頌栄学	頌栄の歴史と建学の精神を学び、キリスト教精神と社会とのつながりを探求する	1.頌栄の歴史と建学の精神を学ぶことにより、その一員であることへの喜びと意義を表現することができる。 2.アニー・ハウの生涯と保育理念を理解し、説明することができる。 3.フレール・ルイの生涯と、その幼児教育の思想を理解し、説明することができる。 4.建学の精神の土台となっているキリスト教精神について理解し、説明することができる。	◎	◎		
社会学	「社会的なもの見方」について考えを深める	1「社会的なもの見方」を踏まえて、授業内容の説明の具体例をあげることができる。 2「社会的なもの見方」を踏まえて、日常生活の応用例をあげることができる。 3「社会的なもの見方」を踏まえて、メリットとデメリットについて考察できる。	○	◎		◎
子どもと人権	子どもの人権に関わる人として、子どもの権利と社会におけるその現状と課題について主体的に学ぶ	1.聖書の人間観、子ども観についてその概要を理解し、説明することができる。 2「子どもの権利条約」の概要を理解し、説明することができる。 3.子どもの権利擁護者としての自覚を持ち、自らの言葉と行動で表現することができる。	◎	◎		◎
日本国憲法	さまざまな憲法問題について考察する	1.日本国憲法の主要な内容についての知識を獲得できる。 2.日本国憲法と現代社会とのかわりについて、具体的に理解できる。 3.日本国憲法をめぐる諸問題につき、主体的に考察することができる。	◎	◎		◎
心理学	保育に関わる問題を中心としながら、日常で自己や周囲に起こる様々な現象を心理学的観点から考えることを通して、自己や他者の理解を深める。	1.子どもの発達と学習に関わる心理学的知識について理解することができる。 2.心理学的知識をもとに、保育実践や自己理解につなげることができる。	◎	◎		
生物学	フィールドワークを通して生物への理解を深め、子ども達にその不思議さと面白さを伝える資質を身につける	1.生命の発生と進化の理解を広げ、「いのち」への畏敬の念を持つ。 2.学院の豊かな自然の中で、植物の生態や分類群を調べる。 3.日本の四季を理解し、生物や環境の変化を具体的に説明できる。 4.自然の楽しさを子どもに伝えるには、保育者の経験が大切であることを理解する。	◎	○	◎	
保育と情報	保育現場で求められるICTに関する基礎的な知識・技術を習得する	1.コンピューターの基礎的操作スキルを習得し、簡単なコンテンツが作成できる。 2.ICTの特性や保育現場での活用例・実践例を踏まえて、自分の考えを説明できる。 3.コンピューターを活用した制作物を保育で活用できる程度のレベルで仕上げ、評価することができる。	◎	○	○	○
英語 I	保育の現場で活用できる保育英語を学ぶ	1.英語の「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を身につけることができる。 2.保育現場での英会話表現を学び、日常英会話での子どもへの声掛けができる。 3.簡単な英語の文献の意味を理解することができる。	◎	◎	○	
英語 II	海外からの子どもたちや保護者とコミュニケーションをとるための英語の力を習得する	1.日本語が第一言語でない子どもや保護者と話せる英語力を身につけることができる。 2.初歩的英会話能力を身につけることができる。 3.外国籍の子どもたちにわかるような英語の表現力を身につけることができる。	◎	◎	○	
体育(講義)	心身の健康の大切さ、大人も子どもも運動が必要であることを理解する	1.体育、スポーツの意義を深く理解できる。 2.心身の健康を保つための課題解決に向け、理論的に理解できる。 3.幼児期に適した運動遊びの種類や指導法を理解することができる。		◎	◎	
体育(実技)	スポーツに親しみ体力を向上させ健康の維持増進に努める	1.必要な体力を養うためのトレーニングやストレッチ法を身につけることができる。 2.ルールを守り、仲間と協力し活動を行い、スポーツに親しみ、さらに社会性や協調性を育むことができる。 3.各種目の技術・リズム運動・ステップの技術を習得することができる。		◎	◎	
教育原論	教育の本質と目的について理解し、教育とは何かについて考える	1.教育とは何かという問いに対して自分なりに答えることができる。 2.教育と福祉の関連性について理解することができる。 3.教育実践の姿や構造を総合的に理解することができる。 4.近代の子供中心のな子供観の重要性を理解することができる。	◎	◎	◎	
教育社会学	近代の保育・教育を歴史的、社会的な観点からとらえ、近代保育・教育の社会的機能・役割、社会への影響などについて理解を深める。また、子ども、女性、家庭・社会について社会的に理解することを目指す。	1.わが国および諸外国における近年の教育事情、およびその動向を理解し説明できる。 2.保育・教育の歴史、社会的変遷とその位置づけを理解し説明できる。 3.子どもの生活の変化を踏まえ、指導上の課題を理解し説明できる。	◎	◎		◎
保育原論	保育・幼児教育の基礎的な理論と現状について学ぶ	1.保育の理念や意義について理解する。 2.保育・幼児教育の思想や歴史的変遷について理解する。 3.保育・幼児教育の基本となる内容や制度と現状について理解する。	◎	◎		○

保育科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる基礎的教養と専門的知識を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、専門的知識および技術をもって保育を実践することができる。					
	3. 自らの考えを的確に伝え、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 子どもや家族をめぐる諸課題に関心を向け、生涯にわたり学び続ける姿勢を有している。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎：達成のために重要な事項	○：達成のために望ましい事項	①	②
教職・保育職概論	教職・保育職の意義及び教員や保育士の役割や職務内容について学ぶ	1.教職・保育職の社会的意義、制度的な位置づけ、役割、倫理について説明できる。 2.教職・保育職の職務内容の全体像を理解し、専門職として適切に職務を遂行するための生涯にわたる学びの継続を理解することができる。 3.教職・保育職同士のチームとしての連携、協働に加え、子ども、保護者を支援するために、多様な専門性を持つ人材や組織と連携、協働することの大切さを理解し、説明することができる。		◎		
子ども理解と相談援助	子ども一人ひとりを理解するという視点を身につけ、発達課題に応じた関わりや、特別な配慮が必要な子どもとの関わり、保護者や就職先との情報共有などに対応できるよう実践を踏まえて説明する。また、子どもの理解を深めるために観察や記録に関する具体的な方法を理解する意義や目的を学び、保育者の基本的態度や援助について説明する。	1.子どもの心身の発達や発達課題を把握する意義について理解し説明できる。 2.子どもを理解するために必要な基礎的知識を理解した上で、保育者としての対応や援助、基本的態度を身につける。 3.保護者や家庭の把握と情報共有の意義が説明でき、カウンセリングマインドを基本とした対応を身につける。	◎	◎		◎
保育方法論	乳幼児の育ちや生活を踏まえた多様な保育の方法について考える	1.子どもの思いや願いをよみとらうとする保育の思考方法を理解する。 2.子どもの育ちを援助する保育の方法を実践場面につなげて考え、説明することができる。 3.保育内容や方法を子どもに即した教材や環境などを含めて自分なりに根拠を持って考え、説明することができる。	○	◎		○
子ども家庭福祉	様々な課題を抱える子どもとその家庭への福祉を学ぶ	1.子ども家庭福祉の諸施策について理解できる。 2.子どもとその家庭を取り巻く様々な現状と課題について理解できる。 3.保育者として必要な子ども家庭福祉の視点を身につけることができる。	◎	◎		◎
社会福祉概論	社会福祉について広範囲な領域における、保障や制度等について学ぶ	1.現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷について理解する。 2.社会福祉における法制度や実施体系について理解する。 3.社会福祉における相談援助の意義や具体的方法について理解する。		◎	◎	○
子ども家庭支援論	制度論を中心に子ども家庭支援の基礎的な枠組みを学修する	1.子育て家庭が求められる背景やその意義、我が国の支援体制の現状について理解する。 2.子育て家庭に対する支援の体制について理解する。 3.保育者としてどのようなスタイルで子ども家庭支援を行うのか、自分自身の考えをまとめる。		◎		◎
社会的養護Ⅰ	現代社会における社会的養護の意義や体系、施策と動向、子どもの権利擁護等について説明する。また、施設養護や家庭養護の種類、施設養護の実態を具体的に説明し、内容を理解できるようにする。	1.社会的養護の意義や歴史の変遷、子どもの権利擁護について理解できる。 2.社会的養護の制度や仕組み、施設・機関や専門職等について理解できる。 3.社会的養護の現状を理解し、保育者として必要な福祉的視点を身につける。	◎	◎		◎
社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅰで教習したことをふまへ、施設養護や家庭養護における子どもの生活の実態を説明し、子どもの自立を支援するための方法について理解できるようにする。また、実践事例を通して、保育者に求められる役割や実践力を身につけられるようになることを目指して展開していく。	1.社会的養護の現状を理解し、説明することができる。 2.社会的養護における現場の実態を理解し、具体的な支援内容について説明することができる。 3.様々な環境におかれた子どもに関して、自らの考えを述べることができる。		◎	◎	◎
保育の心理学	保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解し、また、子どもの発達や学びの過程・特性に関わる基礎的知識を習得して子ども理解を深めるとともに、保育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解する。	1.保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解することができる。 2.子どもの発達に関わる心理学の基礎を習得し、養護及び教育の一体性や発達に即した援助の基本となる子どもへの理解を深めることができる。 3.乳幼児期の子どもの学びの過程や特性について基礎的な知識を習得し、保育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解することができる。	◎	◎		◎
子ども家庭支援の心理学	子どもの発達に関する心理学や、子どもを取り巻く家庭への支援について学ぶ	1.生涯発達に関する心理学の基礎的な知識や発達課題について理解する。 2.各発達時期の課題を理解した上で、子どもの精神保健について理解できる。 3.家族や家庭の意義や機能を理解した上で、子どもとその家庭を包括的にとらえる視点を身につける。		◎		◎
教育心理学	子どもの心身の発達及び学習の過程について基礎的な知識を身につけ、養護と教育の一体性や発達に応じた援助の基礎となる考え方を理解し、また、保育・教育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解する。	1.子どもの心身の発達の過程・特徴を理解することができる。 2.子どもの学習に関する基礎的な知識を身につけ、養護と教育の一体性や発達に応じた援助について基礎的な考え方を理解することができる。 3.保育・教育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解することができる。	◎	◎		◎
子どもの健康と安全	子どもの健康と安全を確保するための知識と技能を身につける	1.保健的観点による保育環境や援助について具体的に理解する。 2.子どもの体調不良の対応や感染症対策について具体的に理解する。 3.健康と安全の組織的管理や保健活動の計画と評価について理解する。		◎		◎
子どもの保健	保育・教育施設に通う子どもや療育センターや病院で過ごす子どもたちの健康活動を通じて支援することの意義について学ぶ	1.子どもにとって最善の利益になることを考え、子どもの心身の健康増進をはかる保健活動の意義を理解できる。 2.子どもの健康状態の観察方法を取得し、体調不良児のケアについて説明できる。 3.保護者や母子保健、学校保健、地域の専門機関などの連携や協働についての必要性を述べる事ができる。		◎		◎
子どもの食と栄養 a	妊娠期(胎児期)、乳児期の健全な発育・発達のための栄養と食生活について学ぶ	1.子どもの食生活の現状を認識し、課題を探り出すことができる。 2.子どもの食と栄養の特性を理解し、適切な食生活について説明することができる。 3.乳児期の離乳の意義と役割を理解し、保護者への支援ができるようになる。	◎	○		◎
子どもの食と栄養 b	子どもの健全な発育・発達と食生活の意義や栄養に関する基本的知識を学ぶ	1.食生活上の問題を理解し、対策を講じることができる。 2.家庭や児童養護施設における現状と課題を理解し、今後の対策について私見を述べる事ができる。 3.食育の基本とその必要性や取り組みについて、理解し実践することができる。 4.特別な配慮を要する子どもへの対応について学ぶ。	○	◎		◎

保育科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる基礎的教養と専門的知識を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、専門的知識および技術をもって保育を実践することができる。					
	3. 自らの考えを的確に伝え、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 子どもや家族をめぐる諸課題に関心を向け、生涯にわたり学び続ける姿勢を有している。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
			①	②	③	④
特別支援教育・保育概論	特別な支援を必要とする子どもについて広く理解し、保育者として必要な配慮や援助方法を学ぶ	1.障害について基本的な知識を理解する。 2.子どもの特性に合わせた配慮や支援方法を考えることができる。 3.特別な支援を必要とする子どもへの配慮や支援方法、関係機関との連携等を理解する。		◎	◎	
乳児保育Ⅰ	乳児保育の基本である意義と目的、発達とその育ちを支える保育内容について理解する	1.乳児保育の意義・目的と歴史の変遷及び役割等について理解する。 2.保育所、乳児院など多様な保育の場における乳児保育の現状と課題について理解する。 3.3歳未満児の発達を踏まえた保育の内容について理解する。		◎		
乳児保育Ⅱ	3歳未満児の保育を担当する保育者に求められる知識や技術について、より深く専門的に学ぶ。乳児期の発達・発達過程や特徴、乳児の生活や遊びを理解し、保育計画の立案等を通して乳児期の保育を構成する力を身につける。また、乳児保育をめぐる様々な今日的課題を討議しながら、現代に即した保育のありようを考究する	1.3歳未満児の発達・発達過程や特性を踏まえた援助や関わりの方の基本的な考え方を理解できるようになる。 2.養護と教育の一体性を踏まえ、3歳未満児の生活や遊びの配慮と環境の実際を理解し、保育計画について立案できるようになることを目的とする。 3.乳児を取り巻く社会環境の変化や乳児保育の課題を理解し、問題解決の方法を考えることができるようになる。		◎		◎
子育て支援	子育て支援を実践するための理論や基本的考え方を学び、それを基盤として保育者理解や接し方の基本、子育て支援を展開する基本的技術や方法を学ぶ	1.保育士として必要な子育て支援の専門的知識と技術を基盤に、実践で展開できる専門性を習得することを目的とする。		◎	○	
芸術表現	表現と他の領域との有機的なつながりを意識しつつ、主体的に選択したアプローチで表現方法を学ぶ	1.表現を生活や遊びの中にある芸術として捉えることができる。 2.他者との協働をおして、多様で対話的な表現を行うことができる。 3.アプローチの異なる表現をお互いに感受し認め合い、それぞれの表現に活かすことができる。	◎		◎	
音楽Ⅰ(ピアノ)	保育においてピアノを用いるための基本的な心構え、知識、技能を習得する	1.保育者に求められる音楽的表現力をピアノを通して身につけている。 2.ピアノ演奏の基礎を習得し、子どもの歌や律動の簡易な伴奏ができる。 3.他者の演奏や表現に関心をもち、自らの演奏に活かすことができる。		◎		
音楽Ⅰ(ソルフェージュ)	保育音楽において求められる読譜力を養い、的確に視唱するための基礎を学ぶ	1.子どもの音楽表現を支えるために必要な、基本的な楽典を理解している。 2.コールユーブンゲンにより音感とリズム感を身につけ、適切に視唱できる。 3.読譜力を養い、表現豊かに歌うことができる。		◎		
音楽Ⅱ(ピアノ)	ピアノの基礎的技術、表現力を発展させ、保育音楽に活かす実践的技術を身につける	1.子どもの表現について理解を深め、ピアノ伴奏がどう関わるか配慮できる。 2.声楽の学習内容と擦り合わせ、子どもの歌の伴奏に反映できる。 3.多様な子どもの表現活動に応じることができる簡易伴奏の基礎を理解している。		◎		
音楽Ⅱ(声楽)	子どもたちに歌う喜びと楽しさを伝える音楽を共有するための発声と歌唱表現を習得する	1.保育者に求められる発声法を習得し、子どもの歌唱表現を援助できる。 2.無伴奏および弾き歌いにおける歌唱の留意点を理解し、実践できる。 3.多様な教材を通し声楽による表現世界を体験し、うたう楽しさを見出すことができる。		◎		
現代保育・教育問題演習	現代保育・教育における諸課題から主体的に研究テーマを設定し探究する	1.1年次の学びや体験を踏まえ、主体的に「研究テーマ」を設定できる。 2.蓄積した知識、技能、思考力を用いて新たな調査・分析・考察を通じた探究活動ができる。 3.自分の研究結果や理解した内容を聴衆の反応に合わせて伝えることができる。			○	◎
教育課程の意義と編成	幼稚園や保育所における教育課程の意義や役割を学ぶことを中心として、保育の計画を立てることの大切さ、教育内容の配列の仕方、具体的な指導計画のたて方、カリキュラムの評価などについて学ぶ	1.教育課程の役割やはたらき、意義等について理解することができる。 2.幼児期の発達にふさわしい教育課程編成の方法について理解することができる。 3.幼児教育施設の保育運営としてのカリキュラム・マネジメントの意義と方法について理解することができる。 4.幼稚園や保育所の月間計画(月案)及び一日の計画(日案)を作成することができる。	◎		◎	
保育内容総論	様々な視点から子どもの姿を捉え、また子どもの最善の利益の保障(子どもの権利)について考えていく	1.事例を通して、具体的な保育場面を想定することができる。 2.乳幼児の発達と子ども理解に基づく保育者の配慮の在り方について自分の考えを述べるができる。 3.乳幼児の興味や関心、心身の発達等に応じた具体的な指導法を理解できるようになる。	◎		◎	
子どもと健康(領域)	領域「健康」のねらいと内容について理解を深める	1.領域「健康」のねらいと内容について理解し、子ども自らが健康で安全な生活を実践できる力を養うための指導に必要な知識および技術を身につける。 2.乳幼児期の健康に関わる生活習慣および身心における発達の特徴を理解し、それについて適切な発達の特徴およびそれらが指導方法に関連していることを理解する。		◎		
子どもと人間関係(領域)	乳幼児期に人とのかかわる力を育てることの重要性と保育者や子ども同士の関係のなかで人とのかかわる力が育つことを理解する	1.子どもを取り巻く環境をふまえ、乳幼児期に人とのかかわる力を育むその重要性が理解できる。 2.乳幼児期が周囲の人々との関係のなかで人とのかかわる力を形成する過程を説明できる。 3.各年齢の人間関係の発達と関連させながら、乳幼児期に人とのかかわる力を育てるための援助を考慮することができる。	◎			○
子どもと環境(領域)	領域「環境」の基本的な捉え方を理解し、子どもの育ちと環境の関係性について学ぶ	1.領域「環境」のねらいと内容を理解することができる。 2.乳幼児の発達に即した環境とのかかわる過程を理解することができる。 3.具体的な保育場面を想定し、保育を構成する力を身につけることができる。		◎		
子どもと言葉(領域)	乳幼児の言葉の発達過程を理解し、保育者の援助方法を考える	1.乳幼児の言葉の発達過程を理解し、説明できる。 2.領域「言葉」のねらいと内容を理解する。 3.児童文化財の基礎的知識を身につける。		◎		
子どもと表現(領域)	子どもの発達と特徴を理解し、様々な表現活動を総合的に学ぶ	1.領域「表現」のねらいと内容を理解することができる。 2.表現の世界の楽しさを見出し、自由に表現できる知識・技能・表現力を身につけることができる。 3.作品制作や発表を協働し、お互いを尊重し認め合うことができる。		◎		◎

保育科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる基礎的教養と専門的知識を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、専門的知識および技術をもって保育を実践することができる。					
	3. 自らの考えを的確に伝え、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 子どもや家族をめぐる諸課題に関心を向け、生涯にわたり学び続ける姿勢を有している。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			①	②	③	④
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
健康の指導法	「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の領域「健康」に基づき、ねらい、内容を理解するとともに、現代の子どもの健康問題や生活習慣の形成過程について理解を深める。また、発達発達に応じた運動遊びについての知識を身に付け、安全かつ効果的に運動遊びを行うための技術を習得する。	1.幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領における、領域「健康」のねらいとその内容を理解できるようになる。 2.基本的な生活習慣の形成について理解できるようになる。 3.発達発達に合わせた運動遊びを計画し、実践することができる。	◎			○
人間関係の指導法	領域「人間関係」のねらいと内容について理解を深め、乳幼児期に人とかかわる力を育てるうえでどのような活動を計画し、実践すればよいかを考える	1.領域「人間関係」のねらいと内容を理解し、説明することができる。 2.乳幼児期の人間関係の発達を理解し、その過程を説明することができる。 3.人とかかわる力を育てる保育者の役割を理解し、援助や指導を考えることができる。	◎	○	○	○
環境の指導法	乳幼児の発達に即した具体的な活動から方法を理解し、実践的に領域「環境」を探究する	1.領域「環境」のねらいと内容を踏まえた全体構造を理解することができる。 2.領域「環境」の特性を踏まえた保育を構想する力を身につけることができる。 3.具体的な保育の場面を想定し、指導案を作成することができる。		◎	○	○
言葉の指導法	領域「言葉」のねらい・内容への理解を深め、乳幼児期の言葉の発達をふまえた保育を計画・実践し、保育技術を身に付ける	1.領域「言葉」のねらい・内容を理解し、説明することができる。 2.乳幼児期の発達や学びを理解し、領域「言葉」に関わる具体的な保育の構想をする力を身に付ける。 3.子どもの豊かな言葉を育む活動や遊びを実践して、指導の在り方考えることができる。		◎	○	○
表現の指導法A	乳幼児期の子どもの表現を引き出し、発展させていくために、領域「表現」のねらい及び内容を理解し、身体や音楽を伴う表現場面での保育を構想する方法を身に付ける	1.領域「表現」のねらい及び内容を踏まえ、指導の留意点を理解している。 2.子どもの表現の特性を理解し、適切な保育構想に繋げることができる。 3.子どもの表現を生活や遊びを通して捉え、育む指導案を作成することができる。	○	◎		
表現の指導法B	領域「表現」のねらい及び内容について幼児の表現(主に造形表現)の姿と関連させて理解し、実態に応じた展開と指導法を学ぶ	1.領域「表現」のねらい及び内容について理解できる。 2.幼児の発達や造形表現の特性を理解し、指導案を作成することができる。 3.幼児が表現する姿を想定しながら模擬保育を実践し、援助のあり方考えることができる。	◎	◎		○
保育指導法	保育内容(5領域)の相互の関連性について理解を深め、養護・教育の視点から総合的な指導のあり方を学ぶ	1.保育の基本的な考え方をふまえ、保育内容(5領域)の関連が説明できる。 2.乳幼児の発達過程を理解し、子どもが主体となった活動を構想することができる。 3.子どもの主体性を育む保育者の援助・配慮について考えることができる。		◎	○	
キリスト教保育	キリスト教保育の理念、目的、内容などを具体的に経験する	1.日本のキリスト教保育の歴史を通して、頌栄の歴史について知る。 2.キリスト教保育の実践に触れ、保育観・子ども観を知る。 3.キリスト教保育で大切にされる行事について知り、体験する。	◎	◎		
キャリアへのアプローチⅠ	自らの卒業後の進路選択、職業観、社会的視野を育み、キャリア形成に向けた力を養う	1.本学の建学の精神に基づいた個々の価値形成。 2.自らの使命感に基づいた社会人としての視点の醸成。 3.コミュニケーション能力や問題対処の力など社会生活のスキルを高める。	◎		○	○
キャリアへのアプローチⅡ	社会的視野を育み、キャリア形成に向けた力を養うと共に、進路を決定し社会的スキルを完成させる	1.本学の建学の精神に基づいた個々の価値形成。 2.自らの使命感に基づいた社会人としての視点の醸成。 3.コミュニケーション能力や問題対処の力など社会生活のスキルの完成。	◎	○	○	○
教職・保育実践演習(幼)	保育者となるための総まとめ科目	1.保育実践現場での様々な課題について、主体的に考え、説明することができる。 2.保育内容などの指導力に関して理解を深め、指導案について多角的に討議したり、ロールプレイ(模擬授業)を通じて指導力を高めたりできる。 3.保育者としての専門性、資質能力について総合的に理解し、説明することができる。	○	◎		◎
基礎演習	探究活動を通して獲得する乳幼児に対する理解と諸課題解決への姿勢の育成	1.自らの考えを言葉や文章表現によつて的確に伝えることができる。 2.子どもに関する内容から課題を見つけ、課題解決を図ることができる。 3.リサーチリテラシーについて理解し、レポート等に活用することができる。		○	◎	◎
教育・保育基礎実習	全実習の基礎科目。子どもを見る眼・保育を考える眼を養うとともに保育者になるための基本的態度や姿勢を身につける	1.学外観察実習を通して、子どもの活動を捉え、保育者の援助・配慮、環境構成の意図を理解できる。 2.保育者となるための自覚と責任をもって、主体的に取り組むことができる。 3.観察記録の書き方を理解し、保育についての考えを文章表現や保育者への質問等によつて的確に伝えることができる。	◎	○	◎	
教育・保育基礎実習事前事後指導	実習に向けて基本的な知識と姿勢を身につけ、実習への課題や目標を明確にする	1.基本的な実習記録の書き方を理解し、学内観察実習を通して学んだことや気づいたことを言葉や文章表現によつて的確に伝えることができる。 2.実習を踏まえた話し合いを通して、保育への理解を深めることができる。 3.全実習のスケジュールと学習内容を理解した上で、次の実習に向けて課題や学習目標を明確にできる。		○	◎	◎
教育実習	幼児期の子どもの姿と教諭の役割を学び、幼稚園教諭としての専門性を身につける	1.幼児期の子どもの教育について理解できる。 2.子どもの姿から指導案を立案し、実践することができる。 3.常に課題意識をもち、幼稚園教諭としての専門性を身に付ける。	○	◎	◎	◎
教育実習事前事後指導	教育実習に向けての知識と姿勢を身につけ、実習後には自らの成長と課題を明確にする	1.幼児教育の基本と幼稚園教諭の職務について説明できる。 2.幼児期の子どもの姿について理解を深め、指導計画を立案し、実践することができる。 3.教育実習を振り返り、自己の子ども観・教育観を意識しながら今後の課題を明確にできる。		◎	○	◎
保育実習Ⅰa(保育所)	保育所の機能と保育所保育について実践を通して学ぶ	1.保育所の意義と役割、保育所保育の内容と方法を体験的に理解する。 2.保育所保育士としての職務内容や倫理を体験的に学び、理解する。 3.実習記録や指導案の書き方について実践を通して理解する。	○	◎		○
保育実習Ⅰa(保育所)事前事後指導	保育所実習で求められる知識・技能・態度を身につける	1.実習の意義・目的を理解し、実習に必要な知識・技術を身につける。 2.実習での自らの目標や課題を明確にして、実習の準備ができる。 3.保育者としての職業倫理を理解し、実習に取り組むための姿勢や態度を身につける。	○	◎		◎

保育科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる基礎的教養と専門的知識を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、専門的知識および技術をもって保育を実践することができる。					
	3. 自らの考えを的確に伝え、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 子どもや家族をめぐる諸課題に関心を向け、生涯にわたり学び続ける姿勢を有している。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
			①	②	③	④
保育実習 I b(施設)	子どもや利用者、支援者、施設全般について理解するための実習	1.施設現場での直接的な関わりを通して、子どもや利用者の理解を深める。	○	◎	○	
		2.施設の保育士や職員の職務内容、援助・支援のあり方について理解する。		○	◎	
		3.施設の多様な機能と役割について理解を深める。	◎			○
保育実習 I b(施設)事前事後指導	施設での実習を行う上での準備と実習後の振り返り	1.施設実習の意義・内容を理解する。	◎			
		2.様々な実習先施設種別とその役割について学び、理解する。	◎			
		3.実習の総括を行い、新たな課題や学習目標を明確にする。			○	◎
保育実習 II	保育実習 I での経験を踏まえ、実務を深く学ぶ応用編	1.保育所保育の内容と方法と多様な支援の実際について具体的に理解する。		◎		○
		2.保育士の業務内容、職業倫理を具体的に学び、規範意識をもって行動することができる。	○	◎		
		3.実習記録や指導案、教材研究を考え、責任実習を含めた取り組みを工夫しながら実践できる。		◎		
保育実習 II 事前事後指導	保育実習 I での学習経験を踏まえ、保育実習 II に求められる知識・技能・態度を身につける	1.保育実習 II の意義と目的を理解して自己課題を設定し、準備を整えることができる。		◎		
		2.保育の計画や指導案に関する知識を蓄えて保育者の援助のあり方を考え、活用できるようになる。		◎		
		3.保育者の専門性と職業倫理への理解を深め、保育者としての姿勢を整えることができる。	○	◎		
施設実践演習	保育実習 I b(施設)での経験をふまえ、さらに学びを深めるための実習	1.施設の多様な役割や機能について理解を深める。	○	◎		
		2.子どもや利用者に加えて家庭や地域に対する援助や支援についても理解を深める。	○	◎	○	
		3.援助・支援計画や記録、職員間の連携等を具体的に学び理解する。		○	◎	
施設実践演習事前事後指導	施設実践演習を行う上での準備と実習後の振り返り	1.実習先種別の役割と機能、子どもや利用者について、援助・支援の理念やあり方について、文献等から知識を深め、説明することができる。			◎	
		2.援助・支援計画や記録、職員間の連携等について、理解することができる。		◎		
		3.実習生各自が課題意識をもって実習に参加し、今後の課題を明確化することができる。			○	◎

2023年度生 専攻科カリキュラムマップ

専攻科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる専門的知識と技術を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、適切な保育内容・方法を活用しながら一人ひとりに即した援助を実践することができる。					
	3. 地域社会の一員としての役割を自覚し、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 主体的・協働的な探究活動を通して、子どもや家族をめぐる諸課題の解決に向けて行動する力を育み、生涯にわたって保育の発展に貢献することができる。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
			①	②	③	④
キリスト教保育特論	キリスト教行事や幼児礼拝について、聖書に基づいた理解をし、実際の保育の現場で生かせる学びをする	1.聖書に書かれているイエス・キリストの生涯を理解し、説明することができる。 2.幼児礼拝やキリスト教行事に関する理解を含め、実際の現場で活かせることができる。	◎			
子どもの権利と社会	子どもと人権に関わる専門職として、子どもの権利と社会における課題について主体的に関わる姿勢を学ぶ	1.キリスト教の人間観、子ども観に基づいた支援を説明することができる。 2.子どもの権利を形成する思想や「子どもの権利条約」の概要を理解し、説明することができる。 3.子どもの権利擁護者としての幼稚園教諭・保育士などの役割を理解し、自らが権利擁護実践を担う者である自覚を持ち、人間の尊厳性や多様性、人権などの諸課題について自らの言葉と行動で表現することができる。	◎	◎		◎
保育学研究	歴史的な視点から現代の保育・教育の諸問題を考える	1.保育・幼児教育の歴史的な展開と特質を理解し、説明できる。 2.保育・幼児教育の現状を理解し、歴史的な視点を踏まえて説明できる。 3.保育・幼児教育の基本的概念や理念を理解し、保育・幼児教育のあり方を考察することができる。	○	◎		◎
保育心理学	保育者には一般的な子どもの心理的特性の理解と同時に、個々の子どもに応じた理解・援助が求められる。そこで、子どもの心身の発達及び学習の過程について基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた援助の基礎となる考え方を理解する。	1.子どもの心身の発達の過程・特徴を理解するとともに、発達の代表的理論を踏まえ、発達の概念及び保育・教育における発達理解の意義を理解することができる。 2.子どもの学習の過程を理解するとともに、発達を踏まえた主体的学習を支える援助について基礎的な考え方を理解することができる。	◎			
社会福祉研究	保育科での学びを基盤として、社会福祉に関する知識・理解を深める	1.社会福祉・障害児者福祉・ソーシャルワークの専門的事項を理解できる。 2.社会福祉・障害児者福祉・ソーシャルワークの意義や必要性について、自らの意見を述べることができる。 3.障害児・者福祉の歴史的背景と、制度及び支援実践における現状と課題について説明することができる。 4.保育が社会福祉の領域である事の意味を理解し、それを活かす実践ができる力を養う。		◎		◎
子ども家庭福祉論	子どもと家庭への福祉についてより深く学ぶ	1.子ども家庭福祉に関する諸施策の理解を深めることができる。 2.子どもとその家庭を取り巻く様々な現状と課題について説明することができる。 3.保育者としての福祉の視点を身に付け、それを活かした意見を述べて、討議に参加することができる。	◎			◎
自然研究	生物に関する基礎的知識を修得し、幼児教育の場で活かす	1.身近な生物を観察し、その形態や分類、生活史、多様性を理解する。 2.植物標本を作製し、図鑑で検索、同定することができる。 3.自然や生命の大切さを理解し、子どもたちに具体的な知識として伝えられる。				
教育哲学特論	物事を哲学的に考え、教育及び人間に関する常套句の真の意味を考え直し、常套句にとらわれずに、教育のあるべき姿や魅力的な教育実践について考える	1.教育思想や哲学思想を手がかりにして、常套句や通念にとらわれない自立的で現実即した思考を体験する。 2.学術的なテキストに忍耐強く向き合う姿勢と、それを読み解く基本的なリテラシーを身につける。 3.自分なりに論理を組み立てる思考と、それを他者と共有する基本的なリテラシーを身につける。				◎
保育施設運営論	子どもの最大限の育ちを保障することができる保育施設の設置や運営の在り方・課題を様々な視点から学ぶ	1.保育・教育制度の仕組みを理解し、保育施設の役割について説明できる。 2.保育施設の運営に関する様々な専門知識を学び理解できる。 3.保育施設の機能や全体構造を捉え、チームの中での自己の果たす役割を考察できる。	◎	○		◎
現代保育・教育問題特論	自らの実践体験を社会的な文脈のなかで解釈し、対応についてさらに理解を深める	1.近年の幼児教育をめぐる変化について、法令、各種データや新聞・雑誌記事などから読み取ることができる。 2.得られた情報にもとづいて、自ら考え、評価し、保育実践に活用できる方策を見出す姿勢が身につけている。 3.自ら設定した課題をレポートにまとめ考察できる。	◎		○	◎
子どもとアート	様々な素材や方法を通して「表現」の拡がりを体験的に理解し、子どもの主体性を大切に、子どもが自分なりの思いを楽しみながら表現できる造形活動を支えられるようになるため、代表的な素材や行為による、子どもの発達に応じた造形表現活動を実践的に学ぶ	1.乳・幼児期における造形指導の展開についての知識や技術、発想や構想の能力を身につける。 2.制作活動や鑑賞活動を通して感性を育み、他者の考え方や造形に触れながら、自分とは異なる表現について受容、共感、賞賛の姿勢を持つことができる。 3.造形活動へのイメージを広げて、造形活動への意欲を培う。 4.授業で行った活動について、自分なりに体験を分析し、記録としてまとめることができる。	◎		◎	
ICT教育演習	データ特性の理解に基づき、文字列を検索、変換して整理し、数値については演算処理を行って得られたデータ情報を要約した形で表現し、発信する技能についても学ぶ	1.パソコンの基本ソフトを使用したデータの集計・分析の基礎を理解できる。 2.研究法や統計の知識を学ぶことで、研究における分析データに基づいた理解が可能になる。 3.調査や観察を通じて行動・心理に関わるデータを収集し、その数値要約・相関関係について分析し、統計的検定について理解できる。				◎
幼児と言葉	実践を通して、保育現場に必要な知識や技能を身につける	1.幼児の言葉の発達や学びの過程を理解し、保育を構想する方法を身につける。 2.実践を通して領域「言葉」の理解を深め、保育現場で活かせる「言葉」を身につける。	○	◎		◎

専攻科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる専門的知識と技術を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、適切な保育内容・方法を活用しながら一人ひとりに即した援助を実践することができる。					
	3. 地域社会の一員としての役割を自覚し、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 主体的・協働的な探究活動を通して、子どもや家族をめぐる諸課題の解決に向けて行動する力を育み、生涯にわたって保育の発展に貢献することができる。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
			①	②	③	④
幼児と環境	身近な環境の特性を理解し、幼児の心の育ちを踏まえた保育環境づくりを探究する	1.領域「環境」のねらいと内容について理解、説明することができる。 2.実践と理論のつながりを理解し、環境の持つ意味を明確にすることができる。 3.保育者の専門性としての環境を見る目を養うことができる。		◎		
幼児と健康	領域「健康」の指導に必要な基礎的知識および技能を身に付けることを目指す	1.現代社会に取り巻く子どもたちの環境の現状と課題を理解し、改善策を探究する。 2.子どもたちの脳機能や生理的特性を理解し、その望ましい発育・発達を助長する技能及び指導方法を身に付ける。 3.子どもたちの否認し能力をはぐむための指導方法を身に付ける。		◎	○	
幼児と表現	子どもたちの主体的な表現を引き出し育むために必要な知識と感性、表現力を身につける	1.乳幼児期から就学後までを見通して、子どもの表現を捉えることができる。 2.表現を他領域との関連をふまえて総合的に感得し適切に援助することができる。 3.多様な表現に触れ、子どもが必要としている体験を考慮機会を提供できる。 4.協働的な表現を通し、保育ならではの表現世界に発展させることができる。		◎		○
幼児と人間関係	幼児の心を安定させ、自立心や協同性を育む活動を構想し、実践する力を高める。	1.幼児期の人間関係を取り巻く環境と課題について述べるができる。 2.幼児期の発達を理解し、個々に配慮した援助を考えることができる。 3.人とかかわる力を育てる活動を計画し、実践する力を高める。		○		◎
幼児の身体表現	身体で表現し、人と関わる楽しさを体験し、子どもに向き合う姿勢を体得していく	1.保育内容「表現」の領域を理解することができる。 2.「身体表現」のための基本的な技術を理解し実践することができる。 3.作品作りのプロセスに積極的に関わり協働することができる。		◎		◎
幼児の造形表現	幼児の造形表現に関わる文献講読と発表によって問題意識を共有し、現地視察を通して幼児の造形表現への理解を深める	1.文献購読から自らの考えを深め、言葉や制作物によって伝えることができる。 2.主体的、協働的な探究活動を通して幼児の表現を多様な視点を持ってとらえ、子ども理解を深めることができる。	◎		○	
子どもと絵本の楽しみ	絵本の特質と活用について理論と実践から学ぶ	1.絵本の特質や表現をもとに作品を理解することができる。 2.領域「言葉」への理解をもとに絵本と子どものかかわりを考え、実践的な活動を考えることができる。 3.子どもと絵本を結びつける意義と方法を理解し、援助や環境構成を考慮することができる。	○	◎		○
子どもの生活と環境	領域「環境」のねらい及び内容を理解した上で、幼児を取り巻く環境や、幼児と環境の関わりについての専門的事項における感性を養い、知識を深める。情報機器の活用についても学び、グループワークやレポートの発表を通して利用する。こうした学習を通して、保育実践のイメージを体験的に広げる。	1.幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本や保育所保育指針に示された保育の基本等を踏まえ、領域「環境」のねらいおよび内容を理解している。 2.幼児の発達や学びの過程を理解し、領域「環境」に関わる具体的な指導場面を想定した保育を構想する方法を身につける。	◎			
幼児教育課程特論	キリスト教保育の子ども理解を基盤に、実践に応用できる教育課程と指導計画についての知識・技能を習得する	1.学校教育体系の中での幼稚園教育の位置づけと意味の理解を深める。 2.幼稚園教育の歴史の変遷とA.L.H.の功績と実践の意義を理解する。 3.幼児教育の基礎基本の学修を深める。 4.「環境を通した保育」「遊びを通しての指導」「発達過程に応じた指導」の基本を理解する。 5.開かれた「教育課程」に求められる保育者の社会的使命について学修する。		◎		◎
特別支援教育・保育総論	特別な支援を必要とする子どもについて深く理解し、保育者として具体的な配慮や援助の方法を身につける	1.障害のある子どもの特性を理解し、個々に合った配慮を考慮することができる。 2.特別支援教育・保育に関する歴史の変遷や法制度等を理解する。 3.特別な配慮が必要な子どもの家庭への支援や関係機関との連携について、具体的な方法を説明できる。	◎	◎		◎
子育て支援論	子育て支援が必要となる背景をふまえ、子育て活動に参加するなかで保育者に求められる姿勢や役割について理解を深める	1.家族を取り巻く社会状況を理解し、子育て支援施策の内容を述べることができる。 2.子育て支援の具体的な場や活動内容を説明することができる。 3.子育て支援における保育者の役割を理解し、支援方法を考えることができる。	◎	○		○
教育相談	教育・保育現場における「教育相談」の必要性や意義を正しく理解し、その方法やあり方について学ぶ	1.教育相談の実際について知り、その内容について説明できるようになることを目的とする。 2.教育相談の方法（あり方）について理解し、その内容について説明できるようになることを目的とする。		◎		
保育指導法演習	「幼稚園教育要領」に記された教師の援助・指導のあり方について探究する	1.子どもの主体的活動を豊かにする指導法のあり方について学修を深める。 2.幼児期に求められる資質・能力を培う援助、指導のあり方を学修する。 3.「環境を通した教育」の意義と教師の役割を理解し、実践応用力を培う。 4.情報時代を生き抜くことのできる情報モラルの基礎を学ぶ。		◎		○
保育実践学習Ⅰ	保育現場への参観・体験・参入と討議によって保育観を深め、実践力を付ける	1.保育者の援助や環境構成の工夫、子供の主体的な活動や保育の連続性を実践から理解することができる。 2.保育を観る力をつけて適切に記録するとともに、自らの課題を探究し、他者に伝えることができる。 3.意見を聴く力、実践を語る力をつけ、質の高い保育について考えることができる。	○	◎		◎

専攻科 ディプロマ・ポリシー	1. 愛をもって子どもに接し、保育者に求められる専門的知識と技術を身につけている。					
	2. 子どもの成長・発達について理解し、適切な保育内容・方法を活用しながら一人ひとりに即した援助を実践することができる。					
	3. 地域社会の一員としての役割を自覚し、多様性を尊重しながら他者と協働することができる。					
	4. 主体的・協働的な探究活動を通して、子どもや家族をめぐる諸課題の解決に向けて行動する力を育み、生涯にわたって保育の発展に貢献することができる。					
科目名	科目のテーマ	科目の到達目標	ディプロマ・ポリシーの項目番号			
			◎:達成のために重要な事項 ○:達成のために望ましい事項			
			①	②	③	④
保育実践学習Ⅱ	保育実践学習Ⅰの学習経験を踏まえた幼稚園への参入と討議によって保育観を深め、実践力をつける	1.保育者の援助や環境構成の工夫、幼児の活動や保育の連続性を体得することができる。	○	◎		
		2.保育を観る力を深めて適切に記録するとともに、自らの課題を探究し、他者に伝えることができる。			◎	○
		3.意見を聴く力、実践を語る力をつけ、質の高い保育について考えることができる。			◎	○
保育実践学習Ⅲ	保育実践学習Ⅰ・Ⅱで身につけた保育実践力を土台として、保育力をさらに高める実習	1.子ども理解、保育環境の構成、援助・支援のあり方などを中心に自らの学びを文章にしてまとめ、発表することができる。	◎		○	
		2.現場での実践から保育・福祉への関心・問題意識を明確にし、説明できる。		◎		
		3.実践を通して自らの保育観・福祉観を振り返り、今後の保育のあり方について考えることができる。				◎
保育研究演習	保育科(短期大学)において学習した理論および実践的課題をふまえ、自らの問題意識と関心を育む	1.研究を進める上で必要な論文の構成、研究手法、文献検索、倫理について理解する。	○			◎
		2.先行研究を理解し、自らの問題意識を研究テーマとして設定できる。			○	◎
		3.ゼミや討議の場を通して、自らの研究テーマについて探究することができる。			○	◎
修了研究	4年間の総まとめとして、研究テーマを定め、論文を完成させる	1.各自の研究テーマ領域における問題の所在を深く理解し、探求の目を向けることができる。			○	◎
		2.資料に基づいて対象となる課題に取り組み、そこに独自の思考を展開することができる。			○	◎
		3.文章作成、口頭発表を通して他者に表現できる姿勢と技量を修得している。			○	◎

12. 教育課程

保育科 教育課程一覧（2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 41～P. 42参照）

①2023年度入学生

	授業科目名	ナンバリング	授業の方法	単位数		開講時期				免許・資格		卒業の要件
				必修	選択	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	幼免	保育士	
基礎 教養 科目	キリスト教学	H1101	講義	2		○						13単位 以上必修 [英語2単 位、体 育 2単位(講 義・実技 含め)]
	頌栄学	H1104	演習	1			○					
	子どもと人権	H2109	講義	2				○			2△	
	社会学	H2110	講義		2				○		2△	
	日本国憲法	H1106	講義		2	○				2◎	2△	
	心理学	H2106	演習		2			○			2△	
	生物学	H1105	講義		2		○				2△	
	保育と情報	H2107	演習		2			○		2◎	2△	
	英語Ⅰ	H1102	演習	2		○				2◎	2◎	
	英語Ⅱ	H2112	演習		2				○			
	体育(講義)	H2108	講義	1				●		1◎	1◎	
	体育(実技)	H1103	実技	1			○			1◎	1◎	
専門 教育 科目	教育原論	H2232	講義	2				○		2◎	2◎	49単位 以上
	教育社会学	H2247	講義		2				○	2◎		
	保育原論	H1201	講義	2		○					2◎	
	教職・保育職概論	H2248	講義		2				○	2◎	2◎	
	子ども理解と相談援助	H2233	演習		2			○		2◎	2◎	
	保育方法論	H2249	講義		2				○	2◎	2△	
	子ども家庭福祉	H1216	講義	2			○				2◎	
	社会福祉概論	H1202	講義	2		○					2◎	
	子ども家庭支援論	H2234	講義		2			○			2◎	
	社会的養護Ⅰ	H1203	講義		2	○					2◎	
	社会的養護Ⅱ	H2235	演習		1			○			1◎	
	保育の心理学	H1217	講義	2		○					2◎	
	子ども家庭支援の心理学	H2250	講義		2				○		2◎	
	教育心理学	H2236	講義		2				○	2◎	2△	
	子どもの健康と安全	H2251	演習		1				○		1◎	
	子どもの保健	H2237	講義	2				○			2◎	
	子どもの食と栄養 a	H1204	演習	1		○					1◎	
	子どもの食と栄養 b	H1218	演習	1			○				1◎	
	特別支援教育・保育概論	H1219	演習	2			○			2◎	2◎	
	乳児保育Ⅰ	H1205	講義	2		○					2◎	
	乳児保育Ⅱ	H1220	演習	1			○				1◎	
	子育て支援	H2252	演習		1				○		1◎	
	音楽Ⅰ	H1206	実技	1		○						
	音楽Ⅱ	H1221	実技	1			○					
	芸術表現	H2259	演習		1				○		1△	
	現代保育・教育問題演習	H2253	演習	1				○	○		1△	
	教育課程の意義と編成	H1222	講義	2			○			2◎	2◎	
	保育内容総論	H1208	演習	1			○				1◎	
子どもと健康(領域)	H1233	演習		2	○				2△	2△		
子どもと人間関係(領域)	H1234	演習		2	○				2△	2△		
子どもと環境(領域)	H1235	演習		2	○				2△	2△		
子どもと言葉(領域)	H1236	演習		2	○				2△	2◎		
子どもと表現(領域)	H1237	演習		2	○				2△	2◎		
健康の指導法	H1239	演習		2		○			2◎	2◎		
人間関係の指導法	H1240	演習		2		○			2◎	2◎		

	授業科目名	ナンバリング	授業の方法	単位数		開講時期				免許・資格		卒業の要件
				必修	選択	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	幼児	保育士	
専門 教育 科目	環境の指導法	H1241	演習		2		○			2◎	2◎	49単位 以上
	言葉の指導法	H1242	演習		2		○			2◎	2◎	
	表現の指導法 A	H2260	演習		2			○		2◎	2◎	
	表現の指導法 B	H2261	演習		2			○		2◎	2◎	
	保育指導法	H2262	演習		2				○	2◎	2△	
	キリスト教保育	H2241	講義	2				○			2△	
	キャリアへのアプローチⅠ	H1213	演習	1		○	○					
	キャリアへのアプローチⅡ	H2257	講義	1				●				
	教職・保育実践演習(幼)	H2258	演習		2				○	2◎	2◎	
	基礎演習	H1214	演習	2		○	○				2△	
	教育・保育基礎実習(注③)	H1225	実習		1		○					
	教育・保育基礎実習 事前事後指導(注③)	H1215	演習		1	○	○					
	教育実習	H2243	実習		4			○		4◎		
	教育実習事前事後指導	H2244	演習		1			○	○	1◎		
	保育実習Ⅰ a (保育所)	H1226	実習		2		○				4◎	
	保育実習Ⅰ b (施設)	H1227	実習		2		○					
	保育実習Ⅰ a (保育所) 事前事後指導	H1228	演習		1		○	○			2◎	
	保育実習Ⅰ b (施設) 事前事後指導	H1229	演習		1		○	○				
	保育実習Ⅱ	H2245	実習		2			○			2◎	
	保育実習Ⅱ事前事後指導	H2246	演習		1			○	○		1◎	
施設実践演習	H1243	実習		2			○					
施設実践演習事前事後指導	H1244	演習		1			○	○				

【注】① ●印は、週1時間授業を表す。(90分×8回とする。)

② 免許・資格欄の◎印は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するための必修科目であり△印は、選択科目を表す。

③ 教育・保育基礎実習、教育・保育基礎実習事前事後指導について
教育実習、保育実習Ⅰ、Ⅱを履修するために必ず履修しなくてはならない科目。

④ ナンバリングについて

授業科目に番号を付し分類することで、学修の段階を示し、教育課程の体系性を明示するしくみ。

ナンバリング構成

例) H 1 1 0 1
↑ ↑ ↑ ↑
①学科 ②学年配当コード ③科目群 ④授業科目のコード

1. 学科

H	保育科
S	専攻科

2. 学年配当コード

1	保育科・専攻科	1年
2	保育科・専攻科	2年

3. 科目群

1	保育科	基礎教養科目
2	保育科	専門教育科目
3	専攻科	理論系科目
4	専攻科	実践系科目

4. 授業科目のコード

開講時期の早い科目より付番

専攻科 教育課程一覧（2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 43参照）

①2023年度入学生

	授業科目名	ナンバリング	授業の方法	単位数		1年		2年		免許 幼	修了の 要件
				必修	選択	前期	後期	前期	後期		
理論 系 科目	キリスト教保育特論	S1301	講義	2		○					62単位 以上
	子どもの権利と社会	S1304	講義		2		○				
	保育学研究	S1302	講義		2	○				○	
	保育心理学	S1303	講義		2		○			○	
	社会福祉研究	S2308	講義		2				○		
	子ども家庭福祉論	S2309	講義		2				○		
	自然研究	S2305	講義		2			○			
	教育哲学特論	S2312	演習		2			○			
	保育施設運営論	S2313	演習		2				○		
	現代保育・教育問題特論	S2307	講義		2				○	○	
実践 系 科目	子どもとアート	S2423	演習		2				○		
	ICT 教育演習	S1401	演習		2	○					
	幼児と言葉	S1412	講義		2		○			○	
	幼児と環境	S2421	演習		2			○		○	
	幼児と健康	S1413	演習		2		○			○	
	幼児と表現	S1411	演習		2	○				○	
	幼児と人間関係	S2422	演習		2			○		○	
	幼児の身体表現	S2411	演習		2			○		○	
	幼児の造形表現	S1408	演習		2		○			○	
	子どもと絵本の愉しみ	S2418	演習		2				○	○	
	子どもの生活と環境	S1403	演習		2			○		○	
	幼児教育課程特論	S2417	講義		2				○	○	
	特別支援教育・保育総論	S2415	講義		2			○		○	
	子育て支援論	S1409	演習		2		○				
	教育相談	S1414	演習		2		○				
	保育指導法演習	S1404	演習		2	○				○	
	保育実践学習Ⅰ	S1405	演習		2	○					
	保育実践学習Ⅱ	S1410	演習		2		○				
	保育実践学習Ⅲ	S2416	演習		2			○			
	保育研究演習	S1406	演習	4		○	○				
修了研究	S2420	演習	6				○	○			

13. 履修登録について

履修登録とは、学生自身が、自分の学修すべき科目を決定し、所定の手続きに従って大学に届け出ることをいう。学則に定められている単位を修得し、短期大学卒業の認定（専攻科修了の認定）を受け、かつ、免許・資格を取得するための重要な手続きである。

登録の誤りや計画通りに単位の修得ができなかった場合は、在学期間の延長（卒業延期）や、免許・資格が取得できなくなることがある。そのようなことにならないよう、学年はじめのオリエンテーションには必ず出席して、説明をよく聞き、しっかりと理解・把握すること。

なお、登録に際しては、履修科目のすべてが試験に合格して単位修得ができるとは限らないので、選択科目の履修数には、余裕をもたせておくこと。

(1) 履修登録の手続き

学生は、4月オリエンテーション時に、年間の履修計画をたて、履修したい科目すべてを所定の期日までに『Pholly』にて登録すること。

(2) 履修登録についての注意

履修登録に関しては、すべて本人の責任となるので、次の注意事項をよく読み遺漏のないようにすること。

- ①学生便覧、授業計画・授業内容（シラバス）、授業時間割を参考にして履修科目を決定すること。
- ②履修を希望する科目は、必修科目・選択必修科目・選択科目に関わらず、すべてを登録しなくてはならない。
- ③登録をしていない科目の受講・受験はできないので十分に確認すること。
- ④所定の期日までに履修登録が行われなかった場合、やむを得ないと認められる以外は、事後の登録は一切受け付けることができないので注意すること。
- ⑤登録していた科目の取消し、登録科目の追加の場合は、所定の期日までに教務課に届け出ること。
- ⑥同一時限に2科目以上の登録を行うことはできない。
- ⑦いったん単位を認定された科目を再度登録（履修）することはできない。

(3) 履修登録単位数の上限（キャップ制）について

履修科目の授業時間外の予習・復習にあてる学習時間を確保できるよう年間に履修登録ができる単位数の上限を設けている。

保育科 年間 50単位

*ただし以下の科目は、キャップ制の対象外とする。

- ・卒業要件に含まれない科目
- ・実習関連科目
- ・再履修科目

専攻科 年間 40単位

(4) 既修得単位の認定

他の大学・短期大学等での既修得単位の認定を希望する場合は、その大学等の「成績証明書」と単位を修得した科目の「シラバス（講義要領）」（受講した内容のもの）を入手し、入学後の前期オリエンテーション時に速やかに教務課に申し出ること。既修得単位の認定の申請については、入学年度のみとし、それ以降は認められないので注意すること。

履修要領の詳細については、X. 諸規程「2. 授業科目履修規程」(P.95～97)に必要な事項が定められているので、よく読んでおくこと。

14. 試験について

成績の評価は、定期試験・臨時試験・受講態度等を加味して総合的に行われる。それぞれの比率については、『授業計画・授業内容（シラバス）』に記されている成績評価の方法・基準を確認すること。その中でも、学期末に行われる定期試験は大きな比重を占めている。試験には、筆記、実技、レポート、作品提出等などの方法がある。『授業計画・授業内容（シラバス）』にある授業の到達目標欄に示されている各項目についての理解の程度、修得の程度等がこれらの方法によって評価される。最終的な総合評価が定められた基準を満たしている場合には、合格となり所定の単位が認定される。日頃の授業への出席率によって「受験資格なし」となることがある。

(1) 受験資格について

次の者は、受験することができない。

- ①試験科目の履修登録をしていない者
- ②学費を納めていない者
- ③授業時数（授業回数）の1/3を超える欠席をしている者
- ④試験場に定刻より30分以上遅刻した者
- ⑤試験監督者の指示・注意に従わない者

(2) レポート・作品提出に関する注意事項

提出の際は、次の事項に注意すること。

- ①提出場所、提出期限、提出時間を厳守のこと。（掲示にて知らせる。）
提出時間以外は、受理しない。
- ②いったん提出されたレポート等は理由のいかんを問わず差替え、返却はできない。
- ③原則として本人が提出すること。

(3) 実施時期と時間割

試験は、前期末及び後期末の2回実施されるが、通年の科目は、最終学期末のみに行われる場合もある。試験の時間割は、各期末の試験期間初日のおおよそ10日前に掲示により発表する。時間割も通常授業の時間割とは異なるので注意すること。

<試験時間帯>

第Ⅰ講時	第Ⅱ講時	第Ⅲ講時	第Ⅳ講時	第Ⅴ講時
9:30～10:30	11:00～12:00	13:00～14:00	14:30～15:30	16:00～17:00

(4) 受験時の注意

受験の際は、次の事項を厳守すること。

- ①指定された座席で受験すること。
- ②試験の開始時刻の**10分前に着席**すること。
- ③学生証は、受験中、氏名、写真が見えるよう机の上に置くこと。
(学生証を忘れた者は、試験開始前までに教務課に、仮学生証の発行を依頼すること。学生証又は仮学生証がない者は受験できない。)
- ④許可されていない筆記用具やその他のものを机上または椅子の上に置くことは認めない。
それ以外の物はかばんにしまい、教室の前後に置くこと。タオル・ティッシュ・マスク等を使用する場合は、監督者の点検を受けること。
- ⑤マフラー、ひざ掛け、ストール、コート（外套）を膝に掛けることは原則として禁止する。寒い場合は、セーター・カーディガン等上着（外套除く）を用意すること。
- ⑥携帯電話等の電子機器はマナーモードまたは電源を切ってかばんにしまうこと。
- ⑦定刻より30分を超える遅刻をした場合は当該科目の受験はできない。また、試験開始後の退場は原則として認めない。
- ⑧病気、事故等で欠席・遅刻の場合は試験開始時刻までに必ず教務課に電話連絡をすること。
(教務課直通 078-842-7019) 無断で欠席した場合は、その試験を「放棄」したとみなされるので注意すること。
- ⑨その他、試験場ではすべて試験監督者の指示・注意に従うこと。
- ⑩気象警報発令等による試験延期等の措置は、ホームページ（携帯サイト内、在校生緊急連絡）を参照のこと。

(5) 不正行為とその処置

試験において不正行為があった場合は、その後の受験を停止し当該試験期間の全受験科目を無効とし停学処分にする。（『頌栄短期大学試験規程』第11条）

試験における不正行為とは次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- ①不正使用の目的を持って作成された文章等を試験場に持ち込むこと。
- ②使用が許可されていない参考書・ノート等を参照すること。
- ③机等に不正な書き込みをして受験すること。
- ④他人の答案用紙と交換すること。
- ⑤他人の答案を筆写し、または筆写させること。
- ⑥答案用紙の破棄・試験会場外へ持ち出すこと・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事。
- ⑦私語・動作等によって不正な連絡を試みる事。
- ⑧携帯電話等の通信機器を使用すること。
- ⑨試験時間中に監督者から配布された答案用紙以外の答案用紙（以下、「不正答案用紙」）を使用して答案を作成すること、及び不正答案用紙を使用可能な状態におくこと。
- ⑩本人に代わって受験し、又は受験させること。
- ⑪その他、教授会において不正行為と認められた行為。

(6) 追試験について

やむを得ない理由により試験を欠席した場合に、行われる試験である。追試験を受験するためには、欠席した試験の当日に教務課に連絡をすること。(078-842-7019)

追試験の受験を申し出る場合は、欠席の理由を証明する書類の添付（原本）が必要となるので準備しておくこと。追試験の評価は原則として90点を超えることはできない。

<手続き>

教務課で交付する「追試験受験願」に所定の事項を記入し、欠席理由を証明する書類を添えて、当該試験終了後7日以内に教務課に提出すること。その理由が正当と認められた場合に限り、受験することができる。その場合は、後日設定される「追再試験受験手続日」に受験料（1科目：1,000円）を納めなくてはならない。

(7) 再試験について

試験の結果が不合格の場合に行われる試験である。ただし、科目によっては、実施しないこともある。再試験の評価は原則として60点を超えることはできない。

再試験を受ける事が出来る科目数は、5科目までとする。6科目以上の科目が不合格になった場合は、5科目を超えるものについては、再履修しなくてはならない。

<手続き>

「追再試験受験手続日」に教務課で交付する「再試験受験願」に所定の事項を記入し、受験料（1科目：1,000円）を納めなくてはならない。

* 追再試験については、『頌栄短期大学試験規程』（P.97～98）を参照のこと。

15. 教育職員免許状及び資格の取得について

教育職員免許状の種類

本学で取得することのできる教育職員免許状（以下「教員免許」という。）は次の通りである。

	種 類
保育科	幼稚園教諭二種免許状
専攻科	幼稚園教諭一種免許状

保育科

(1) 幼稚園教諭二種免許状の取得について

学則第29条により幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、本学が教育職員免許法並びに同法施行規則に基づいて設定する授業科目・単位数を修得しなければならない。

教員免許取得のための基礎資格及び最低修得単位数は、次のとおりである。

基礎資格	短期大学士の学位を有すること。					
区分	教育免許法施行規則第66条の6に定める科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
最低修得単位数	8 単位	12 単位	6 単位	4 単位	7 単位	2 単位

なお、詳細については、「幼稚園教諭二種免許状取得のための必要単位」に示すとおりである。

幼稚園教諭二種免許状の授与権者は兵庫県教育委員会である。申請手続きについては、2年生を対象に12月頃説明会を開くことにしている。申請に際し、3,500円程度の費用がかかる。

4年制大学を卒業し学士の資格を取得して入学した者は、本学専攻科で科目等履修をすることにより、幼稚園教諭一種免許状を取得できる場合がある。詳細は、教務課まで問い合わせること。

(2) 保育士資格の取得について

学則第29条により保育士の資格を得ようとする者は、本学が児童福祉法施行規則に基づいて設定する【教養科目】【必修科目】【選択必修科目】のそれぞれの単位数を修得しなければならない。保育士の取得に必要な授業科目・単位数は別に示すとおりである。

保育士は、厚生労働省所管の国家資格である。申請手続きについては、幼稚園教諭二種免許状と同様、適切な時期に説明会を開くこととしている。申請に際し、4,500円程度の費用がかかる。

本学では、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得を保育者としての基本的な要件としているため、両者を取得することが望ましい。

幼稚園教諭二種免許状取得のための必要単位（2023年度入学生）
（2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 49参照）

教育職員免許法施行規則に定める科目と最低修得単位数			本学開設科目および単位数		本学が定める 修得単位数
種別	科目名	単位の内訳	開設科目名	単位数	
66条の6に 定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	2
	体育	2	体育（講義） 体育（実技）	1 1	2
	外国語コミュニケーション	2	英語 I	2	2
	情報機器の操作	2	保育と情報	2	2
領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	イ 領域に関する専門的事項	12	子どもと健康（領域）	2	3科目6単位以上修得
			子どもと人間関係（領域）	2	
			子どもと環境（領域）	2	
			子どもと言葉（領域）	2	
			子どもと表現（領域）	2	
	ロ 保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		健康の指導法	2	14
			人間関係の指導法	2	
			環境の指導法	2	
			言葉の指導法	2	
			表現の指導法 A	2	
教育の基礎的 理解に関する 科目	イ 教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	6	教育原論	2	12
	ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内 容（チーム学校への対応を含む。)		教職・保育職概論	2	
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項（学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2	
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発 達及び学習の過程		教育心理学	2	
	ホ 特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解（1 単位以上修得）		特別支援教育・保育概論	2	
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程の意義と編成	2	
道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	イ 教育の方法及び技術（情報機器 及び教材の活用を含む。)	4	保育方法論	2	4
	ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談（カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。）の理 論及び方法		子ども理解と相談援助	2	
教育実践に 関する科目	イ 教育実習	5	教育実習 教育実習事前事後指導	4 1	7
	ロ 教職実践演習	2	教職・保育実践演習(幼)	2	
大学が独自に設定する科目		2		2	最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

保育士資格取得に必要な科目及び単位数（2022年度入学生）
（2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 50～P. 51参照）

（1）厚生労働省告示別表第1に定める科目【必修科目】

告示による教科目		本学開設教科目		
系列	教科目	授業科目名	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原論	2	全 科 目 必 修
	教育原理	教育原論	2	
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	2	
	社会福祉	社会福祉概論	2	
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	2	
	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	2	
	保育者論	教職・保育職概論	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育の心理学	2	
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	2	
	子どもの理解と援助	子ども理解と相談援助	2	
	子どもの保健	子どもの保健	2	
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養 a	1	
子どもの食と栄養 b		1		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	教育課程の意義と編成	2	
	保育内容総論	保育内容総論	1	
	保育内容演習	健康の指導法	2	
		人間関係の指導法	2	
		環境の指導法	2	
		言葉の指導法	2	
		表現の指導法 A	2	
		表現の指導法 B	2	
	保育内容の理解と方法	子どもと言葉（領域）	2	
		子どもと表現（領域）	2	
	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	2	
	乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	1	
	子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	1	
	障害児保育	特別支援教育・保育概論	2	
	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	1	
子育て支援	子育て支援	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ a（保育所）	4	
		保育実習Ⅰ b（施設）		
	保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ a（保育所）事前事後指導	2	
		保育実習Ⅰ b（施設）事前事後指導		
総合演習	保育実践演習	教職・保育実践演習（幼）	2	

(2) 厚生労働省告示別表第2に定める科目【選択必修科目】

告示による教科目		本学開設教科目		
系列	教科目	授業科目名	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目		保育方法論	2	実習2単位・事前事後指導1単位を含め9単位以上 選択必修
保育の対象の理解に関する科目		教育心理学	2	
保育の内容・方法に関する科目		子どもと健康（領域）	2	
		子どもと人間関係（領域）	2	
		子どもと環境（領域）	2	
		芸術表現	1	
		保育指導法	2	
		キリスト教保育	2	
		基礎演習	2	
		現代保育・教育問題演習	1	
保育実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ	2	
	保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	保育実習Ⅱ事前事後指導	1	

(3) 厚生労働省告示に定める科目【教養科目】

告示による教科目		本学開設教科目		
系列	教科目	授業科目名	単位数	備考
教養科目	外国語・体育以外の科目	社会学	2	外国語・体育を含め 8単位以上
		日本国憲法	2	
		心理学	2	
		生物学	2	
		保育と情報	2	
		子どもと人権	2	
	外国語	英語Ⅰ	2	
	体育	体育（講義）	1	
		体育（実技）	1	

専攻科

幼稚園教諭一種免許状の取得について

機構による認定専攻科では専攻科における単位の修得が4年制大学での単位の修得と同格に求められるため、教育職員免許法に定められた単位を修得した者は、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。

基礎資格（学士等の学位）と単位修得（単位流用含む）により取得する方法

学士の学位を基礎資格として、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」等の幼稚園教諭一種免許状に係る必要単位数から幼稚園教諭二種免許状に係る必要単位数を差し引いた単位を専攻科の課程において修得する方法。

各区分で必要な単位数は以下のとおりである。

**幼稚園教諭一種免許状取得のための必要単位（2023年度入学生）
（2022年度生は、2022年度学生便覧 P. 52参照）**

教育職員免許法施行規則に定める科目と最低修得単位数				本学開設科目および単位数		本学が定める修得単位数	
種別	科目名	一種	二種	差	開設科目名		単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項	16	12	4	幼児と健康	2	「イ 領域に関する専門的事項」より1科目以上、「ロ 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」より1科目以上修得
					幼児と人間関係	2	
					幼児と環境	2	
					幼児と言葉	2	
					幼児と表現	2	
	ロ 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				子どもの生活と環境	2	
					子どもと絵本の楽しみ	2	
					幼児の身体表現	2	
					幼児の造形表現	2	
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6	4	保育学研究	2	4単位以上修得
	ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）						
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				現代保育・教育問題特論	2	
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				保育心理学	2	
	ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				特別支援教育・保育総論	2	
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				幼児教育課程特論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	0	保育指導法演習	2	修得した単位は「大学が独自に設定する科目」とする
	ロ 幼児理解の理論及び方法						
	ハ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	イ 教育実習	7	7	0			
	ロ 教職実践演習						
大学が独自に設定する科目		14	2	12			最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得

16. 取得できる資格について

社会福祉主事任用資格

社会福祉事務所や国公立の社会福祉施設で相談業務などにあたる現業員（ケースワーカー）として任用される時に要求される資格であり、その就業により「社会福祉主事」となる。「社会福祉主事」の専従者として経験年数を積むことで「児童福祉司」となる、あるいは「社会福祉士」の受験資格を得ることができる。

<取得方法>

大学・短期大学等で、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上の単位を修得し卒業する（3科目主事と呼ばれている）、もしくは厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会を修了する。

本学では、「心理学」、「社会学」、「社会福祉概論」、「保育原論」（法定科目：保育理論）のうち3科目以上履修すると得られる。

准学校心理士

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格が「学校心理士」である。「准学校心理士」は、「学校心理士」に準ずる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い実務経験期間で「学校心理士」を受験することができる。

<取得方法>

以下の条件を全て満たす者は取得できる。

- ・教員免許または保育士資格を有する者（取得見込みの者）
- ・申請時に本学に在学しており、申請年度に卒業を予定している者
- ・在学時に「教育心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子ども理解と相談援助」「保育の心理学」「子育て支援」「特別支援教育・保育概論」を取得している者で、一般社団法人 学校心理士認定運営機構の書類審査に合格した者

ピアヘルパー（日本教育カウンセラー協会認定資格）

教育カウンセラーなどの専門家に協力して、同年代の学生の相談、年少の者の学業や進路・人間関係の相談、不登校や障害を持った子どものサポートなどの相談業務にあたることができる。ピアヘルパーを経て教育・福祉・保育などの分野での実践経験2年および協会主催の教育カウンセラー養成講座を経て初級教育カウンセラー資格を取得できる。

<取得方法>

本学の学生でピアヘルパー教育内容を含む、講義・演習または特別研修コース（集中講義等）を2科目4単位修得した者、または修得見込みの者（※1）で、日本カウンセラー協会の実施する「ピアヘルパー認定試験」（※2）に合格する。

（※1）加盟校指定のピアヘルピング関連科目のうち2科目4単位を修得する。

ピアヘルピング関連科目とは、

「子ども理解と相談援助」、「保育の心理学」、「人間関係の指導法」、「子ども家庭支援の心理学」、「教育心理学」、「子ども家庭支援論」である。

(※2) 筆記試験 (マークシート選択肢式 + 記述式 計110分程度の筆記試験。試験会場は本学、受験料は4,800円。)

※保育科2年生対象。また、本学保育科を卒業した専攻科生も受験要件を満たせば、試験を受けることができる。

市民救命士 (小児コース)

子ども達が、急に生命の危険にさらされたとき、命を救うためには速やかな応急手当が重要である。効果の高い応急手当を身につけるよう、実技を中心とした講習会を神戸市消防局の指導員により保育科1年生を対象に講習会を実施している。

主な内容は下記のとおりである。

概要	小児、乳児の呼吸や心臓が止まったり、食物等が喉に詰まったときに必要な応急手当などを習得する。
主な内容	①小児に対する AED を用いた心肺蘇生法 ②乳児の心肺蘇生法 ③小児、乳児の異物除去

17. 実習について

保育科

(1) 教育・保育基礎実習および教育・保育基礎実習事前事後指導について

本学では、教育実習および保育実習の基礎科目として、教育・保育基礎実習および教育・保育基礎実習事前事後指導を開設している。下記(2)に示す各科目の履修を希望する学生は、当該科目を履修し、単位を修得しなければならない。この科目では、教育実習及び保育実習に先立ち、実際の教育・保育の現状に触れることを通して、保育職を目指す者としての自覚と責任感を培うこと、実習に向けて子どもや教育・保育についての学びをより一層深めていくことを目的としている。

(2) 保育実習・教育実習について

保育士資格を取得するためには、保育実習 I a (保育所)・保育実習 I a (保育所) 事前事後指導、保育実習 I b (施設)・保育実習 I b (施設) 事前事後指導の単位を修得した上で、保育実習 II・保育実習 II 事前事後指導または施設実践演習・施設実践演習事前事後指導を履修し、単位を修得しなければならない。保育実習 I a (保育所)、保育実習 I b (施設) の単位修得見込者が保育実習 II を履習することができる。

本学では保育士資格の取得のために、保育実習 II・保育実習 II 事前事後指導を必ず受講する科目とする。施設実践演習・施設実践演習事前事後指導は、福祉施設に関する更なる学修を希望する者や、福祉施設への就職を目指す者が履習する科目とする。保育実習 II の履習に加え、保育実習 II の単位修得見込者が施設実践演習を履習することができる。

幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、教育実習と教育実習事前事後指導を履修し、単位を修得しなければならない。教育実習の単位を修得するためには、春季教育実習を経て秋季教育実習に参加することが求められる。

実習は、公立・私立の幼稚園、保育所(園)、認定こども園、様々な福祉施設において行われる。いずれの実習も、実習先は本学が決定する。

実習期間については、学年暦を参照すること。ただし実習先によっては日程が前後する場合がある。全ての実習は、設定された期間に参加することを原則とする。

(3) 実習の事前事後指導について

各実習と事前事後指導は連動して学習を進める相互関連科目であるため、各実習に対応する事前事後指導を同時に履修しなければならない。そのため、各実習と事前事後指導はいずれか一科目での単位認定は行わない。したがって一方の単位が認定されない場合は両方とも認定されない。

(4) 履修と実習への参加

(1)・(2)に示された実習科目を履修するためには、保育職に就く熱意があること、心身ともに健康であることが求められる。事前事後指導など実習に関する授業に怠りなく全て出席し、課題に取り組むことが実習科目を履修する基本条件である。欠席・遅刻・早退は厳禁とし、正当な理由がある場合にのみ補講を行う。

実習については、「頌栄短期大学実習に関する内規（以下、実習内規という）」によって定められている。実習内規に関する説明は事前事後指導で行う。

公欠を除き、各事前事後指導への欠席が3分の1を超える場合には、当該実習の履修は不可となり、当該実習の単位を修得できない。

(5) 受講資格について

(2)、(4)に記した要件に加え、各実習を受講するために必要な要件は次の通りである。

- ①各学期の評価において、再試験該当科目と単位不認定科目が合わせて6科目以上になる場合は、その次の学期に予定されている保育実習、教育実習および事前事後指導の履修を認めない。
- ②教育実習、保育実習に参加するためには、実習の基礎科目である教育・保育基礎実習および教育・保育基礎実習事前事後指導の単位を修得することが求められる。そのため、教育・保育基礎実習および教育・保育基礎実習事前指導の単位が認められない場合は、次の実習に参加する前に、担当教員から単位認定不可であることを通知する。
- ③春季教育実習を履修するためには、次のA群の中から1科目以上およびB群の中から2科目以上、合計3科目以上単位を修得しなければならない。
A群〔「子どもと健康（領域）」「子どもと人間関係（領域）」「子どもと環境（領域）」「子どもと言葉（領域）」「子どもと表現（領域）」〕
B群〔「健康の指導法」「人間関係の指導法」「環境の指導法」「言葉の指導法」〕
- ④秋季教育実習を履修するためには、「教育原論」「子ども理解と相談援助」「教育課程の意義と編成」「表現の指導法 A」「表現の指導法 B」の5科目から3科目以上単位を修得しなければならない。
- ⑤保育実習 I a（保育所）・保育実習 I b（施設）を履修するためには、次のA群およびB群の中からそれぞれ1科目以上、合計3科目以上単位を修得しなければならない。
A群〔「保育原論」「乳児保育 I」「保育の心理学」〕・B群〔「社会福祉概論」「社会的養護 I」〕
- ⑥保育実習 II を履修するためには、「子ども家庭福祉」「保育内容総論」「特別支援教育・保育概論」「乳児保育 II」「教育課程の意義と編成」の5科目から3科目以上単位を修得しなければならない。
- ⑦施設実践演習を履修するためには、「子ども家庭福祉」「保育内容総論」「特別支援教育・保育概論」「乳児保育 II」「教育課程の意義と編成」の5科目から3科目以上単位を修得しなければならない。

18. 学業に関する心得

(1) 欠席について

- ①連続3日以上欠席した者は、すみやかに欠席届を教務課に提出しなければならない。ただし、病気による欠席が1週間以上に及ぶときは、医師の診断書を添付すること。
- ②本学の諸行事に欠席する場合は、すみやかに欠席届を教務課に提出しなければならない。

(2) 遅刻及び早退について

- ①遅刻・早退は、原則として計3回で欠席1回とみなす。
- ②遅刻は、授業開始時より原則30分以内とする。以降は欠席扱いとする。
- ③早退についても遅刻と同様の扱いとする。
- ④交通機関等のやむを得ない事情による遅刻の場合は、授業担当教員に『遅延証明書』を提出すること。Web発行の『遅延証明書』については、スクリーンショットを保存しておき、担当教員に提示すること。

(3) 学外の集会への参加

学外の集会に出席する場合は、事前に教務課へ届け出ること。教授会がその集会を認めたときは、公欠とする場合がある。

(4) 公認欠席（公欠）の取り扱いについて

下表のような理由により授業を欠席した場合は、届出により公認欠席（公欠）として扱われる。

	公欠理由	公欠日数	備考	手続き等
(a) 忌引き	1 親等（父、母）	7日	左の日数は、本葬（告別式）の前後（土日祝日を含めた）連続する日数とする。	公欠願と必要書類を事後1週間以内に教務課へ提出する 〈必要書類〉 (a) 会葬御礼葉書等 (b) 医師の診断書又は証明書 (c) 登校許可証明書 ※教務課より指示する
	2 親等（祖父母、兄弟姉妹）	5日		
	3 親等（曾祖父母、伯・叔父母）	3日		
(b)	学校保健安全施行規則に定める法定伝染病による罹患	医師の診断により出席停止を必要とされた期間が記載された証明書または診断書により判定		
(c)	災害（交通機関の不通）			事後すみやかに教務課へ申し出る
(d)	就職試験・進学試験	原則として1日		事後すみやかに教務課へ提出する
(e)	学外への行事への参加等本学が正当な理由と認めたもの	行事等の日数	教授会が認めた場合のみ	
(f)	裁判員制度により、候補者として裁判員・補充裁判員として職務に従事するもの		「裁判員等専任手続期日のお知らせ（呼出状）」に当該裁判所の証明書印があるもの、または裁判員として職務に従事したことが証明出来る書類。	事前にすみやかに教務課に申し出ること

- ①公欠の取り扱いを受けようとする者は、教務課で公欠願の用紙を受けとり、必要事項を記入の上、教務課に提出すること。提出後、教務部長による承認を受け、当該授業担当教員に届け出ること。
- ②(a)(b)に関しては、証明する書類を公欠願に添付して提出すること。

《手続きの順序》

1. 教務課に来るまたは連絡する ⇒ 2. 公欠願・届に必要事項を記入する ⇒
3. 教務課に提出 ⇒ 4. 公欠承認 ⇒ 5. 本人に返却 ⇒ 6. 授業担当教員に提出

(5) 気象警報発令等による臨時休講について

①暴風警報が発令された場合

兵庫県南部（別表1）のいずれかに、『暴風警報』が発令された場合、発令時刻等に応じて次のようにする。

1. 午前7時までに解除されたときは、通常通り授業を行う。
2. 午前7時以降午前10時までに解除されている時は、午前中の授業は休講とし、午後からの授業は行う。
3. 午前10時以降に解除されたときは、その日は休講とする。
4. 登校後、発令された場合は、その状況に応じ決定する。

（別表1）警報発令の対象となる細分区域

区 分	対 象 区 域
阪 神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
播磨南西部	姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町

②特別警報が発令された場合

兵庫県南部（別表1）のいずれかに、特別警報が発令された場合、発令された段階で休講とする。発令が授業中の場合も同様とするが、その状況に応じ決定する。

※居住地において、上記の警報が発令され、危険と判断される場合の欠席については、特別の措置が講じられる場合がある。

③交通機関途絶の場合

1. 午前7時の時点でJR神戸線（大阪～姫路間）が、途絶されている場合、午前中は休講となる。
2. 午前10時までに交通機関が復旧し、JR神戸線、山陽電鉄、阪神電鉄、阪急電鉄のいずれか2社が運行されている状況の時（別表2参照）、午後からは平常授業が行われる。

*ただし、人身事故等による短時間の臨時運休の場合は、対象とならない。

（別表2）10時までに復旧した場合

J R	山陽電鉄	阪急電鉄	阪神電鉄	授業について
×	○	×	○	午後開講
×	○	○	×	午後開講
○	×	×	○	午後開講
○	×	○	×	午後開講

○印 ⇒ 運行、×印 ⇒ 途絶

④上記以外の休講

上記以外に特別な状況に応じて、休講することがある。

⑤休講になった場合の補講等の措置について

休講となった授業の補講等については、後日、掲示にて知らせる。

休講等の連絡は、大学HP内「在校生緊急連絡」を見ること。

19. 感染症への対応について

下表「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、「学校保健安全法施行規則第19条」により、授業の出席を停止しなければならない。感染症に罹った場合、または疑いのある場合は、直ちに学生支援課（078-842-2542）まで連絡すること。

なお、医師から登校許可がでたら次頁の「学校感染症・登校許可証明書」を各自でコピーし医師に記載してもらい、登校が許可された初日に学生支援課に提出すること。その後、教務課において「欠席届」の手続きを行うこと。

出席の停止により、授業・試験を欠席する学生に対しては、不利益とならないよう配慮する。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について

(学校保健安全法施行規則第18条)

分類	対象疾病	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

第二種の感染症……病状により医師において伝染の恐れがないと認めた時は、この限りではない
 第三種の感染症……病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで

担当医 様

頌栄短期大学

「学校における感染症」の登校許可証明書記入について（ご依頼）
学校保健安全法に定められた学校感染症罹患の本学学生について、診断内容等を下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

学校感染症・登校許可証明書

学籍番号 _____ 氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記学生は、下記の疾患が治癒し、感染の恐れがありませんので、登校が可能であることを証明します。

	疾病名	出席停止の期間	
	第一種感染症 ()	完全に治癒するまで	第一種
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	第二種
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから	
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
	その他 ()	病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで	

発症日 20 年 月 日
登校停止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
登校許可日 20 年 月 日から

年 月 日 医療機関名・住所

医師名 _____ ⑩

* 学校感染症・登校許可証明書は、登校時に、学生支援課へ提出してください。

VII. 学 生 生 活

Ⅶ. 学生生活

大学は資格や免許を取得し、就職するためだけにあるものではありません。保育の道を志す者として、まず、人間を磨き知識や技能を習得して、子どもの発達成長を守り支えるよき実践者を目指して自己練磨するところです。そのためには、講義や学習に自発的、意欲的に取り組むことが大切です。

学習は生きている限り続きます。それは自分にはじまり、自分にかえってくるものです。充実した、ゆとりのある大学生生活を送るよう努めましょう。

1. 支援体制

(1) オフィスアワー

オフィスアワーとは、授業等に関する学生からの質問や相談に応じるために専任教員が設けている時間帯です。この時間帯は、教員は出来るだけ研究室に在室するようにしています。質問や相談のある学生は、オフィスアワーの時間帯に各研究室を訪ねてください。(各教員のオフィスアワーの時間帯はピロティー掲示板または、各科目の授業計画授業内容・授業内容(シラバス)参照)

オフィスアワーの時間帯以外の質問や相談も差し支えはありませんが、授業や会議等で時間を確保できないこともあります。

非常勤講師に対しての質問や相談は、授業終了後に各教室で受け付けます。

(2) 学習支援

導入教育

保育科1年次前期の授業科目「基礎演習」では、保育に必要な3つの力を、コミュニケーション能力、子ども理解力、社会生活力と考え、高等学校での学びとの連続性を重視した上で、実習やその他の教科に繋がる基礎的学力を養います。

リメディアル教育

学び方、レポートの書き方、履修など、学修面のニーズに対応して、個別に自主学習をサポートします。

(3) 実習指導室

実習の事前事後指導の準備や補助、実習園と学生との間の連絡調整など、実習がスムーズに進むようにケアするほか、学生からの実習相談にも細やかに対応します。

(4) 進路支援

短大卒業または専攻科修了までの2年ないしは4年間の生活の中で、卒業・修了後の進路について種々の角度から考えていかなければなりません。進路に関する業務は学生支援課が担当していますが、進路担当の教員を中心に他の教員も進路相談に応じています。自分の未来を決定することなので自ら考え、取り組むことを期待しています。

①就職について

伝統と実績のある本学に対し、幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等から高い評価と大きな期待を寄せられており、毎年多くの求人申込みをいただいている。

また、本学では個別サポートに力を入れ、できるだけ細やかな就職斡旋を心がけている。進路支援室では、情報の収集・分析・提供、助言、ガイダンスの実施、事務処理等を担当し、随時相談も受け付けているので、早くから就労に対しての考えを十分に検討し、大いに活用してほしい。

一般企業への就職を希望する場合は、学校への求人票の閲覧の他、ハローワーク（公共職業安定所）や他の附属施設での情報収集、合同企業説明会への参加、インターネットでの検索など各自が早い時期から積極的に行動することが大切である。

なお、詳細は配付する「就職の手引き」を熟読し、活用すること。

【進路資料室について】 ※8:45～17:45開室。夏休み等は、掲示により別途知らせる。

私立幼稚園・私立保育園・私立認定こども園・施設等の本年度求人票、前年度までの求人票、パンフレット、先輩の受験報告書等を閲覧することができる。また、本年度の本学に送付された求人票は、順次当資料室に掲示する（Pholly 上にも掲載）。また、資料室に設置されたパソコンで、各自治体の公募状況・私立園や施設等の情報を検索することができる。

②進学

進学を希望する場合は、できるだけ早く自分が学びたい内容の学部・学科がある大学について調べる。各大学・各種専門学校から送付されてきた募集要項等は、学生支援課進路担当への申し出により閲覧することができる。

進学には以下のような選択肢等がある。

① 頌栄短期大学専攻科（2年制）

学位授与機構認定の本学専攻科では、学士号と幼稚園教諭一種免許が取得できる。

② 4年制大学（編入等）

本学が指定校推薦入学協定を結んでいる大学を受験する指定校制と、それ以外の大学を受験する公募制がある。なお、指定校については、随時掲示で知らせる。

③ 各種専門学校

専門学校への進学についても相談に応じている。

(5) 学生相談室

学生相談室は、みなさんが学生生活を送る上で、困ったことやわからないことを気軽に相談できるところです。

学業・健康・進路・友人のことや日常生活のさまざまな事柄について、どんな相談でもかまいません。一人で抱え込まないで、相談室をたずねてください。一緒に解決策を考えていきましょう。

もちろん相談内容の秘密は守られます。

開 室 日：月曜日・水曜日・金曜日（11:00～17:00）

長期休暇中などは開室日・時間などを変更します。

場 所：A棟 1階 学生相談室

相談担当：臨床心理士

相談方法：予約制（緊急の場合は除く）

連絡方法：直通 078-842-7083（開室日）

e-mail g-soudan@glory-shoei.ac.jp

※教員や学生支援課を通して予約できます。

(6) 休養室

休養室では、みなさんが心身ともに健康な学生生活を送れるようにサポートしています。場所はB棟2階(222教室・コピー機の前)、開室時間は月曜日から金曜日の9:00~16:00。授業中及び課外活動中の怪我や体調不良の応急処置、健康相談等の業務を行っています。

(応急処置)

怪我をした時に応急処置を受けること、体調が優れない時に休養することが出来ます。

※内服薬の処方はありません。薬が必要な場合は、自身で準備・携帯すること。

(健康相談)

健康に関するあらゆる相談を受け付けています。身体やこころの問題で気になることがあれば、1人で悩まず、気軽に相談してください。また、どこの診療科を受診していいかわからない等、医療機関に関する相談もすることができます。

(定期健康診断)

学校保健法に基づき、学生の健康保持増進のため、毎年1回定期健康診断を行っています。必ず受診すること。

(日頃の健康チェック)

血圧計、視力検査表、体重体組成計などを設置しています。いつでも自由に測定出来るので、日頃の健康チェックに活用してください。また、アルコールに対する体質を判定するアルコールパッチテストも随時実施しています。

(ほけんだよりの発行)

ほけんだよりには健康に関することをまとめ、B棟4階掲示板に掲示していますので、健康増進・病気予防に役立ててください。また、休養室前にも設置しているので、自由に持ち帰ることができます。

2. 学生への通知・連絡

大学から学生への通知・連絡は、原則として掲示により行います。掲示では、修学(授業・実習・教務関係等)、進路支援、奨学金、課外活動等、学生生活上大切なことが伝達されますので、登下校の際などには必ず確認する習慣をつけてください。また、一度掲示されたものはみなさんが知り得たものとみなされ、「掲示板を見なかった」と言う理由で異議を申し立てることはできませんので、十分に注意してください。

3. 課外活動

体育・文化・宗教・研究など各方面にわたっての課外活動があります。自治会のもとに多くのクラブ・同好会が組織され、幅広い活動を展開しています。卒業後、保育や養護の現場において、これらの貴重な活動体験がきっと活かされます。また、学友と共に励んだ経験と思い出は、これからの人生にうるおいと活気を生みだしてくれるエネルギー源になるでしょう。クラブ、同好会への入部を希望する場合は、クラブ顧問に申し出の上、入部届を学生支援課に提出してください。

4. 通学

(1) 自動車・単車通学

自動車および単車で通学は禁止しています。実習中については別途定めます。

(2) 自転車通学

自転車通学を希望する場合は原則4月中に学生支援課に「自転車通学許可願」の提出が必要です。学務部で検討し、可否を連絡します。2年目以降継続して自転車通学をする場合は、学生支援課で継続手続きを行ってください。許可なしに事故にあたり、事故を起こしたりしても学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険の対象にならないので注意してください。

5. 保険

本学では、学生全員が次のⅠ・Ⅱの保険に加入しており保険料は一括納入しています。保険の取り扱い等は学生支援課にて行います。保険金の請求をする学生は早急に事故を通知し、所定の書類を受け取ってください。詳細は配布される「保険加入者のしおり」をよく見てください。

Ⅰ. 学生教育研究災害傷害保険（全員加入）

この保険は、大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害に備えたものです。

〈保険の適用範囲〉

①正課中

講義、実験、実習、演習、実技等の授業を受けている間。

②学校行事中

入学式、オリエンテーション、課外活動、頌栄祭、卒業式等教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③①、②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。但し、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または、大学が禁じた行為を行っている間を除く。

④学校施設外で大学に届け出た課外活動を行なっている間

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間。但し、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または、大学が禁じた行為を行っている間は除く。

⑤通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除く）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

⑥学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除く）により、大学が教育研究のために所有、使用または、管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

Ⅱ. 学研災付帯賠償責任保険（全員加入）

日本国内外において、学生が正課、学校行事または教育実習、保育実習、施設実習およびその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について補償している保険です。

Ⅲ. 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）

「Ⅰ. 学生教育研究災害傷害保険」に加入していることを条件とする任意保険であり、正課・学校行事以外を含む24時間補償や、病気・ケガの治療実費の支払い、親族の救済者費用、医師による電話相談など、学生生活をより広く補償している保険です。任意加入ですので、加入希望者は個人で申込みを行ってください。詳細は配布されるパンフレットをよく見てください。

6. アルバイト

本学では、保育関係（保育園や児童福祉施設等）のアルバイトのみ斡旋しています。

アルバイト先を探すときは、授業に支障がないよう、自分自身でよく吟味し、学生にふさわしい職種を選ぶよう心がけましょう。

7. 海外渡航時の「たびレジ」登録について

海外旅行等を計画している学生は、外務省の「たびレジ」に登録してください。

「たびレジ」とは、外務省の海外渡航者向けに開設したもので、現地での滞在予定を登録し、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用することを目的としたものです。「たびレジ」はインターネットで登録することができます。

たびレジ URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

8. 学内施設・設備について

(1) キャンパス・オートロックシステムについて

セキュリティ確保のためオートロックシステムを導入しています。各門扉（ハウ記念館・D棟については建物入口）は常時ロックされているので、登校時はカードキーを読み取り機にかざして開錠してください。カードキーは在学期間中、各自1枚貸与します。卒業時には返還してください。カードキーを紛失した際には、学生支援課へすみやかに届けること。なお、再発行するには手数料（1000円）が必要です。

(2) 学内の通信環境について

A棟、B棟および食堂にWi-Fiを設けています。詳細は別途連絡いたします。

(3) 食堂

体育館1階にあり、日替わりランチ・丼もの・麺類・カレー等のメニューを提供しています。

学生は、割引価格で購入できます。購入時には必ず名札を着用してください。食堂営業時間内は食事以外の使用は控えてください。また、営業時間外は自習の場として利用することができます。

【営業時間】

月～金曜日…11:30～13:30

※土曜日は原則として営業しない

(4) 自動販売機

自動販売機は、食堂・ピロティー横・D棟入口付近に設置しています。

(5) ピアノ室の使用について

- ①使用できる時間帯は、授業期間中は 9:00～17:45（礼拝の時間帯を除く）、夏季・春季休業中は 9:00～16:00とする。
 - ②ピアノを使用する場合
授業の空き時間などを利用してピアノを練習したい時は、教務課カウンターの「ピアノ使用表」に学籍番号・氏名を記入の上、使用する。
 - ③注意事項
 - ・ピアノの使用は、1回につき90分以内の利用とする。90分以上利用する場合は、一度鍵を返却し、再度「ピアノ使用表」に記入しなければならない。
 - ・ピアノ使用表の記入と鍵の受け取りは、使用する直前に行うこと（予約不可）。
 - ・ピアノ室内での飲食は厳禁とする。
 - ・使用後の後片付け（鍵盤、蓋など手の汗や脂のついたところを拭く）、消灯、カーテン・窓を閉める、冷暖房の電源を切る、施錠などすること。
 - ・上記の注意事項や使用時間を守らない、鍵を返却しないなどの行為を繰り返す者には、使用を認めない場合がある。
 - ・ピアノの故障等を発見した時は、教務課へ届け出ること。
- ※ピアノ室以外のピアノ（体育館・小体育室・C棟・大講義室・ハウホルルのピアノ）は、許可のない限り使用できない。

(6) 304講義室・パソコンの使用について

- ①使用できる時間帯は 9:00～17:45とする。ただし、礼拝の時間帯および304講義室の授業中は使用できない。夏季・春季休業中の使用は、9:00～16:00とする。
- ②使用は基本的に1回90分以内とする。ただし、その後の利用希望者がいないときには延長可能とする。
- ③文書・データは自分のUSBメモリ等に保存すること。
- ④印刷をする場合は、用紙を自分で用意してくること。
- ⑤インターネット検索の使用は認めるが、有料サイトへの接続やネットショッピングなどは決してしないこと。
- ⑥使用中にトラブルが発生した場合は、トラブルの内容を必ず教務課に報告すること。
- ⑦故障や火災の原因となるため、室内での飲食は絶対にしないこと。
- ⑧他の人の迷惑にならないよう、静粛を心がけること。

(7) 図書館のパソコンの使用について

この便覧のⅧ（P.79）の図書館の項を参照のこと。

(8) 体育館の使用について

- ①体育館の使用は原則として本学の教職員・学生に限る。
- ②使用に関しては、授業、学校行事、公開講座等を優先する。
- ③使用時間は、原則として 9:00～17:45とする。
- ④体育館の使用に関しては、事前に「学校設備の授業外使用願」を学生支援課に提出すること。
- ⑤運動用具の使用に関しては、事前に体育教員に許可を取ってから使用すること。

- ⑥体育館の使用に関しては、次の事柄を守ること。
 - ・床を傷つけたり汚したりしないために体育館用の運動靴を履くこと。
 - ・床やガラスを破損したり損傷したりしないように注意すること。
 - ・使用した用具は所定の場所に必ず戻しておくこと。
 - ・館内に私物を置かないこと。
- ⑦施設や用具を破損・損傷した場合は、直ちに届け出ること。場合により、弁償しなければならないことがある。
- ⑧体育館の使用中の貴重品等の管理については、貴重品ロッカー（体育館入口）等に入れるなど各自で注意すること。
- ⑨体育館使用后、必ず電気を消すこと。

(9) クラブ室（共有スペース）の使用について

体育館2階ギャラリーに共有スペースとして設けています。使用に際しては以下の注意を守ってください。

- ①使用時間は、9:00～17:45とする。
- ②火気の使用は認めない。
- ③スペースの使用については、クラブ間で話し合ってから決めること。
- ④清掃、備品・用具等の管理は、各クラブの責任において行うこと。

(10) ロッカーについて

B棟4階東側に学生ロッカー室があります。割り当てられたロッカー以外は使用しないでください。

(11) コイン式コピー機の使用について

A棟1階の図書館前とB棟2階の休養室前にコピー機を設置しているので、学生は自由に使用することができます。(10円/枚) 使用に際してトラブル等が生じた場合は直ちに教務課へ連絡してください。

9. 学内施設・備品等の使用・貸し出しについて

(1) 学内施設・備品等の使用について

学生や学生団体（クラブ・同好会等）が学校の施設等を使用する場合には、大学の許可を受ける必要があります。許可なく使用したり、無断で学外者を学内の施設に入れることはできません。

①施設の使用時間

施設の使用時間は、原則として平日 9:00～17:45とする。この規定時間外での施設の使用については学生は個人的には使用できない。また、学生団体が使用を希望する場合は、事前に顧問の承認を得、学生支援課に届け出て許可を受けること。

②使用の際の届け出について

施設等の使用については「学校設備の授業外使用願」を学生支援課に提出する。備品や用具の貸し出しを希望する場合は学生支援課で許可を受けること。

③使用上の注意

学内の施設・備品等については、大切に取り扱い、破損しないように注意すること。

故意または過失により破損した場合は、その修理や取替えに要する費用相当額を弁償しなくて

はならない場合がある。

(2) ノートパソコンの貸し出しについて

教育・研究活動を支援するため、学生向けにノートパソコン等の貸し出しを行っています。

貸出・返却の受付場所および、貸出・返却時間

- ・貸出期間は、当日内

貸出場所	教務課カウンター
平日	8：45～17：45（貸出は、17：00まで）
土曜日 （授業日のみ）	8：45～16：30（貸出は、15：45まで）
貸出ノートパソコン	5台

注）春季・夏季・冬季休業期間の貸出時間は変更となります。別途お伝えします。

貸出手続

- ・貸し出しを受ける際は学生証、科目等履修生証を提示して下さい。※臨時学生証等では貸出できません。
- ・台数に限りがありますので先着順とし、なくなり次第受付を締め切ります。（予約不可）・貸し出しは、サービス終了時間の45分前までとします。

返却手続

- ・ノートパソコン本体のほか、すべての付属品（ACアダプター、マウス）が揃っていることをあらかじめ確認し、教務課に返却してください。
- ・返却手続きは必ず本人が行ってください。その際、本体・付属品の確認のために若干時間を要しますのであらかじめご了承ください。
- ・作成したデータは本体のディスク上に残さず、USBメモリやCD-Rなど別のメディアに保存するようにしてください。（本体ディスク上のファイルは定期的に消去されます）

貸し出しにあたっての注意事項

- ・ノートパソコンを持ち運ぶ際には専用のキャリングケースを利用し、付属品も含めて丁寧に取り扱いってください。
- ・飲み物を近くに置いて使用しないでください。
- ・学外への持ち出しは禁止とします。
- ・授業中は、使用できません。
- ・貸出パソコンのネットワーク接続は禁止します（印刷は教室設置のパソコンから行ってください）。
- ・通常の使用により生じたハード・ソフトの不具合や故障については総務課にて修理します。故意に破損または紛失した場合などは弁償していただくことがあります。
- ・返却予定時間までに連絡がなく、返却がない場合や、取り扱いに問題がある場合などマナーが著しく欠落している場合は、以後貸し出しを許可しないことがあります。原則として、連絡がなく返却がなかった場合は向こう1ヶ月間貸し出しを許可しません。
- ・保育科学生は、印刷用紙を年間1人につき50枚教務課で配布します。必要な学生は教務課に申し出てください。

(3) 傘について

傘は傘立てに置き、校舎内に持って入らないでください。持ち込むときは各自傘袋を用意し使用してください。また、学生支援課では傘の貸し出しを行っています。希望する場合は学生支援課カウンターにある「傘貸し出しノート」に記入し、学生支援課に申し出てください。なお、借りた傘は必ず乾かして3日以内に返却してください。

10. 学内での注意事項

(1) 貴重品の取り扱いについて

貴重品は、各自で責任を持って保管してください。万が一盗難にあった場合は、ただちに学生支援課に届け出てください。なお、体育館入口に設置しているセーフティーボックス（貴重品用ロッカー）も利用できます。

(2) 拾得物・遺失物の取り扱いについて

学内で忘れ物を拾得した場合は、学生支援課に届け出てください。

拾得物は、学生支援課で保管しています。原則として半年保管の後、処分します。

記名のあるものについては、届き次第掲示でお知らせします。

(3) 禁煙

学内での喫煙は一切禁止しています。また、本学周辺においても喫煙は控えてください。

(4) 携帯電話の使用について

授業中や試験時間中の教室内及び廊下での使用は禁止です。

(5) 学内での飲食について

食事は原則として、食堂で行うこと。特別な場合を除いて、チャペル（201大講義室）、図画工作室（301絵画工作室）、小体育室（G111号室）、講義室（304講義室、C101講義室、C202講義室、222講義室）、ピアノ練習室では、飲食禁止です。

(6) 校内での履物について

校舎内は、体育館・小体育館・C棟、D棟調理実習室を除き、下履きで使用できます。

(7) 掲示および集会

①学生が掲示または宣伝ビラを配布したり、学生による集会を開こうとするときは、あらかじめ、学生支援課の許可を受けてください。

②自治会、学生専用として401講義室の廊下側の掲示板を使用できます。

③自治会、学生専用として4階ロッカー室横および、中4階踊り場の掲示板を使用できます。

11. その他

(1) 意見箱

学生生活をより充実させるために、「意見箱」を設置しています。日頃困っていること、不便だと感じていること、より推進してほしいこと、要望やアイデアなどがある場合は、ぜひ活用してください。

設置場所：B棟 休養室前掲示板

記入様式：意見箱横に設置の「頌栄短期大学「意見箱」投稿用紙」に記入

記載事項の取り扱いについて：担当教職員が回答し、投稿者匿名で意見箱後方の掲示板にて回答

※個人的に回答を希望する場合は、個別に回答します。内容によっては回答できない場合があります。

(2) 名札

本学では学内にいる間は、名札をつけてください。名札は4月に学生支援課から各自に配付するので卒業まで大切に扱いましょう。

(3) 下宿

下宿を希望する人は、学生支援課に相談してください。

12. 事務取り扱い時間および各種証明書の発行、各種届け出・願い出について

(1) 事務の取り扱い時間について

月曜日～金曜日の 9:00～16:30とします。なお、休暇中の事務取り扱いについては、その都度掲示します。

(2) 各種証明書の発行

申し込み方法

A棟入口カウンターにある各種証明書等申込書に必要事項を記入し、手数料が必要な証明書等については、証明書券（会計課にて購入）を貼付の上、学生支援課に提出してください。

種 別	手 数 料 (会計課で証明書券を購入)	交 付 日
在 学 証 明 書	200円	原則 2 日後
成 績 証 明 書 卒 業 見 込 証 明 書 修 了 見 込 証 明 書 保 育 士 資 格 取 得 見 込 証 明 書 幼 稚 園 教 諭 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書 卒 業 証 明 書 修 了 証 明 書 健 康 診 断 書	和文：200円 英文：300円	和文：原則 2 日後 英文：原則 1 週間後
学 力 に 関 す る 証 明 書	600円	原則 1 週間後
推 薦 書	200円	原則 5 日後
学 生 証 (再 交 付)	2,000円	原則 2 週間後
名 札 (再 交 付)	200円	原則 2 日後
学 割 証 明 書	無 料	原則 2 日後
実 習 用 通 学 証 明 書	無 料	約 1 ヶ月後

①学生証

学生証は本学の学生であることを証明するものです。常に携帯し、必要なときはいつでも呈示できるようにしておくこと。

呈示が必要な時

1. 定期試験時
2. 本学教職員の請求があった時
3. 通学定期券、学生割引乗車券、実習用定期を購入する時
4. 乗車船中、係員の請求があった時

学生証の再発行

1. 学生証の盗難、紛失の時
2. 学生証を著しく汚損した時
3. 改姓名等、記載事項の変更があった時

以上の場合、直ちに学生支援課で再交付の手続きをすること。

学生証の返還

1. 退学する時
2. 有効期限が切れた時
学生証の有効期限は2年間とする。
3. その他学生の身分を失った時

以上の場合、直ちに学生支援課に返還すること。

②在学確認票・通学定期券発行控

通学定期購入の際、呈示すること。

記載事項の変更

通学区間および路線を変更する場合は、学生支援課で必ず訂正印を受けること。

通学定期券の購入

各交通機関の購入窓口で備え付けの通学定期購入用紙に必要事項を記入の上、「学生証」「在学確認票・通学定期券発行控」を提示し購入すること。

③学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

帰省・就職活動・見学などの目的で、JR 各社線に乗車する場合、片道の乗車区間が営業キロで101キロ以上の時は「学割証」を利用することができる。「学割証」を利用すると、普通運賃が2割引になる。「学生証」を呈示し「学割証」を提出して、切符売り場窓口で乗車券を購入すること。

申し込み方法

「学割証」はA棟入口（学生支援課前）に置いてある「学割申込書」に必要事項を記入し、学生支援課へ申し込むこと。（交付日：原則2日後）

発行条件

1. 有効期限は、発行より3ヶ月
2. 発行枚数は、一人あたり年間10枚以内

使用上の注意

1. 「学割証」は、本人以外の使用はできない。
2. 不正使用が発覚すると正規運賃の3倍に相当する金額を追徴され、以後本学への「学割証」の交付が停止される。

④実習用通学定期

本学では、教育実習・保育実習・施設実習のために各交通機関に申請し、「実習用通学定期」を発行できるよう対応している。「実習用通学定期」は特殊定期であるので、各交通機関の承認がなければ発行できない。「実習用通学証明書」が発行されると、自宅から実習園までの定期券が実習期間中に限り購入できる。(購入価格1ヶ月分)

申し込み方法

A棟入口(学生支援課前)に置いてある「実習用通学定期申込書」に必要事項を記入し、希望者は実習開始約1ヶ月半前までに学生支援課に申し込むこと。申し込み締切日はピロティの掲示板を確認すること。

購入方法

各交通機関の承認を得た後、「実習用通学証明書」を発行するので、指定の購入日に指定の発売所で学生証を提示し、「実習用通学証明書」を提出すること。

使用上の注意

1. 乗車の際は「学生証」を携帯すること。
2. 実習期間経過後の定期券は、券面の期間内であっても使用資格終了のため使用できない。

(3) 各種届け出および願い出

申し込み方法

各担当課で所定の用紙を受け取り、押印の上、所定の手続きをとること。

担当課	種 別	備 考
教 務 課	欠 席 届	授業日においては3日以上連続欠席した場合に届ける。行事日においては1日であっても届ける。(前日までに欠席届や連絡のない場合はいかなる場合でも当日の朝、電話連絡をすること。) 1週間以上にわたるケガや疾病による欠席の場合は、診断書を添付して届ける。
	公 欠 届	忌引・就職・進学試験受験の場合に願い出る。(但し、この場合は1回公欠として認める。) その他教授会が必要と認めた場合に提出。
	追 試 験 受 験 願	試験規程に則り、決められた手続き日に受験料を添えて願い出る。
	再 試 験 受 験 願	
	保 証 人 変 更 届	事由が生じた時に届ける。
	休 学 願	学則に則り、病気その他やむを得ない事由により就学することができないときは、願い出る。なお、病気休学の場合は必ず医師の診断書を添えること。
	復 学 願	学則に則り、休学事由が解消された場合、願い出る。
	退 学 願	学則に則り、退学しようとする者は、願い出る。
	転 入 学 願	学則に則り、転入学を希望する者は願い出る。
改 姓 届	事由が生じた時に届ける。	
学 生 支 援 課	住 所 等 変 更 届	本人および保証人の住所・電話番号等に変更が生じた場合に届ける。
	自 転 車 通 学 許 可 願	原則4月中に願い出る。学務部で検討の結果、自転車通学の可否が出される。毎年度願い出ること。
	授 業 外 使 用 願 (別表 P.77) 参照	月曜日から金曜日までの間にクラブ活動などで校舎・教室・備品等を使用する場合に、顧問の教員の承認印を得た上で願い出る。土曜日は原則として使用できない。但し、顧問の教員が出席する場合は使用可能なので他の曜日と同じ手続きで願い出る。日曜日・休日は原則として使用不可。
	学 外 活 動 届	クラブ・同好会の合宿や公演等で旅行する場合に、顧問の教員の承認印をもらった上で届ける。
	同 好 会 結 成 願	新しく同好会を結成しようとする場合に必要事項を記入し、願い出る。なお、同好会は本学教員から1名を顧問として迎える必要がある。詳しくは学生自治会会則 (P.109~110) を参照のこと。
	ク ラ ブ・同 好 会 入 部 届	クラブ・同好会に入部・入会する者が必要事項を記入し、届ける。
	ク ラ ブ・同 好 会 退 部 届	クラブ・同好会を退部・退会する者が必要事項を記入し、届ける。
印 刷 室 使 用 届	クラブ等で印刷機を使用する前に必ず記入し、学生支援課で印をもらうこと。(使用後は会計課に費用を納入すること。)	

13. 授業料等の納入について

(1) 納入期間

授業料、実験実習費、家庭会費、同窓会費等、原則として、前期4月1日から4月末日まで、後期10月1日から10月末日までの2回に分けて納入すること。

(2) 学納金の延納・分納について

所定の期日までに納入できない場合は、その期間内に「学納金延納・分納申請書」(所定用紙)に必要事項を明記し、教務課に願い出ること。

14. 奨学金

本学には次のような種類の奨学金があり、募集は4月から順次開始する。詳細はオリエンテーション時に配布する資料を参照すること。ただし、緊急に必要な場合は、この限りではないので申し出ること。貸与条件等詳しくはP.103~105の各規程をよく読むこと。

(1) 日本学生支援機構および各種団体等

奨学金の種類	申 込 基 準			給付貸与の別		奨 学 金 の 金 額 等
	経済	成績	保証人	給付	貸与	
日本学生支援機構奨学金(貸与)	有	有	要		無利子 有利子	第一種(無利子) 月額2万、3万、4万、5.3万円から選択(自宅) 月額2万、3万、4万、5万、6万円から選択(自宅外) 第二種(有利子) 月額2万円~12万円 (1万円単位から選択)
	優れた学生であって経済的理由により修学が困難である者			利子の詳細は日本学生支援機構HP「奨学金の制度(貸与型)」ページ参照		
日本学生支援機構奨学金(給付)	有	有	不要	○		世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により金額が定まる ※奨学生に採用となった者は、授業料等の減免を受けることができます(採用後、別途説明あり)
	日本学生支援機構HP「奨学金の制度(給付型)」ページ参照					
頌栄短期大学緊急給付奨学金	有	有	不要	○		授業料等学納金を上限として教授会において決定する。給付は授業料等学納金の充当により行う
	人物・学力ともに良好で、次の条項に該当する者 ①家計支持者の死亡・疾病・失業等により家計が急変するなど緊急の事由により学業の継続が見込めず、学費の援助を要する者 ②卒業後、保育施設・福祉施設等で働くことを志す者					
岡松枝記念給付奨学金	無	有	不要	○		5万円 保育科1年次前期終了時の成績上位者5名以内
一般財団法人報国積善会奨学金(岸本奨学金)	無	有	不要	○		年間10万円~15万円 保育科2年生または専攻科2年生で本学において保育者を志し精励する学生(人物・学力共に良好で、将来保育者を目指す者)15名以内
一般財団法人生命保険協会保育士養成給付型奨学金	有	有	不要	○		月額2万円 保育科2年生で将来保育の専門職として活躍する志をもった学生

(2) キリスト教・キリスト教保育関連

奨学金の種類	申 込 基 準			給付貸与の別		奨学金の金額等
	経済	成績	保証人	給付	貸与	
日本基督教団 神戸教会給付奨学金	有	有	不要	○		10名を超えない人数の学生に対して、1人10万円
	本学保育科2年に在籍し、キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設・福祉施設等で働くことを志し、経済的理由で勉学が困難な者					
アニー・L・ハウ 給付奨学金	有	有	不要	○		教授会において決定
	保育科2年生でキリスト者または求道者で人物・学力ともに良好で、学費の援助を要する者					
ケーリ記念奨学金	有	有	不要	○		5万円 *3年に1回程度の募集
	学業・人物ともに優秀なキリスト者または求道者。さらに学長の推薦を受けられる者					
キリスト教保育連盟 奨学金	有	無	不要	○		年間24万円
	キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設で働くことを志す者で経済的理由で勉学が困難な学生。さらに学長の推薦を受けられる者					

(3) 居住地域別

①保育士修学資金貸付事業等

地域	申 込 基 準			給付貸与の別		奨学金の金額等
	経済	成績	保証人	給付	貸与	
兵 庫 県	有	有	要		無利子	月額5万円 入学準備金・就職準備金 (各最大20万円) ※人数は2022年度の推薦枠数 学内で選考あり
	6名(本学)1年生、2年生各3名 神戸市に住民登録をしている者を除き、養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思のある者			下記の要件を全て満たすと、返還免除。 ①養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録。 ②兵庫県内の条件を満たす従事先施設で保育業務に引き続き5年間従事。		
神 戸 市	有	有	要		無利子	月額5万円 入学準備金・就職準備金 (各最大20万円) ※人数は2022年度の推薦枠数 学内で選考あり
	概ね5名程度推薦(本学) 神戸市に住民登録をしている者 保育士登録後、県内の保育所等で勤務する意思のある者			下記の要件を全て満たすと、返還免除。 ①養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録。 ②兵庫県内の条件を満たす従事先施設で保育業務に引き続き5年間従事。		

※その他の自治体の修学資金貸付制度については、各自治体のホームページ等で確認してください。

②一般財団法人住吉学園奨学金

地域	申 込 基 準			給付貸与の別		奨学金の金額等
	経済	成績	保証人	給付	貸与	
神戸市東灘区住吉	有	有	不要	○		月額4万円 ※他の給付型の奨学金と併給可。
	保育科各学年で1名 次の条項に該当する者で学長の推薦を受けられる者 ①住吉（※）に在住し、学業成績、人物ともに優秀で経済的理由等により修学困難で、神戸市立住吉小学校もしくは神戸市立渦が森小学校を卒業し、神戸市立住吉中学校を卒業した者 ②世帯収入（両親）が550万円（税込）までの者 ※住吉とは神戸市東灘区住吉南町、宮町、東町、本町、山手、住吉台、鴨子ヶ原、渦森台をいう					

*対象者欄

経済…家計の経済状況が選抜基準となる

成績…人物、学力、成績が選抜基準となる

保証人…貸与にあたり、保証人（機関保証を含む場合もある）を必要とする

(4) その他

種類	申 込 基 準			給付貸与の別		奨学金の金額等
	経済	成績	保証人	給付	貸与	
オリコ学費サポート プログラム	/	/	/		有利子	入学金、授業料など本学への納付金額を上限とする *「立替承認」されると、本学学費として本学に直接納付される
	在学生の保護者					
優 秀 者 表 彰	無	有	無	○		表彰状、図書カード
	保育料1年次・2年次の成績優秀者					

別表 学校設備の授業外使用について

	A 201大講義室	B 222講義室	C 303・404・405講義室 401視聴覚室	D 301・304講義室 C101講義室 C202講義室	E 体育館フロア	F 小体育館	G 〔体育館2F〕 〔自給室・クラブ室〕	H 食堂	I 運動場 (園庭)	使用後の点検 および 報告事項	備考
月曜日	9:00～17:45 授業以外の 時間には自由 に使用可 飲食禁止	9:00～17:45 授業以外の 時間には自由 に使用可 飲食禁止	9:00～17:45 授業以外の 時間には自由 に使用可 飲食可	9:00～17:45 授業以外の 時間には自由 に使用可 飲食禁止	9:00～17:45 体育館シユ ーズを使用 のこと 硬式テニス は不可 飲食禁止	9:00～17:45 ピアノを動 かさないと 土足厳禁 飲食禁止	9:00～17:45 作業する時 は床や備品 等傷つけた り破損しな いよう使用 すること 飲食禁止	9:00～17:45 厨房、冷蔵 庫、器具の 使用不可	14:00～17:45 幼稚園保 育・スポー ツ教室に差 し支えない 時は可	次の事項は使 用者が必ず本 部・関係部署 に報告するこ と 1.消灯 2.窓施錠 3.冷暖房を止める 4.水道栓を止める 5.ガス栓を止める 6.原状復元 7.清掃 8.事故(人・物) 負傷・急病の 場合は学生支 援課に連絡す ること。	1. ピアノ室の 課外使用につ いても左記使 用条件に準ず る。 2. 304講義室 に設置のパソ コンの使用に ついては、別 途使用規程に 準ずる。 3. 大学祭・卒 業公演・定期 演奏等特別の 場合は顧問の 意見を聴取し たうえ弾力的 運用を行うこ とがある。
金曜日	<p>○ 使用にあたっての注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 申し込み後に、その施設を学校行事・授業(保育)・公開講座等で使用しなければならぬ状況が生じた場合はこれを優先させることがある。(事前に連絡する) 2) 施設使用を願った後に、取消・変更が生じた場合は、すみやかに申し出ること。 3) 使用中「学校設備の予約確認票」を提出しなければならぬ場合もあるので必ず携帯すること。 4) 教室・事務室に隣接している施設を使用する場合、授業・業務の妨げとならないよう注意すること。 5) 使用及び終了後の点検、報告は使用者の自主的責任において履行すること。 6) 備品を使用する場合は、「学校設備の予約確認票」の備品欄に記入すること。 7) 「学校設備の予約確認票」に記載した時間内に必ず使用すること。 8) 不測の事態がおこった時はすみやかに関係部署に連絡すること。 9) 食堂以外での飲食については事前に可否をたずねて許可を受けること。 10) 利用時間を守ること。 <p>○ 使用条件 土曜日は、原則として使用できない。 ただし、あらかじめ学生支援課と顧問の教員へ相談、確認の上、顧問の教員が出務可能な場合のみ、事前に「学校設備の授業外使用願」を提出し、申し出て使用することができる。</p>										
土曜日	<p>○ 使用条件 土曜日は、原則として使用できない。 ただし、あらかじめ学生支援課と顧問の教員へ相談、確認の上、顧問の教員が出務可能な場合のみ、事前に「学校設備の授業外使用願」を提出し、申し出て使用することができる。</p>										
日曜日	原則として日曜日の使用は不可。										
夏季・冬季・ 春季休業日	上記授業日期間と同じ要領で使用可。ただし使用時間は9:00～16:00とする。										

VIII. 圖 書 館

Ⅷ. 図 書 館

図書館の利用について

図書館は図書・雑誌などの資料を提供し、自発的積極的な学習をサポートします。授業、実習と合わせて、図書館を十分に利用してください。

開 館 時 間

- 月曜～金曜：8時45分～17時15分
 礼拝時間中は学生は利用できません。
- 土曜と祝日（いずれも授業日を除く）、日曜は休館。
- 夏、冬、春の休暇中の開館および新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応による開館時間の変更は、その都度掲示します。
- 図書館直通電話 078-842-7093 9時～16時30分
 メール toshokan@glory-shoei.ac.jp

利用のマナー

- ・名札を着用して入館してください。
- ・他の人が読書、勉強しやすいように、静かにしましょう。
- ・携帯電話はマナーモードにして、通話はしないでください。
- ・携帯電話での撮影は禁止です。
- ・飲食はやめましょう。
- ・手芸はやめましょう。針など落とすと危険です。
- ・短時間でも館外に本を持ち出すときは、貸出手続きを忘れないようにしてください。



頌栄短期大学図書館の携帯用 HP

1. 図書館の資料

図書館にある資料の類です。

	種 類	冊 数	内 容
図 書	一 般 図 書	82,437冊	専門図書、一般教養図書、小説
	児 童 図 書	6,075冊	中学生以下を対象の文学、宗教関係書
	絵 本	16,840冊	大型絵本、小型絵本、キリスト教絵本
	文 庫 本	1,896冊	小説
	そ の 他	2,657冊	旅行ガイド、就職問題集、岩波ブックレット、楽譜、新書、コミック
逐次刊行物	雑 誌	167種	和雑誌・洋雑誌
	新 聞	3種	日刊紙
視聴覚資料	紙 芝 居	1,621点	
	パ ネ ル シ ア タ ー	189点	
	ペ ー プ サ ー ト	15点	
	エ プ ロ ン シ ア タ ー	53点	
	D V D	374点	
	ビ デ オ テ ー プ	364点	
	C D	1,027点	
他	C D デ ッ キ	1台	貸出用
	紙 芝 居 舞 台	4台	
	パ ネ ル シ ア タ ー 用 ス テ ー ジ	75台	
	大 型 絵 本 貸 出 用 バ ッ グ	97個	
	ビ デ オ カ メ ラ	1台	パネルシアター等練習撮影用
	大 型 絵 本 読 み 聞 か せ 用 ス タ ン ド	15台	
	ペ ー プ サ ー ト 舞 台	1台	

2022年12月現在

2. 資料のさがし方

探す分野がわかっているとき

日本十進分類法の表を見て、分類番号を調べます。配架図を見て、場所を調べます。

日本十進分類法 (NDC) 新7訂版					
図書の背ラベルの番号は、この分類表によってつけられている。376の幼児教育は頒栄独自に細かく分けてある。					
0--	総記	376	幼児教育・初等・中等教育	6--	産業
000	総記	376.1	幼児教育(保育、就学前教育)	600	産業総記
010	図書館・図書館学	376A	理論、方法	610	農業
020	図書・書誌学	376B	幼児教育史	620	園芸・造園
030	百科事典	376C	参考図書	630	蚕糸業
040	一般論文集・雑書	376D	幼稚園・保育園の経営・管理・施設	640	畜産業・獣医学
050	逐次刊行物	376E	教育課程	650	林業
060	学会・博物館	376F	健康	660	水産業
070	新聞・ジャーナリズム	376G	人間関係	670	商業
080	叢書・全集	376H	環境	680	交通
090	郷土資料	376I	絵画制作	690	通信
		376J	劇・ペープサート		
1--	哲学	376K	音楽リズム	7--	芸術
100	哲学総記	376L	言葉	700	芸術・美術
110	哲学各論	376M	物語	710	彫刻
120	東洋思想	376N	紀要・研究誌	720	絵画
130	西洋思想	376P	双書・全集	730	版画
140	心理学	380	風俗・習慣・民俗学	740	写真術
150	倫理学	390	国防・軍事	750	工芸
160	宗教			760	音楽
170	神道	4--	自然科学	770	演劇
180	仏教	400	自然科学総記	780	体育・スポーツ
190	キリスト教	410	数学	790	諸芸・娯楽
		420	物理学		
2--	歴史	430	化学	8--	語学
200	歴史総記	440	天文学	800	語学総記
210	日本	450	地学	810	日本語
220	アジア	460	生物学	820	中国語
230	ヨーロッパ	470	植物学	830	英語
240	アフリカ	480	動物学	840	ドイツ語
250	北アメリカ	490	医学	850	フランス語
260	南アメリカ			860	スペイン語
270	オセアニア	5--	工学	870	イタリア語
280	伝記	500	工学・技術	880	ロシア語
290	地理	510	土木工学	890	その他諸国語
		520	建築学		
3--	社会科学	530	機械工学	9--	文学
300	社会科学総記	540	電気工学	900	文学総記
310	政治	550	海事工学	910	日本文学
320	法律	560	金属工学・鉱山工学	920	中国文学・東洋文学
330	経済	570	化学工業	930	英米文学
340	財政	580	製造工業	940	ドイツ文学
350	統計	590	生活科学・家政学	950	フランス文学
360	社会学・社会問題			960	スペイン文学
370	教育			970	イタリア文学
				980	ロシア文学
				990	その他諸国文学

検索にはIDとパスワードの入力が必要です。わからないときはカウンターでたずねてください。


頌栄短期大学図書館 OPAC

頌栄短期大学図書館HP | 頌栄短期大学HP

TOP | 詳細検索 | ブラウズ | ジャーナルAtoZ

クイックサーチ

Library News | 新着案内

検索したい書名（の部分）や著者などの単語をスペースで区切って入力し、検索ボタン（右側の虫眼鏡アイコン）を押します。（目的に応じて「詳細検索」もご利用ください）



該当2件（雑誌0件） / 1件目から2件を表示中

条件で絞り込む | 出力オプション:

目的の図書が見つかったらその行をクリックすると詳細情報が得られます。

1	楽しい歌 新版 / 楽しい歌編集委員会編. -- 日本YMCA同盟出版部 1978.	図書館:2階:開架 767/123 27402 配架済
2	わすれられないおくりもの / スーザン・パーレイさく・え; 小川仁央やく. -- 評論社, 1986.10. -- (児童図書館・絵本の部屋).	図書館:1階:絵本開架 E/は46/1 61655 修理中



項目名	内容
書誌ID	7000061655
図雑/和洋	図書/和書
VOL	[ISBN]9784566002647 [PRICE]1000円
書名/著者	わすれられないおくりもの / スーザン・パーレイさく・え; 小川仁央やく
出版事項	東京: 評論社, 1986.10
形態	1冊; 22×27cm
他の書名	OR:Badger's parting gifts
シリーズ	> 児童図書館・絵本の部屋 <
著者情報	Varley, Susan <DA044797>
著者情報	小川, 仁央 オガワ, ヒトス<

本の背ラベルに印刷されている「請求番号」は
 分類記号: 分野・種類
 著者記号 受入番号: 絵本・小説は作者の五十音順
 番号: アルファベットの場合は複数、改訂版は()、
 巻号の無いシリーズは[]
 E-絵本 CE-キリスト教絵本 J-児童図書 SPS-パネルシアター SP-ペープサート
 SES-エプロンシアター K-紙芝居 BS-文庫

予約・請求	媒体	請求番号	資料ID	巻	所在	状態	予約	返却予定	論文
<input type="radio"/>		E/は46/1	61655		図書館 1階 絵本開架				
<input type="radio"/>		E							
<input type="radio"/>		は46							
<input type="radio"/>		1							

本の配架場所 館内図参照

簡易 詳細

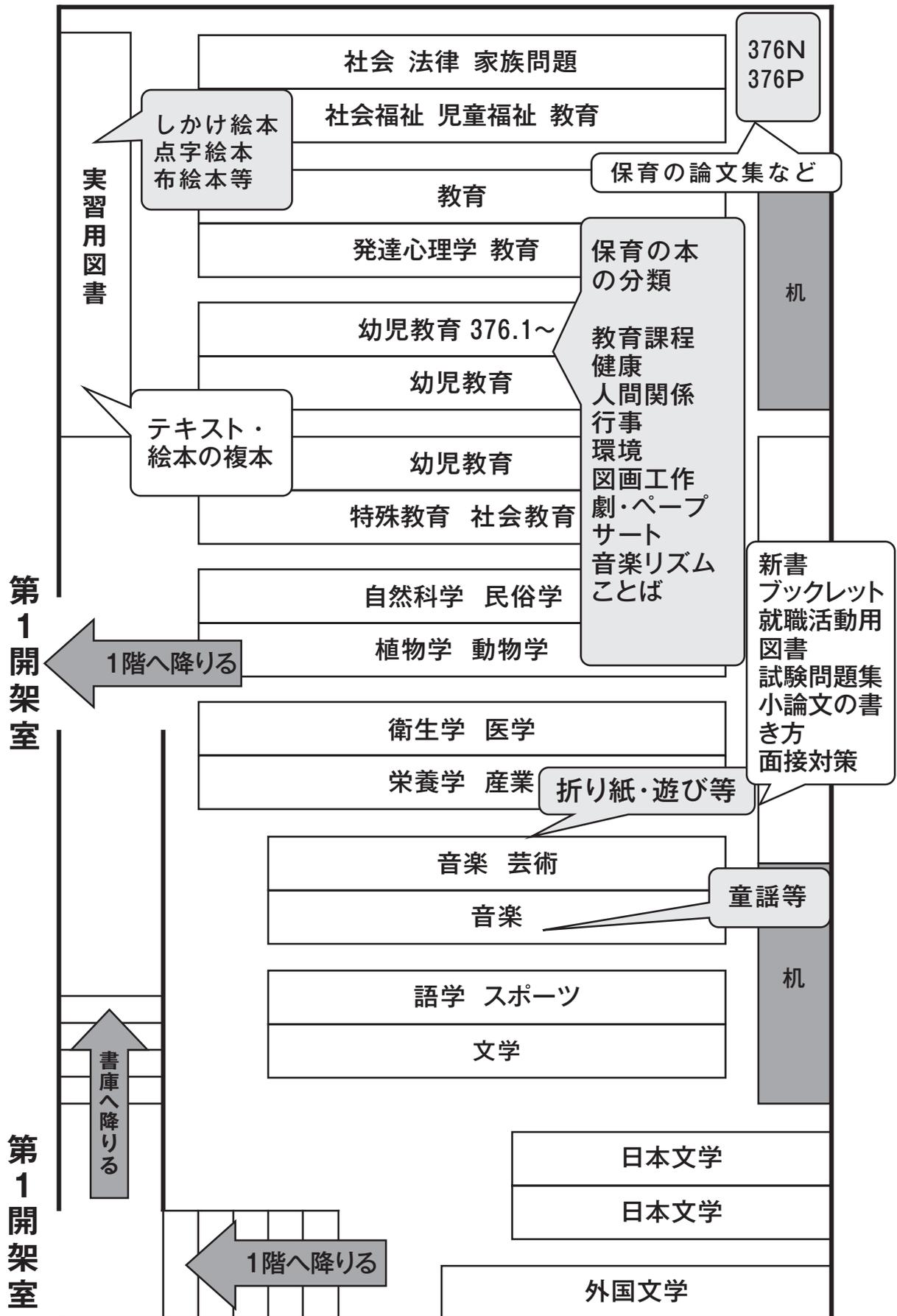
「テーマ別絵本リスト」 (検索システムでもテーマで検索できます)

いきもの、たべもの、家族…などキーワードごとに冊子の形にして、閲覧できるようにしています。

「くまの絵本」、「お風呂の絵本」、「からだの絵本」、「おじいさんの絵本」というようなものを探することができます。

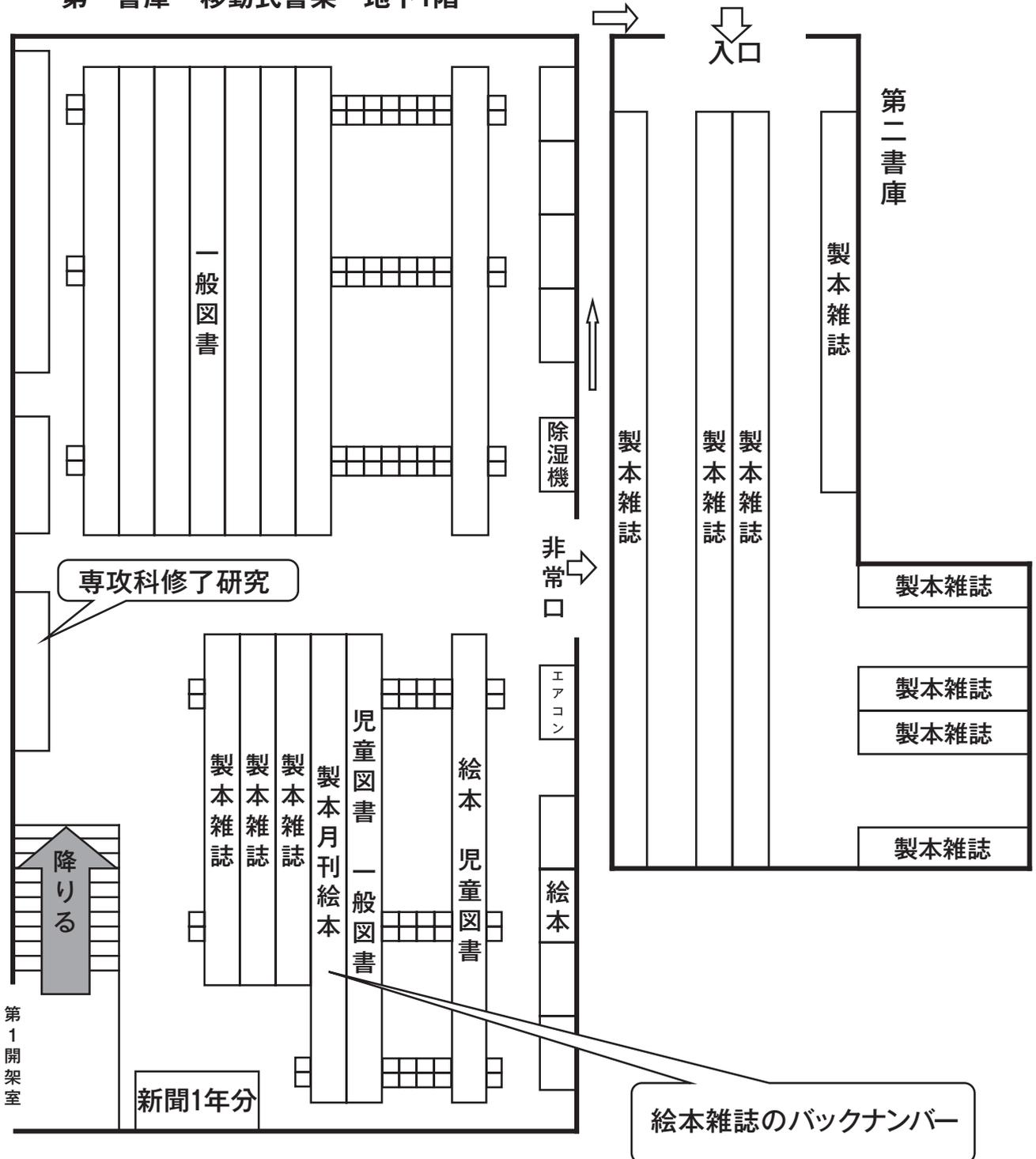
テーマ	分類記号	書名	著者名	出版事項	配架場所	登録番号
たべもの くだもの	こけもも	E-ま1-3 サリーのこけももつみ	マックロス キー 文・絵 石井桃子訳	岩波書店 1976		60177
	みかん	E-ふ56-1 なつみかんの のおへそ	深見春夫 文・絵	福武書店 1988		61453
	イチゴ	E-し50-3a いちご	新宮晋 [著]	文化出版局 1975		87121
		E-は15-12 ふたつの いちご	林明子作	福音館 1987	小型	61320
	バナナ	E-か26-11 バナナです	川端誠作	文化出版局 1984	小型	87193

第2開架室



頌栄短期大学図書館案内図 地下書庫 第二書庫

第一書庫 移動式書架 地下1階



3. 利用の仕方

利用の案内

図書館内では名札を着用してください。着用していない場合は入館できません。不審者対策のためご協力ください。

利用条件

資料	対象	保育科生		専攻科生						
		点数	期間	通常		修了研究用				
				点数	期間	点数	期間			
図書、絵本、紙芝居、音楽CD	合計5点	2週間	合計5点	2週間	合計20点	2ヶ月間				
エプロンシアター、パネルシアター、大型絵本等										
資格・就職資料										
楽譜、保育学研究							当日のみ	当日のみ	/	/
参考図書、雑誌、紀要等 ※雑誌の最新号は閲覧のみ							貸出不可 コピー貸出	貸出不可 コピー貸出		

※ DVD、ビデオテープ、CD は館内で視聴できます。持ち込みでの視聴はできません。

貸出

貸出証（学生証）と借りる本をカウンターに出してください。

延長継続

貸出期間の延長は原則としてできません。返却日の翌日以降に貸出できます。

予約

貸出中の図書を借りたいときは予約できます。予約本が返却されるとB棟に掲示します。連絡した日の翌々開館日までに取りに来ない場合は、取り消します。実習時の予約はできません。

特別貸出

夏休み、冬休み、春休み、実習期間などは、長期間、通常貸出より多く借りることができます。期間や冊数はそのつど掲示します。

授業のために、制限以上に借りたいときは相談してください。

5月	2年生 実習貸出	12月	冬休み貸出
7月	夏休み貸出	1月	1年生 実習貸出
9月	2年生 実習貸出	2月	春休み貸出

延滞

返却期限までに返せなかったときは、延滞した日数分、本を借りることができなくなります。

延滞者は、掲示します。

（インフルエンザ等で大学を休み延滞になったときは、承認された公欠届けを提示してください。）

書庫内図書の利用

学生・卒業生・学外利用者は書庫に入室できません。閲覧希望者はカウンターに申し出てください。

貸出証の紛失

紛失したら、学生証の紛失として必ず学生支援課に届け出てください。

図書の紛失

借りた本を、紛失、破損した場合、原則として、現物を購入して、弁償することになります。
他人の貸出証で借りたり、自分が借りた本を又貸ししないようにしてください。

4. 図書館のサービス

コピー

図書館の資料は1枚10円でコピーできます。著作権があるので、一人1部だけ、図書の一部分のみコピーできます。

文献複写

必要な文献が図書館にない場合、国立国会図書館や各大学に複写依頼ができます。カウンターでコピー申込書に必要事項を記入して、申し込んでください。

コピー代・送料などの実費は各自負担になります。

専攻科生の場合、修了研究のための複写依頼に補助が出ますので、所定の手続きをして申し込んでください。

インターネット利用

情報検索に使用できます。私的なメール、ブログ、通販、ゲームなどはできません。印刷は1枚10円（白黒のみ）、申込用紙に記入してください。朝日新聞クロスサーチ（朝日新聞記事データベース）が利用できます。

レファレンス

わからないことがあれば、カウンターでたずねてください。

実習中や、卒業後にも、電話、メールでの相談を受け付けています。

図書館直通電話 078-842-7093 9時～16時30分 メール：toshokan@glory-shoei.ac.jp

他の大学図書館の利用

当館に必要な資料がないときは他の大学図書館を利用できます。カウンターに申し出てください。

ビデオカメラ貸出

絵本、素話、パネルシアター、読み聞かせの練習にビデオカメラを学内で利用することができます。

ビデオ・DVD・CDの視聴

館内の所定の場所で視聴できます。持ち込み資料は視聴できません。

購入希望

図書館に入れて欲しい本があれば、用紙に記入して申し込んでください。

購入の可否については、図書館前に掲示します。

館報

図書館報を年1回発行しています。

その他

図書館への意見、要望があれば、学内の意見箱に入れてください。

図書館の掲示板は、B棟1階と2階の間の踊り場（特別貸出予定、延滞者呼出）と、図書館前（新着図書案内、購入希望連絡）にあります。

卒業生

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前予約の上入館いただけます。詳細はHP、卒業生の利用の手引きをご覧ください。

IX. 学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 頤栄短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。

2 保育科の教育研究上の目的は、保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすものとする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に関する規定は別に定める。

(学科及び収容定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	収容定員
保育科		125名	250名

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第2章 入学、退学、休学、転入学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他、相当の年令に達し、高等学校卒業と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第8条 入学者の選考は、別に定めるところによって行い、合否は教授会において判定する。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条による合格者は、指定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

3 正当な理由なしに入学手続を期日までに完了しないときは、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第10条 入学を許可された者は、保証人を置くものとする。

2 保証人は父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならぬ。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。

3 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときには、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(退学)

第11条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、所定の退学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

2 退学の日付は、学費を既に納めている者については、退学が認められた日とし、学費を未納の者については、学費が納められている学年又は学期の末日とする。

3 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学)

第12条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の休学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。

3 許可された休学期間の経過後も休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。

4 休学し得る期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

6 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復 学)

第13条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の復学願を学長に提出し、許可を得なければならぬ。

2 復学の時期は、前期又は後期の各開始日とする。

3 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(再 入 学)

第14条 再入学を志願する者がある時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いは、在学すべき年数については、審査の上これを定める。

3 再入学に関するその他の事項は、別に定める。

(他校への転入学)

第15条 本学から他校への転入学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならぬ。

2 転入学に関するその他の事項は、別に定める。

(除 籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、催促した後もなお納付しない者

(2) 第4条に定める在学年限を越えた者

(3) 第12条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

(復 籍)

第17条 前条第1項第1号により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

2 復籍に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第18条 教育課程は、別表第1の通り、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で開催させることができる。(以下「遠隔授業」という。)

4 教育課程に関する、履修方法については、別に定める。

(単 位 数)

第19条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、修了研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが必要と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(授業期間)

第21条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(履修登録)

第22条 学生は履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第23条 一の授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学等における履修等)

第24条 本学は、他の大学又は短期大学等の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教授会において教育上有益であると認められた場合に、これを許可することができる。

2 他の大学又は短期大学等で修得した授業科目の単位数は、30単位を超えない範囲で本学で修得したものとみなすことができる。

(遠隔授業による修得単位)

第24条の2 第18条第3項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に含めることができる。

第4章 学修の評価及び卒業等

(学修の評価)

第25条 学修の評価は、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)をもって表し、C(可)以上を合格とする。

2 学修の評価に関して必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第25条の2 前条に基づきGPA制度を設ける。

2 GPA制度に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第26条 本学を卒業するためには、別表第1に定める授業科目の中から、基礎教養科目13単位以上、専門教育科目49単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第27条 本学に2年在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第28条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大
学士(保育学)の学位を授与する。

(免許等の取得)

第29条 本学において取得することが出来る免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格とする。

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許状を取得するための実習に関する事項は別に定める。

3 保育士資格を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。保育士資格を取得するための実習に関する事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休日

(学年)

第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第31条 学年を、次の2学期にわけける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第32条 本学の休業日を次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定されている日

(2) 日曜日

(3) 開学記念日 4月21日

(4) 創立記念日 10月22日

(5) 春季休業日 3月18日から3月31日まで

(6) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日に授業等を実施することがある。また、臨時に休業日を設けることがある。

第6章 入学検定料、入学金、学費その他の費用

(入学検定料等の金額)

第33条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表第2のとおりとする。

2 入学検定料は受験前の所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(学費の納入時期)

第34条 学費は、前期、後期の2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 選択科目の実習費は、実習時期に応じて納入することがある。

3 特別の事情があると認められる者は、学費の延納又は分納を認めることがある。

4 延納及び分納に関して必要な事項は別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第35条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第36条 休学を許可された者の学費については、別に定める。

(納付した学費等)

第37条 納付した入学検定料、入学金及び学費等は、原則として返還しない。

第7章 職員組織

(職員組織)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は指名により、副学長を置くことができる。

3 職員組織については、別にこれを定める。

第8章 教授会

(教授会の構成、開催の要件等)

- 第39条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもつて構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、客員教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。
- 2 出席教員数が3分の2に足りなるときは、学長は教授会を開くことができなない。
- 3 教授会構成員の3分の1以上の要請のあるとき、学長は教授会を開かなければならない。
- 4 教授会は、月1回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に教授会を開くことができる。
- 5 教授会については、別にこれを定める。

第9章 専攻科

(専攻科の設置)

第40条 本学に専攻科（保育学専攻）を置く。

(目的)

第41条 専攻科は、短期大学保育科の基盤の上に、精深な学識、研究能力及び高度な保育実践能力を養うことを目的とする。

(収容定員)

第42条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	収容定員
保育学専攻		20名	40名

(修業年限)

第43条 専攻科の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学することのできる者は次の1号に該当するとともに、2号又は3号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育士資格又は幼稚園教諭二種免許状を有する者
- (2) 大学、短期大学又は専修学校（保育専門学校等）を卒業した者
- (3) 本学において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(教育課程の編成)

第45条 専攻科の教育課程は、別表第3の通り、授業科目を理論系科目及び実践系科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 3 前項の授業は、遠隔授業で履修させることができる。

4 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。専攻科の授業科目及び単位数は別表第3のとおりとする。

(遠隔授業による修得単位)

第45条の2 第45条第3項の授業方法により修得した専攻科の単位は、30単位を超えない範囲で修了に必要な単位の中に含めることができる。

(修了の要件)

第46条 専攻科を修了するためには、2年在学し、別表第3に定める授業科目の中から62単位以上を修得しなければならない。

(修了)

第47条 専攻科に2年在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

- 2 学長が修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学士の学位の取得)

第48条 専攻科修了者のうち、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たし、かつ大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者には、学士（教育学）の学位が授与される。

(免許状の取得)

第49条 前条に該当する者で、専攻科において、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。

(入学検定料及び学費)

第50条 専攻科の入学検定料及び入学金、授業料等の学費については別表第4のとおりとする。

- 2 入学検定料は所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(専攻科一年次修了の要件)

第51条 専攻科に1年在学し30単位以上修得したのものについては、教授会の意見を聴き、学長が一年次修了を認定する。

- 2 専攻科一年次修了に関して必要な事項は別に定める。

(専攻科途中年次入学)

第52条 大学改革支援・学位授与機構認定の短期大学専攻科における1年次修了者は、専攻科における途中年次への入学を許可することができる。

- 2 途中年次入学に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(準用)

第53条 専攻科に関して、本章に定めるもののほかについては、本学則第7条、第8条、

第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第16条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第54条、第56条、第57条、第58条、第61条、第63条、第64条、第65条を準用する。

第10章 長期履修生

(長期履修生)

第54条 学習機会の多様化を図ることを目的として、本学で定めている修業年限を越えて履修し卒業すること、また学納金についても通常の学生とは異なる納入方法をとることを希望する者は、教授会において選考の上、長期履修生として許可することがある。

2 長期履修生に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

第55条 第6条に規定する入学資格を有する者で、国、地方公共団体等から派遣されて、特定の授業科目の受講や特定の研究課題についての研究を行うことを委託された者は、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、委託生として許可することがある。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者のあるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、学期の始めに科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、学則第25条の規定を準用して単位を認定することができる。

3 科目等履修生に関して、本条に定めるもののほか必要なことについては別に定める。

(外国人留学生)

第57条 日本以外の国籍を有し、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。外国人留学生の取り扱いについては別に定める。

第12章 図書館及び乳幼児研究所

(付属図書館)

第58条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の研究、学習に資する。

2 図書館及び図書館閲覧に関する規定は別に定める。

(付属乳幼児研究所)

第59条 本学に乳幼児研究所を置く。

2 乳幼児研究所について必要なことは別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第60条 本学の教育・研究を広く公開し、地域社会との連携を推進するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の内容、時期、期間等必要なことは、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第14章 厚生、保健施設

(嘱託医)

第61条 本学に嘱託医を置き、本学教職員及び学生の厚生保健についてその指導を受ける。

(厚生施設)

第62条 本学に学生食堂その他の厚生施設を置く。

第15章 賞罰及び奨学

(表彰)

第63条 学力及び品行において学生として表彰に値する者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第64条 本学の規定に違反し、又は学生として本分に反する行為をしたと認められる者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

(1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者

(2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関する規程は別に定める。

(奨学)

第65条 本学に奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は昭和25年4月1日からこれを施行する。

(中略)

この改正学則は2019年(平成31年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2020年(令和2年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2020年(令和2年)4月15日からこれを適用する。
 この改正学則は2021年(令和3年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2022年(令和4年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2023年(令和5年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表第1

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
基礎教養科目	キリスト教	2	13単位以上
	知能学	1	
	子どもと人権	2	
	社会学	2	
	日本国憲法	2	
	心理学	2	
	生物学	2	
	保育と情報	2	
	英語Ⅰ	2	
	英語Ⅱ	1	
	体育(講義)	1	
	体育(実技)	1	
	教育概論	2	
	教育社会学	2	
	教職・保育概論	2	
子どもと理療と相談援助	2		
保育方法論	2		
子ども家庭福祉	2		
社会福祉概論	2		
子ども家庭支援論	2		
社会的養護Ⅰ	2		
社会的養護Ⅱ	2		
保育の心理学	2		
子どもの心理	2		
子ども家庭交流の心理学	2		
教育心理学	2		
子どもの健康と安全	2		
子どもの保健	1		
子どもの食と栄養 a	1		
子どもの食と栄養 b	1		
特別支援教育・保育概論	2		
乳児保育Ⅰ	2		
乳児保育Ⅱ	1		
子育て支援	1		
音楽Ⅰ	1		
音楽Ⅱ	1		
芸術表現	1		
現代保育・教育問題演習	1		
教育課程の意義と編成	2		
保育内容論	2		
子どもと健康(領域)	2		
子どもと環境(領域)	2		
子どもと人間関係(領域)	2		
子どもと言葉(領域)	2		
子どもと表現(領域)	2		
健康の指導法	2		
人間関係の指導法	2		
環境の指導法	2		
言葉の指導法	2		
表現の指導法 A	2		
表現の指導法 B	2		
保育指導法	2		
キリスト教(保育)	2		
キャリアへのアプローチⅠ	1		
キャリアへのアプローチⅡ	1		
教職・保育実践演習(幼)	2		
基礎演習	2		
教育・保育基礎実習	1		
教育・保健実習	1		
教育実習	4		
教育実習 事前事後指導	1		
保育実習Ⅰ a(保育所)	2		
保育実習Ⅰ b(施設)	2		
保育実習Ⅰ a(虚設)事前事後指導	1		
保育実習Ⅰ b(虚設)事前事後指導	1		
保育実習Ⅱ	2		
保育実習Ⅱ 事前事後指導	1		
施設実践演習	2		
施設実践演習事前事後指導	1		

別表第2

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	入学時のみ
入 学 金	350,000円	年 額
授 業 料	780,000円	年 額
実験実習費	30,000円	年 額
教育充実費	240,000円	年 額

※学外実習費は別に徴収する。

別表第3

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
キリスト教(保育特論)	2	2	60単位以上
子どもの権利と社会	2	2	
保育学研究	2	2	
保育心理学	2	2	
社会福祉研究	2	2	
子ども家庭福祉論	2	2	
自然研究	2	2	
教育哲学特論	2	2	
保育施設運営論	2	2	
現代保育・教育問題特論	2	2	
子どもとアート	2	2	
ICT教育演習	2	2	
幼児と言葉	2	2	
幼児と環境	2	2	
幼児と健康	2	2	
幼児と人間関係	2	2	
幼児の身体表現	2	2	
幼児の造形表現	2	2	
子どもの生活と環境	2	2	
子どもの絵本の読み	2	2	
幼児教育課程特論	2	2	
特別支援教育・保育総論	2	2	
子育て支援論	2	2	
保育相談	2	2	
保育指導法演習	2	2	
保育実践学習Ⅰ	2	2	
保育実践学習Ⅱ	2	2	
保育実践学習Ⅲ	2	2	
保育研究演習	4	2	
修了研究	6	2	

別表第4

項 目	金 額	備 考
入学検定料	20,000円	入学時のみ
入 学 金	100,000円	年 額
授 業 料	560,000円	年 額
実験実習費	20,000円	年 額
教育充実費	200,000円	年 額

【注】ただし、本学卒業生(卒業見込みの者を含む)は、入学検定料を半額免除し、入学金及び教育充実費のうち50,000円免除とする。
 履修科目によっては、実習費等を別に徴収する。

X. 諸 規 程

1. 頌栄短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文科省令第9号)第13条及び頌栄短期大学学則(以下「学則」という。)第28条の規定に基づき、頌栄短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は保育学とする。

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則28条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「頌栄短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

この規程は平成26年(2014年)4月1日より施行する。

この改正規程は平成28年(2016年)4月1日より施行する。

2. 授業科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、頌栄短期大学学則(以下「学則」という)第20条及び第22条の規定に基づき、授業科目履修、単位修得等に関して必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則第18条、第19条及び第46条に規定するものとする。

(必修・選択)

第3条 授業科目を卒業・修了要件において、必修科目及び選択科目を定めている。

(1) 必修科目は、必ず履修し単位修得しなければならぬ授業科目である。

(2) 選択科目は、自由に選択、履修できる授業科目である。

2 授業科目は、保育士資格取得要件、幼稚園教諭二種免許状及び幼稚園教諭一種免許状取得要件においても必修科目、選択科目等が定められている。

(授業の方法)

第4条 授業科目は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによる。

(授業時間)

第5条 授業時間は、1日5講時制とし、年間を通じて次のとおりとする。ただし不測の事態により変更することがある。

時限	第I講時	礼拝	第II講時	第III講時	第IV講時	第V講時
月・木・金曜日	9:00～ 10:30		10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50
火・水曜日	9:00～ 10:30	10:35～ 11:00	11:05～ 12:35	13:25～ 14:55	15:05～ 16:35	16:40～ 18:10

2 授業時間数の算出にあたっては、1講時90分を2時間とみなす。

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位計算方法は、学則第20条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が講義15時間、演習30時間に該当しない授業科目及び実験、実習及び実技の授業科目については、別表1の通りとする。

(履修登録)

第7条 毎学年度の初めの所定の期日までに、学生の責任において、その年度に履修しようとする授業科目の登録手続きを行い、学修の意思表示をしなければならぬ。
2 登録をしていない授業科目の受講、受験及び単位修得は認めない。
3 科目によっては受講希望者が著しく少ない場合は、開講しないことがある。

(履修登録単位数の上限)

第7条の2 1年間に登録できる単位数の上限は、次の通りとする。

- 1 保育科50単位（卒業要件に含まれない科目、実習関連科目、再履修科目は含まない）
- 2 専攻科40単位

（登録の変更）

第8条 いったん登録完了した授業科目の変更は、原則として認めない。ただし、後期から開講される授業科目に限り、所定の期間中に追加登録を認める。

（履修の中止）

第8条の2 履修登録後は所定の期間に限り、履修登録の中止を認める。なお、履修の中止を行った科目は、いかなる理由があっても当該学期中に再度履修登録を行うことはできない。

（禁止事項）

第9条 履修の禁止事項は、次のとおりとする。
 1 同一時間帯に行なわれる複数の授業科目を重複履修することはできない。
 2 授業科目にクラスが定められている場合は、原則として指定されたクラス以外で履修することはできない。
 3 原則として上位学年に配当されている授業科目を履修することはできない。
 4 授業科目に履修条件が設定されている場合は、その条件を満たしていなければ履修することはできない。

（授業）

第10条 学生は第7条により履修の届出を行なった授業科目に出席しなければならない。
 2 病気又はその他やむを得ない事由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。
 3 30分以上過ぎても授業が開始されない場合は、休講とみなす。

（欠席）

第11条 連続3日以上欠席した者はすみやかに欠席届を教務課に提出しなければならない。ただし、病気による欠席が1週間以上に及ぶときは、医師の診断書を添付すること。
 2 本学の諸行事に欠席する（した）場合は、すみやかに欠席届を教務課に提出しなければならない。

（遅刻及び早退）

第12条 授業時間の1/3以上の遅刻・早退は原則として欠席とみなす。遅刻・早退は原則として3回で欠席1回とみなす。

（学校において予防すべき伝染病による授業への出席停止）

第13条 学校保健法施行規則第19条に定める伝染病（以下「学校伝染病」という）に感染した者は、原則として授業への出席を停止する。
 2 上記以外の感染症で罹患した者についても、出席を停止する場合がある。

（交通スト又は気象警報発令時の授業）
 第14条 授業期間中に、本学が決めた交通機関に交通ストが起こった場合、又は本学が決めた地域に気象警報が発令された場合は、原則として授業を行わない。

- 2 前項に関して必要な事項は別に定める。

（公認欠席）

第15条 次にあげる理由のいずれかにより授業を欠席した者が願った場合は、公認欠席として取り扱う。

- (1) 忌引き（3親等内）
 - (2) 学校伝染病
 - (3) 災害による交通機関の不通
 - (4) 就職試験・採用試験
 - (5) その他教授会が正当な理由と認めるもの
- 2 公認欠席の取り扱い扱いを希望する者は、定められた期間内に「公欠届」に別に定める必要証明書類を添付し、教務課に提出しなければならない。

（単位の認定の方法）

第16条 学則20条及び第23条に基づき、授業科目を履修し、指定された試験に合格した者に対して単位を認定する。試験の方法については別に定める。

（学修の評価基準）

第17条 学修の評価は、試験の成績又はあらかじめ示された評価方法により判定される。

- 2 評価は、評点により、授業科目ごとに次の通り表す。

評価区分	実得点 (100点法)	評価基準	単位認定
S (秀)	100～90	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている	認定
A (優)	89～80	基本的な目標を十分に達成し、優秀な成果をおさめている	
B (良)	79～70	基本的な目標を十分に達成している	
C (可)	69～60	基本的な目標を達成している	
P (認定)		本学以外で修得した科目で、本学で修得したものと認めるもの	
D (不可)	59～0	基本的な目標を達成していないため再履修が必要である	不認定

- 3 前条の評価に対してグレード・ポイント (GP) を設定し、計算式によりグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。GPA に関して必要な事項は別に定める。

第18条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行うものとする。

別表 1

授業形態	1単位の 授業時間数	授業科目
演習	15時間	〈保育科〉心理学、保育と情報、英語Ⅰ、英語Ⅱ、子ども理解と相談援助、特別支援教育・保育概論、子どもと健康（領域）、子どもと人間関係（領域）、子どもと環境（領域）、子どもと言葉（領域）、子どもと表現（領域）、健康の指導法、人間関係の指導法、環境の指導法、言葉の指導法、表現の指導法A、表現の指導法B、保育指導法、基礎演習、教職・保育実践演習（幼）
実技 実習	30時間 30時間 30時間	〈専攻科〉保育施設運営論、教育哲学特論、ICT教育演習、子どもと絵本の愉しみ、幼児と環境、幼児と健康、子育て支援論、保育指導法演習、子どもとアート、幼児と表現、子どもの生活と環境、教育相談 〈保育科〉保育実習Ⅰa（保育所）事前事後指導、保育実習Ⅰb（施設）事前事後指導、教育・保育基礎実習事前事後指導、保育実習Ⅱ事前事後指導、施設実践演習事前事後指導 〈保育科〉体育（実技） 〈保育科〉教育・保育基礎実習、教育実習、保育実習Ⅰa（保育所）、保育実習Ⅰb（施設）、保育実習Ⅱ、施設実践演習

附 則 この規程は平成23年（2011年）4月1日より施行する。

（中略）

この改正規程は令和4年（2022年）4月1日より施行する。

3. 頌栄短期大学試験規程

（目 的）

第1条 この規程は、頌栄短期大学学則（以下「学則」という）第25条の規定に基づき、試験に関し、必要な事項を定める。

（試験の種類）

第2条 本学における試験を定期試験と臨時試験に分ける。

- 定期試験は学年末または学期末に一定の時間割により施行するものをいい、臨時試験は定期試験以外の試験をいう。

（方 法）

第3条 試験は筆記、実技、レポート、口述等によって行う。

（受験資格）

第4条 次の者は受験することができない。

- 1) 試験科目の履修登録をしていない者
- 2) 学費を納めていない者
- 3) 授業時数（授業回数）の1/3を超える欠席をしている者
ただし遅刻・早退は、原則として計3回で欠席1回とみなす
- 4) 試験会場に定刻より30分以上遅刻した者
- 5) 試験監督者の指示・注意に従わない者

（注意事項）

第5条 受験に関する注意事項は口頭、文書または掲示により通達する。

注意事項に違反する者は受験停止を命ずることがある。

第6条 試験場においては監督者の命に従わなければならない。

（追 試 験）

第7条 下記の理由により定期試験および臨時試験を受ける事ができなかった者は、試験終了後7日以内にその証明書を添付した欠席届および追試験受験願を教務部長に提出しなければならない。その理由が正当と認められた場合に限り追試験を受けることができる。

- 1) 3親等以内の死亡
- 2) 本人の病気
- 3) 本人の不慮の事故または災害
- 4) 以上に相当する理由がある場合

（再 試 験）

第8条 定期試験または臨時試験を受け、当該科目の単位を修得することが出来なかった場合は、再試験を受けることができる。再試験を受ける者は、所定の期日までに、再試験受験願を教務部長に提出しなければならない。

- 2 科目によっては実施しない場合がある。

4. GPA 制度に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、頤栄短期大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評価およびGP)

第2条 本学の成績評価に対応する GP (Grade Point) は、次表のとおりである。

成績評価	点数	GP
S	100点～90点	4
A	89点～80点	3
B	79点～70点	2
C	69点～60点	1
D	59点以下	0

(GPAの種類と計算方法)

第3条 GPA は、次に定める方法により計算するものとし、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表記する。

(1) 学期 GPA の計算式

学期 GPA = $\frac{\text{（当該学期に評価を受けた各授業科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各課授業科目の単位数の合計}}$

(2) 累積 GPA の計算式

累積 GPA = $\frac{\text{（当該学期に評価を受けた各授業科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の総和}}{\text{（各学期に評価を受けた各課授業科目の単位数の合計）の合計}}$

(GPA 対象授業科目)

第4条 GPA の算出対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除く授業科目とする。

- (1) 認定科目（成績評価をせず、単位修得のみを認定した授業科目）
- (2) 評価が未確定または保留の授業科目

(GPA 算出日)

第5条 GPA の計算は、学期ごとに指定された期日までに確定した成績に基づいて行う。

(履修放棄科目の取扱い)

第6条 履修登録取り消し期間内に履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は不合格として扱う。

(再履修等における GPA の取扱い)

第7条 履修した授業科目について不合格と評価され、後に再履修等によって合格となつ

- 3 再試験は各学期各科目 1 回に限り受けることができる。
- 4 再試験を受けることができる科目数は 5 科目までとする。
- 6 科目以上不合格の場合は 5 科目を超える部分は再履修しなければならない。

(試験料)

第9条 追試験、再試験を受ける者は、所定の期日までに受験料（1科目につき1,000円）を納入しなければならない。ただし、追試験については事情により受験料を免除することがある。

(成績)

- 第10条 成績は原則として前期試験と後期試験の平均をもって評価する。
半期で終了する科目については当該期末試験の成績をもって評価する。
- 2 成績の表示は S（秀、90点以上）、A（優、80点以上）、B（良、70点以上）、C（可、60点以上）、D（不可、59点以下）とし、C 以上を合格とする。
- 3 追試験の成績は公欠以外は90点を越えることはできない。
- 4 再試験の成績は60点を越えることはできない。
- 5 単位認定のために提出すべきレポートの提出期限におくれた場合、原則として受けつけない。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為があった場合は、その後の受験を停止し当該試験期間の全受験科目を無効とし停学処分にする。

- 2 不正行為者の処分は、教授会の議を経て行うものとする。

(緊急時に伴う定期試験等の取扱い)

第12条 荒天時や災害時の定期試験等の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

この規程は、平成25年（2013年）4月1日より施行する。
この改正規程は、平成28年（2016年）4月1日より施行する。
この改正規程は、平成29年（2017年）4月1日より施行する。
この改正規程は、平成30年（2018年）4月1日より施行する。
この改正規程は、平成31年（2019年）4月1日より施行する。
この改正規程は、令和2年（2020年）4月1日より施行する。

た場合には、合格の評価が与えられた学期において学期 GPA を計算し、過去において不合格と評価された当該授業科目に係る数値は、累積 GPA の計算式から除外する。

(GPA の通知)

第8条 GPA の学生への通知は、各学期の成績通知書に学期 GPA 及び累積 GPA を表示することにより行う。

(成績証明書への記載)

第9条 成績証明書には、累積 GPA を記載するものとする。

(GPA の活用)

第10条 GPA は次の各号に掲げるものに活用することができる。

- (1) 履修指導に関すること
- (2) 学習支援に関すること
- (3) 学生支援（各種奨学金等を含む）に関すること
- (4) 成績状況等の把握に関すること
- (5) 学生表彰に関すること
- (6) 高等教育段階の教育費負担軽減新制度の停止基準

第11条 GPA 値が学科の低位4分の1に属する場合は、警告をする。2学期連続低位4分の1に属する場合は打ち切りとする。

(7) その他

なお2学期にわたり、GPA 値が1.0以下の成績不振となった学生に対しては、教務部長が学生に対して学修指導・生活指導を行い、改善が見られない場合には退学勧告を行う場合がある。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教務部会及び教授会に諮り、学長が行う。

附則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

5. 長期履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、頌栄短期大学学則（以下「学則」という）第54条の規定に基づき、長期履修生に関して必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修生として申請することが出来る者は、本学保育科と専攻科の入学手続き者及び在学生のうち、次の各号のいずれかに該当するために学則で定められた卒業要件・修了要件の年限で卒業または修了することが困難な者とする。

- (1) 有職者（正規雇用以外のものを含む）
- (2) 家事・育児・介護等の従事者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認める者

(履修期間及び在学年数)

第3条 長期履修生の在学年数は、修業年限を超えて計画的に履修するものとして認められた期間（以下「長期履修期間」という。）在学し、学則で定められた卒業又は修了に必要な単位以上を修得しなければならない。

- (1) 保育科・専攻科の長期履修期間は、3年または4年を選択できることとする。
- (2) 休学期間は、長期履修期間には算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修生の適用を希望するものは長期履修学生申請書を学長の定める日までに学長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第5条 長期履修生が、長期履修期間の変更を希望する場合は、長期履修期間変更申請書を学長の定める日までに、学長に提出しなければならない。

2 履修期間の短縮の適用は、当該年度からとし、履修期間の延長の適用は翌年度からとする。

(許可)

第6条 第4条及び第5条の申請については、教授会の議を経て、学長が許可する。

(学費等)

第7条 学則第33条の規定に関わらず、長期履修生の授業料等は、在学年数に分けて納入することができる。

(学則等の準用)

第8条 長期履修生については、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の学生に関する諸規定等の規定を準用する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会の議を行いうものとする。

この規程は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

この改正規程は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

6. 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、頤栄短期大学（以下、「本学」という。）学則第56条の規定に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(志願者の資格)

第2条 本学の履修生として志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 保育科の授業については、高等学校卒業生、又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- 2 専攻科の授業については、短期大学卒業生、又はこれと同等の学力があると認められた者

(出願手続き及び時期)

第3条 履修生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に履修生検定料（5,000円）を添えて、定められた期日までに本学教務課に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修願（本学指定のもの）
 - (2) 在学証明書又は最終学校卒業証明書及び成績証明書
 - (3) 健康診断書（3ヶ月以内の診断のもので、項目は視力、聴力、内科検診、尿検査及び胸部レントゲンとする）
 - (4) 勤務先所屬長の承諾書（現職者のみ）
 - (5) その他、本学が必要と認める書類
- 第4条 出願手続きの時期は、原則として前期及び通年授業科目について3月10日まで、後期授業科目については、9月10日までとする。

(選考及び許可)

第5条 履修生の選考は、原則として書類審査、面接等によって行い、教授会の意見を聴き、学長が許可する。

(履修期間)

第6条 履修生の履修期間は、当該学期の始めから当該学期末又はその年度の終わりで、とする。ただし、年度をまたがる授業科目の場合は、その期間とする。

(履修科目)

第7条 履修生が履修できる授業科目は、本学が指定する科目とし、保育実習及び教育実習の科目の履修は原則として認めない。

- 2 前項の定めに関わらず、履修生が本学の卒業生である場合は、保育実習及び教育実習の履修を認めることがある。
- 3 履修生が履修できる授業科目は、原則として当該年度15単位以内とする。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位の認定については、学則23条及び第25条の規定を準用し

認定する。

(証明書)

第9条 前条の規定により履修生が修得した単位については、履修科目単位修得証明書を交付する。

(納付金等)

第10条 履修生の納付金は、登録料（10,000円）及び履修料（本学の卒業生は1単位8,000円、その他の者は1単位10,000円）とする。

2 納付金を期日までに納入しない者は、履修生の許可を取り消す。

3 納入された納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

4 本学専攻科生が保育科の科目を履修する場合は、登録料及び履修料は免除する。

5 科目等履修に特別の経費を要する場合は、これを履修生から徴収することがある。

(履修生の許可の取消し)

第11条 履修生が本学の秩序を乱すと認められた時は、教授会の意見を聴き、学長は履修生の許可を取り消すことができる。

(履修取消)

第12条 履修生が、疾病その他やむを得ない理由により履修できなくなった場合は、速やかに所定の取り消し願いを提出しなければならない。

(科目等履修生証)

第13条 履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 履修生は、学内施設を利用する場合には、常に科目等履修生証を携帯しなければならない。

(諸規則の準用)

第14条 履修生に対しては、この規程のほか、本学学則及び正規の学生に関する規程を準用する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は平成7年（1995年）4月1日から施行する。

この改正規程は平成14年（2002年）4月1日から施行する。

この改正規程は平成21年（2009年）4月1日から施行する。

この改正規程は平成27年（2015年）4月1日から施行する。

この改正規程は平成28年（2016年）4月1日から施行する。

この改正規程は平成30年（2018年）1月1日から施行する。

この改正規程は平成31年（2019年）4月1日から施行する。

7. 専攻科一年次修了規程

- 第1条 頌栄短期大学学則第51条の規定に基づき、1年次修了に關して必要な事項を定める。
- 第2条 専攻科一年次修了のためには、30単位以上を修得するものとする。
- 2 修得すべき単位の中に、他大学における科目履修によって修得した単位を含めることができる。
- 第3条 専攻科一年次修了を希望する者は、所定の期日までに、理由を添えて「専攻科一年次修了願」を学長に提出するものとする。
- 第4条 専攻科に1年間在学し、第2条に規程する単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が一年次修了を認定する。
- 2 学長が専攻科一年次修了を認定した者に対して、専攻科一年次修了証書を授与する。

附 則 この規程は平成13年（2001年）3月13日から施行する。
この改正規程は平成27年（2015年）4月1日から施行する。
この改正規程は平成28年（2016年）4月1日から施行する。
この改正規程は平成30年（2018年）4月1日から施行する。

8. 頌栄短期大学留学生規程

- 第1条 頌栄短期大学学則第57条の規定に基づく外国人留学生の取扱いは、この規程の定めるところによる。
- 第2条 本学の外国人留学生の入学資格は次の通りである。
1. 日本以外の国籍を有する者で、大学入学を目的として入国許可を受けて入国した者
2. 外国において通常の高等学校の学校教育を修了した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者
3. 大学教育を受けることのできる日本語の能力を有する者
- 第3条 入学を希望する者は、次の書類に受験料を添えて、入学志望年度の前年10月から翌年1月末までに願書を提出しなければならない。
1. 入学願書及び調査書（本学所定用紙、写真添付）
2. 履歴書（本学所定用紙）
3. 健康診断書
4. 出身高等学校の学業成績証明書
5. 出身高等学校の卒業（修了）証明書または卒業（修了）見込証明書
6. 外国人である身分証明書
- 第4条 入学志願者に対しては適時、書類審査、面接、小論文（日本語または英語）、歌唱の選考を行い、合否はその都度発表する。
- その他のことについては入学試験に準ずる。
- 第5条 合格した者は、指定された期日までに、入学金、学費、保証人連署の誓約書を提出して入学手続きを完了しなければならない。
- 第6条 留学生は入学の際、保証人2名を定め、学長に届け出なければならない。保証人の内1名は日本国内に在住し、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
- 附 則 この規程は昭和61年（1986年）4月1日から施行する。
この改正規程は平成27年（2015年）4月1日から施行する。
この改正規程は平成28年（2016年）4月1日から施行する。

9. 学生相談室規程

(設置)

第1条 頤栄短期大学（以下「本学」という）に学生相談室を設ける。

(目的)

第2条 学生相談室は、学生支援の一環として本学学生が充実した学生生活を過ごすことができるように、学生が直面する修学および学生生活全般にわたる諸問題に対して、専門的立場から相談に応じることを目的とする。

2 本学卒業生も必要と認められる場合には、相談に応じる。

(業務)

第3条 学生相談室は前条の目的を達するために、次の業務を行う。

- (1) 学生相談に関する事業の企画および立案
- (2) 学生の修学に関する相談および助言
- (3) 教職員に対するコンサルテーション
- (4) 心理的な緊急事例に対するケア
- (5) 学生相談に関する研究・調査、および広報活動
- (6) メンタルヘルスの維持・増進に係る学内外の組織との連携
- (7) その他相談室に関すること

(構成)

第4条 学生相談室に次の者を置く。

- (1) 室長
 - (2) 相談員
 - (3) その他室長が指名する者
- 2 室長は、学生支援部長をもってこれにあてる。
- 3 室長は、相談室を代表し、相談室の業務および活動を統括する。
- 4 相談員は、臨床心理士等の専門的資格を有する者を学長が委嘱する。

(運営)

第5条 学生相談室は学生支援部の所轄とする。

(委員会の構成)

第6条 学生相談室の運営を円滑に行うため、学生相談室会議をもつ。その構成員は室長、相談員、休養室保健師、学生支援課長とする。またその他必要に応じ、室長より要請された者を加えて行うことができる。

(守秘義務)

第7条 学生相談室の業務および運営に関わる者は、業務・運営上知り得た情報を、漏らしてはならない。なお、教育上必要と認められる場合にも、むやみに漏れることがないように十分に注意しなければならない。学生相談室(員)を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生相談室の運営に関し必要な事項は、学生相談室会議が、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程は、教授会の議を経て変更することができる。

附則 この規程は、2012年（平成24年）4月1日より施行する。

この改正規程は、2015年（平成27年）4月1日より施行する。

10. 頌栄短期大学緊急給付奨学金規程

(趣 旨)

第1条 頌栄短期大学（以下「本学」という。）の学生の奨学ならびに育成を援助するため、頌栄短期大学緊急給付奨学金規程を定める。この規程は、所定の修学期間で卒業する能力と勉学の意欲を持ちながら、家計の急変や災害などにより学資の支弁に支障を来たし、修学が困難な状況に立ち至った学生に対し、緊急に奨学金を給付し、修学の継続を支援することをその旨とする。

(対 象 者)

第2条 この規程により奨学金を受けられることのできる学生は、次の全ての条項に該当する者とする。

1. 家計支持者の死亡・疾病・失業等により家計が急変するなど緊急の事由により学業の継続が見込めず、学費の援助を要する者
2. 所定の修学期間で卒業する能力と勉学の意欲を持つ者
3. 卒業後、保育施設・福祉施設等で働くことを志す者

(給付条件)

第3条 この規程により奨学金を受けられる学生は、次の全ての条件を満たさなければならない。

1. 申請時の前の期までに開講された卒業必修科目単位をすべて取得していること。
2. 奨学金を必要とする緊急事由を証明する書類を提出できること。

(給付期間及び回数)

第4条 緊急給付奨学生の給付期間は、採用当該学期のみとし、給付は在学中に1回とする。

(申請手続)

第5条 奨学金の申請の手続きについては、次のとおりとする。

1. 次の書類を学長に提出すること。
 - (1) 申請書
 - (2) 家計急変を証明するもの
 - (3) その他本学が必要に応じて求める書類
2. 申請は原則として緊急の事由が発生し12か月以内に手続を行うこと。

(選 考)

第6条 奨学生の選考は提出された書類の審査と面接を学生支援部会が行い、その報告を受けて教授会において決定する。

(給 付 額)

第7条 給付額は、授業料等学納金を上限として、教授会において決定する。また、給付は授業料等学納金の充当により行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が行うものとする。

附 則

- 1 この規程は2020年（令和2年）4月1日から施行する。
- 2 頌栄短期大学貸与奨学金規程（1998年4月1日制定）は廃止する。
- 3 頌栄保育学院緊急給付奨学金規程（2002年4月1日制定）は廃止する。

11. 日本基督教団神戸教会給付奨学金規程

前文 頌栄短期大学は、摂津第一公会（現・日本基督教団神戸教会）を中心とした「神戸婦人会」の祈りから生まれた学校です。この度その神戸教会から本学院130周年を記念して、奨学金の為に特定募金を頂きました。日本最古のキリスト教保育者養成校である頌栄短期大学の更なる発展と、キリスト教主義学校としての充実を願い、祈りをもって捧げられた基金です。神戸教会の意思を尊重し、所期の目的が達成されるように十分配慮するものです。

(名称) 第1条 日本基督教団神戸教会給付奨学金と称する。

(趣旨) 第2条 本奨学金は、将来キリスト教保育施設・福祉施設等で働く保育者等を育成することを目的とし、尚且つ経済的に勉学が困難な学生への学習支援の性格も併せ持つものである。

(対象者) 第3条 この規程により給付を受けられる学生は、本学保育科2年に在籍し、キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設・福祉施設等で働くことを志す者で、経済的理由で勉学が困難な学生とする。

(選考) 第4条 奨学生の選考は、提出された書類の審査と面接による選考を学生支援部及び宗教部で行い、その報告を受けて教授会で決定する。

(給付額) 第5条 奨学金総額は毎年100万円、10名を超えない人数の学生に対して、1人10万円とし、10月に給付される。

(規程の改廃) 第6条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が定める。

(その他) 第7条 本規程によるもの他、必要な事項は学長が定める。

附則 この規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

12. アニー・L・ハウ給付奨学金規程

前文 この奨学金制度は創立者アニー・L・ハウが本学の健全なるキリスト教教育の発展を願って寄託された醸金と、毎年米国合同教会宣教部より送られてくる A.L.H.の遺産の果実からなるものであり、運用にあたっては寄託者の意思を尊重し、所期の目的が達成されるよう充分配慮されねばならない。

(趣旨) 第1条 本学のキリスト教精神に基づき保育者を志し精励する学生を奨励するための奨学金（給付）制度規程を定める。

(対象者) 第2条 この規程により給付を受けられる学生は、保育科2年生で、キリスト者または求道者で人物・学力ともに良好で、学費の援助を要する者。

(申請手続) 第3条 奨学金の給付を受けよう并希望する者は、別に定める書式により申請書を宗教部に提出する。

(選考) 第4条 奨学生の選考は、提出された書類の審査と面接による選考を宗教部教員で行い、その報告を受けて教授会で決定する。

(給付額) 第5条 奨学金の給付額は、毎会計年度、資金の限度内において宗教部会において決定し、教授会の了承を得るものとする。

(規程の改廃) 第6条 本規程の改廃は、教授会の議を経なければならぬ。

(その他) 第7条 本規程によるものほか、必要な事項は教授会で定める。

附則 この規程は、1983年（昭和58年）6月1日制定、同日施行する。
この規程は、1996年（平成8年）4月1日から改正施行する。
この規程は、1998年（平成10年）4月1日から改正施行する。
この規程は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。
この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

13. 頌栄短期大学岡松枝記念給付奨学金規程

前文 この奨学金制度は、頌栄保母伝習所を1931年に卒業された岡松枝氏寄託基金を、寄託者の意思を尊重し、頌栄短期大学（以下「本学」という。）の教育理念を受け継いでいくために岡松枝記念給付奨学金（以下「奨学金」という。）として運用するものである。

(趣 旨)

第1条 本学の建学の精神に基づき保育者を志し日々研鑽する学生を奨励するため、奨学金を支給するための必要な事項を定める。

(対 象 者)

第2条 奨学金を受けることができる学生は、人物・学力ともに良好で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 保育科1年次前期終了時点の成績が上位の者
- (2) 保育者を志し、日々の生活においてもその努力を惜しまない者

(選 考)

第3条 奨学生の選考は、1年次前期の成績と面接による選考を学生支援部会が行い、その結果により教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(奨学生数)

第4条 奨学生は、5名以内とする。

(給付額及び給付時期)

第5条 給付額は、1人5万円とし、10月に給付する。

(事 務)

第6条 この奨学金に関する事務は、学生支援課が担当する。

(そ の 他)

第7条 この規程は、2032年3月31日までの施行とする。

2 この規程に定めるもののほか、この奨学金に関する必要な事項は、学長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、常務会の意見を聴いて理事長が行う。

附 則 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

14. 一般財団法人報国積善会奨学金（岸本奨学金）規程

前文 この奨学金制度は、1990年に一般財団法人報国積善会（泉吉株式会社・岸本昌子社長）が、頌栄創立100周年を記念して、本学の健全な発展を願い寄託された醸金を運用する制度です。運用にあたって、醸金者の意思を尊重し、所期の目的が達成されるよう十分に配慮するものです。

(趣 旨)

第1条 本学において保育者を志し、精励する学生を奨励するため、給付奨学金の制度規程を定める。

(対 象 者)

第2条 この規程により給付を受けられる奨学生は、保育科・専攻科1年次の人物・学力ともに優秀で、将来保育者を目指す者である。

(申請手続)

第3条 奨学金の給付を受けようとする者は、別に定める書式により、申請書を学長に提出するものとする。

(選 考)

第4条 奨学生の選考は、提出された書類の審査と面接による選考を学生支援部会が行い、その報告を受けて教授会で決定する。

2 奨学生の選考は、毎年5月に行うものとする。

(給 付)

第5条 奨学金総額は毎年200万円で、15名を超えない人数の学生に対し給付される。奨学金は本学を経由し、前期、後期に分けて奨学生に支払われる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、教授会の議を付し、理事会の承認を得なければならない。

(そ の 他)

第7条 本規程によるもののほか、必要な事項は教授会で定める。

附 則

この規程は、平成2年（1990年）4月1日制定、同日から施行する。

この規程は、平成8年（1996年）4月1日から改正施行する。

この規程は、平成9年（1997年）4月1日から改正施行する。

この規程は、平成12年（2000年）4月1日から改正施行する。

この規程は、平成18年（2006年）4月1日から改正施行する。

この規程は、平成26年（2014年）4月1日から改正施行する。

15. 各種ハラスメントの防止に関する規程

(基本方針)

第1条 本学の掲げるキリスト教精神は、すべての構成員の人間の尊厳性が大切にされることを基盤としている。この規程は、学校法人頌栄保育学院における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を定め、学院構成員相互の信頼に基づく人間関係と良好な学院内環境の保持を目指すものである。

(目的)

第2条 前条の基本方針に基づき、全ての学院構成員が個人として尊重され、人権が侵害されることなく修学および就労できる機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程が定めるハラスメントとは、次の各号に掲げるものとする。

1. アカデミックハラスメント
研究・教育の場において行われる客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動
2. セクシャルハラスメント
教職員および関係者が、他の教職員・学生等および関係者を不快にさせる性的性質の言動
3. パワーハラスメント
職権などのパワーを背景とする、客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動
4. その他のハラスメント
年齢、身体的特性、家族関係、出身地、国籍、民族、人種、信条その他の個人的属性等に関し、相手の意に反して行われる発言や行動により、相手に不利益や損害を与え、または個人の人権を侵害すること。

(適用範囲)

第4条 本規程の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 学院内の教職員
- (2) 本学院学生（保育科学学生、専攻科生、聴講生、科目等履修生、幼稚園児）

(本学の責務)

第5条 本学は、ハラスメントの防止等のため、教職員および学生等に対し、必要な防止策・研修・啓蒙活動等を実施するよう努めなければならない。

(委員会の設置)

第6条 前条の目的を達成するため、ハラスメント防止委員会を設置する。

- 2 委員会は次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学生支援課長
 - (4) 相談窓口担当者
 - (5) その他学長が指名した教職員

- 3 必要に応じて学外の専門家に委嘱することが出来る。

(相談員および相談窓口)

第7条 ハラスメントの被害を受けたときは、ハラスメント相談窓口相談することに出来る。

- 2 相談窓口は、学生支援課および学生相談室とする。個人の情報を保護するために、封筒に密封の上、所定のポストに投函する。

(不利益扱いの禁止)

第8条 本学の関係者は、各種ハラスメント行為に関して相談した者、事実関係の確認に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(調査委員会の設置)

第9条 委員会が必要に応じ、ハラスメント調査委員会を設けることが出来る。調査委員会に関する内容は別に定める。

(秘密保持)

第10条 各種ハラスメントに関する相談、調査等に関わったすべての者は、関係者の名誉およびプライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経た後、理事会の承認を必要とする。

附 則 この規程は2015年9月30日から施行する。

この規程は2022年4月1日から施行する。

16. ハラスメント調査委員会規程

- 第1条 学長は、ハラスメント防止委員会から要請がなされた場合、速やかにハラスメント調査委員会を設置する。
- 第2条 委員会は、学長の任命する委員若干名で組織する。ただし、訴えられたものの所属する部署の教職員は除外する。
- 2 委員会には学外の委員を1名加える。
- 3 委員会には、学長が任命する委員長を置く。
- 第3条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) ハラスメント防止委員会より報告された内容に基づき、当該ハラスメントに關して事実関係を明らかにする。
- (2) 関係者その他からも事情等を聴取すること。ただし、この聴取に際しては、必ず2名以上の委員で行う。
- (3) その他、当該事件の事実関係を明らかにするために必要な事項。
- (4) 当該ハラスメントに關する調査結果を報告書にまとめ、委員会設置の日から原則として60日以内に学長に提出すること。
- 第4条 調査に対する要望および苦情は、ハラスメント相談員を通して調査委員会に申し立てることが出来る。
- 第5条 委員はいずれの関係者についてもその秘密を厳守し、知り得た情報を他に漏らすてはいけない。委員会の審議は非公開とする。
- 第6条 委員会は、学長へ報告書を提出した後、学長が適当と認めた時期に解散するものとする。
- 第7条 この規程の改廃は、この規程の改廃は、教授会の議を経た後、理事会の承認を必要とする。

附則

この規程は2015年9月30日から施行する。

17. 頌栄短期大学学生懲戒規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、頌栄短期大学学則（以下「学則」という。）第64条に規定する頌栄短期大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この規程において学生とは、保育科及び専攻科に在籍する学生（以下「学生」という。）をいう。なお、委託生及び科目等履修生は、学生に含まない。
- (懲戒の対象)
- 第3条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生に対して懲戒を行う。
- (1) 犯罪行為その他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 研究活動における研究倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の諸規則に違反する行為
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (8) その他学生としての本分に反する行為
- (懲戒の種類及び内容)
- 第4条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。
- (1) 訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのよくなことのないよう、口頭及び文書により注意すること。
- (2) 停学 一定期間、正課授業への出席及び課外活動への参加を禁止すること。停学の期間は、無期又は6ヶ月未満の有期とする。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。再入学は認めない。
- (退学)
- 第5条 前条第3号の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (状況報告)
- 第6条 教職員は、学生の懲戒の対象となり得る行為を確認したときは、直ちに学生支援部長に報告し、学生支援部長は、速やかに学長に報告するものとする。

(自宅待機の措置)

- 第7条 学長は、懲戒処分が決定するまでの間、懲戒の対象となる学生の登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、自宅待機を命ずることができる。
- 2 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(事情聴取)

- 第8条 学長は、学生に懲戒の対象となる行為があると思料するときは、直ちに事実関係の調査及び懲戒の要否の審議を副学長に命ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、試験における不正行為については、「試験における不正行為等に対する取扱の内規」に従うものとする。

(調査委員会)

- 第9条 副学長は、前条第1項に定める調査及び審議を行うため、調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成)

- 第10条 調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 学生支援部長
 - (3) 教務部長
 - (4) 副学長が指名する本学教員2名
- 2 前項に掲げる構成員に、懲戒対象学生と利害関係を有する者がいるときは、学長の指名する本学教員がその職務を代行する。
- 3 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要と認められた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

- 第11条 調査委員会は、懲戒対象学生に対し、事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、連絡先不明その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えられないときは、これを行わないことができる。
- 3 当該学生が正当な理由なく弁明の場に出席せず、又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(調査及び審議結果の報告)

- 第12条 副学長は、調査委員会での調査及び審議結果を学長に報告する。

(懲戒処分の決定)

- 第13条 学長は、調査委員会の報告を受けたうえで、教授会の意見を聴き懲戒処分を決定する。

(再調査)

- 第14条 学長は、必要に応じ調査委員会に対して再調査を求めることができる。

(懲戒処分の通知及び公示)

- 第15条 学長は、懲戒処分を決定した場合には、懲戒処分の内容及びその理由を文書により懲戒処分を受けた学生及びその保証人に通知しなければならない。
- 2 懲戒処分は、懲戒処分を受けた学生の処分内容(学生の氏名は除く。)を処分が決定した翌日から1週間、学内に公示するものとする。

(再審査)

- 第16条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の相当性を再審査すべき証拠を新たに見出したときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。
- 2 学長は、前項の請求を受けたときは、再審査の要否について教授会の意見を聴くものとする。
- 3 学長は、教授会の意見に基づき、再審査の必要があると認めるときには、再度の調査及び審議を行うことができる。この場合においては、第7条から第12条までの規定を準用する。
- 4 学長は、教授会の意見に基づき、再審査の必要がないと認めるときは、文書により速やかにその旨を当該学生に通知する。

(無期停学の解除)

- 第17条 学生支援部長は、無期停学の処分を受けた学生については、その効力発生の日から起算して6月を経過した後、教授会において当該学生の停学解除の要否について審議し、その結果を学長に報告する。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、停学の解除が相当であると認められた場合には、停学を解除する。

(停学中の指導)

- 第18条 学生支援部長は、停学中の学生に対し、定期的に面談等により教育上の指導を行う。
- 2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。

(事務)

- 第19条 学生の懲戒処分に関する事務は、学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

- 第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

- 第21条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則 この規程は、2019年(令和元年)5月14日から施行する。

この規程は、2020年(令和2年)4月15日から施行する。

18. 頌栄短期大学学生自治会会則

(名称及び位置)

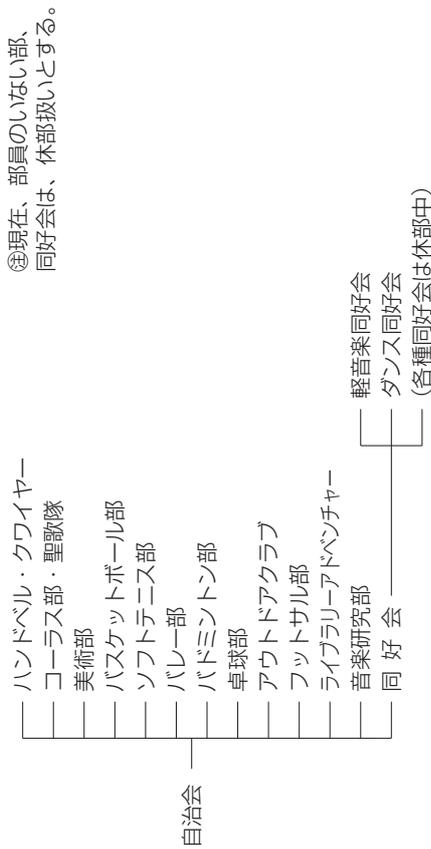
- 第1条 本会は、頌栄短期大学学生自治会と称する。
 第2条 本会の本部は頌栄短期大学内におく。

(目的)

- 第3条 本会はキリスト教精神に基づき本学の教育方針に従い、学生の自治活動を健全に促進し、学生相互の親睦を深め、人格を磨き、良き社会人としての資質を培うことを目的とする。

(組織並びに事業)

- 第4条 本大学の全学生は本会々員となる。
 第5条 本会々員には選挙及び被選挙の権利及び会費納入の義務がある。
 第6条 本会は下記の組織を置く。



- 第7条 各部署は部員制度とし本会々員は原則として一つの部署又は同好会に属することができ、入部もしくは退部を希望する者は入部届もしくは退部届を、所定の用紙にて学生支援課に提出すること。
 第8条 必要なる部署の増設及び廃止は総会にかけて、決する事が出来る。
 第9条 本組織は次の事業を行う。
 1. 各部の事務的統括及び文化的・体育的行事の企画運営にあたる。
 2. 同好会は各会独自の方針によって運営し、増設及び廃止は総会の議による。各部署及び同好会には活動費を補助する。

3. 各部署及び同好会への補助金はその部署及び、同好会の活動内容による。
 4. 補助金の申請は、活動内容を添えて原則として6月末及び10月末とする。
 5. 同好会の部への昇格は総会において決定されるが、廃部、又は休部になったいた部署が再開する場合は同好会から始めること。
 6. 各部署が部室を利用したい場合や、利用しなくなった場合は、すみやかに自治会に申し出ること。

(役員)

第10条 本会の役員は、以下のとおりとする。

- 自治会長 1名
 副会長 1名
 書記 3名
 会計 2名
 補佐 3名

但し、それぞれの役員に補佐をつける場合がある。

1. 会長は本会を代表し、総会及び役員会を召集し、本会の総での会務を統理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は副会長が代理する。
 3. 書記は連絡、交渉、文書の発送処理、会議並びに事業の記録をなす。
 4. 会計は会計に関する全ての事務を掌る。
 5. 補佐は、文化的・体育的行事に際して委員長の命を受けて企画運営を担う。

(選挙)

第11条 本会の選挙は下記の如く行う。

1. 本会役員の選出は第1学年の5月下旬とする。
 2. 本会役員の選挙は全会員の3分の2以上の出席を以て有効とし最高点を以て決定する。各部署の役員選挙は各部署員の互選とし各部署毎にこれを行う。同好会はこれに準ずる。

第12条 本会役員の任期は第2学年の11月末迄とする。

第13条 本会の役員に欠員を生じた場合は補欠選挙を行うが後任者の任期は前任者の期間のみとする。

第14条 本会の役員は会員の3分の2以上の賛同で不適任と認められた場合は、辞任しなければならぬ。

(会計)

第15条 本会の会計年度は毎年8月に始まり翌年7月に終る。

第16条 会計委員は毎年会計年度の予算を作成し役員会に提出して審議し、これを総会に提出して承認を得るものとする。

第17条 会費は毎年6月に全会員よりこれを徴収する。

第18条 会計委員は本会の決算を顧問の監査を経て7月末の総会にて会員に報告する。

第19条 現金支出について

1. 現金支出の際は支出明細書を作成し、これに各部署或いは自治会顧問の捺印を

19. 頌栄家庭会会則

- 求め会計委員に請求すること。
2. 支出後は必ず領収書を受取り会計委員に提出すること。

(顧問)

第20条 本会には本会の顧問及び各部・各同好会の顧問をおく。

1. 本会の顧問は教授会の承認を経てこれを委嘱する。顧問は本会の活動の企画及び執行を助成し、会計の監査を行う。
2. 各部の顧問は部員の総意によって本学教授、准教授、専任講師にこれを委嘱する。

(会議)

第21条 本会は下記の会議を行う。

1. 総会 定期総会は毎年前期試験最終日に開催するものとし、予算決算報告及び新年度の活動計画、役員選挙その他の提案を協議する。臨時総会は必要に応じて会長の召集により会員過半数の出席を以て開催する。
2. 役員会 役員会は本会役員をもって組織し、全員の3分の2以上の出席を以て適時これを開催し、所定議事を協議する。全ての議決は出席者3分の2以上の賛同でこれを決する。選挙管理委員会を兼ねる。
3. 部長会 部長会は部長全体をもって組織し、会長がこれを召集する。

(改正)

第22条 本会別の改正は会員の3分の2以上の賛同で発議し、全会員の3分の2以上の賛同による承認を得なければならぬ。

附則 この会則は、昭和35年6月2日より有効とする。

(中略)

この改正会則は平成9年4月1日より施行する。

この改正会則は平成14年4月1日より施行する。

この改正会則は平成15年4月1日より施行する。

この改正会則は平成17年4月1日より施行する。

この改正会則は平成28年4月1日より施行する。

- 第1条 本会は頌栄家庭会と称し、本部を頌栄短期大学内に置く。
- 第2条 本会は頌栄短期大学設立の趣旨を体し、学校と家庭との連絡を緊密にし、その教育事業を援助することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - イ 学校と家庭との連絡ならびに協力
 - ロ 学校の教育内容の向上ならびに施設拡充に対する援助
 - ハ 会員相互の親睦と教養
 - ニ その他役員会において必要と認められる事項
- 第4条 本会は頌栄短期大学学生の保証人ならびに同大学に関係ある者および賛助者を以て組織する。
- 第5条 本会の会員を次の2種類に分ける。
 - イ 通常会員 (頌栄短期大学学生の保証人)
 - ロ 賛助会員 (頌栄短期大学に関係ある者および本会の事業を賛助する者)
- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 評議員 若干名
 - 監事 各学年より1名顧問を置くことが出来る。
本会は役員の仕事の通り定める。
会長は本会を代表し、会務を統理する。
会長はその任期中は、学校法人頌栄保育学院の評議員に就任する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
評議員は本会の事業を企画評議する。監事は本会の会務を処理し、会計および記録等を管掌する。
顧問は会務の諮問機関として本会を援助する。
- 第7条 本会の役員は次の方法により選出する。
評議員は役員会において本会会員の中より選出する。
会長および副会長は評議員中より選び、学長と協議の上定める。
監事は会長より委嘱する。顧問は役員会の推薦による。
- 第8条 役員は任期がその年度を越えても、役員会が終結するまで、これを延期することが出来る。
- 第9条 補欠のため推挙された役員は、その前任者の残任期間とする。
本会の経費は会費および寄付金を以て支弁する。
通常会員は会費を定められた日までに納付せねばならない。その金額は評議員会において定めるものとする。
本会の会計は毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとする。

第13条 本会は毎年定時総会を開き、前年度の会務・事務および会計ならびに新年度の役員を報告する。

第14条 本会は必要に応じ評議員会および臨時総会を随時開くものとする。

第15条 本会の運営に関しては本会則に定めるものの外は役員会において定めるものとする。

附 則 本会則は昭和25年（1950年）4月1日制定、同日から施行する。

この改定会則は昭和59年（1984年）6月15日から施行する。

この改定会則は平成4年（1992年）2月14日から施行する。

この改定会則は平成18年（2006年）4月1日から施行する。

この改定会則は平成26年（2014年）4月1日から施行する。

この改定会則は平成31年（2019年）4月1日から施行する。

20. 頌栄同窓会会則

第1章 総 則

（名称及び所在地）

第1条 本会は1900年4月1日に発足し頌栄同窓会と称し、その所在地を神戸市東灘区鳴子ヶ原3丁目32番20号ハウ記念館内に置く。

（目 的）

第2条 本会はキリスト教精神に基づき、母校の発展を援助し、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 母校発展のために協力をすること
- (2) 会誌発行及び会員名簿管理に関すること
- (3) 会員の互助、慶弔に関すること
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会 員

（会 員）

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 頌栄保母伝習所、頌栄保育専攻学校、頌栄短期大学を卒業した者、及び頌栄短期大学専攻科を修了した者
- (2) 会 友 上記の学校に1年以上在学中退学した者で、役員会の承認を得た者
- (3) 特別会員 母校教職員及び母校と特別の関係を有する者で、役員会が承認した者

第3章 役 員

（役 員）

第5条 本会には若干名の役員をおく。内、

- | | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 会 計 書 記 | 2 名 |
| 会 計 監 査 | 2 名 |

2 役員はその互選により、会長、副会長、会計、書記、会計監査を選任する。

(役員を選任)

第6条 役員は総会で、正会員中よりこれを選任する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、本会の業務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を掌る。

4 書記は、本会の記録事務を掌る。

5 会計監査は、本会の財産の状況の監査を行う。

第4章 資産及び会計

(経費)

第9条 本会の経費は次の収入でまかなう。

- (1) 会費
- (2) 助会費
- (3) 臨時会費
- (4) 事業収入金
- (5) 寄付金
- (6) 前期繰越金
- (7) その他の収入金

(会費及び賛助会費)

第10条 正会員は、会費32,000円を在学中に納入するものとする。

2 賛助会費は年2,000円以上とし、毎年納めるものとする。

(資産管理等の責任)

第11条 本会の資産は会長が管理し、役員会の議決を経て、定期預金とする等、確実な方法により、会長が保管する。

(予算及び決算)

第12条 本会の予算及び収支決算は、会長が作成し、会計監査の意見をつけて、役員会および総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末までとする。

(奨学金)

第14条 本会は会員に対して奨学金の制度を設ける。

2 詳細は、別紙(115頁)に定める。

第5章 会議

(総会)

第15条 会長は毎年1回総会を招集し、前年度の会計の状況及び、新年度の予算、事業の状況を報告し、総会の承認を受けるものとする。

2 総会を招集する場合は、各会員に対し、会議の目的である事項を示し、期日より10日前にその通知を出すものとする。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次のことを議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更に関する事項

(総会の議決方法)

第17条 総会は、会員の10分の1以上の出席により成立する。

2 但し、書面をもってあらかじめ議事について意思を表示した者は、総会成立のため定足数に加えることができる。

3 議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決すところによる。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は次の場合に関くことができる。

- (1) 会長が必要と認めたととき
- (2) 役員会の要求決議があったとき
- (3) 100名以上の正会員によって会議の目的及び議案を明示して請求がなされたとき

第6章 会則の変更

(変更方法)

第19条 本会則は役員会の過半数の同意を得、総会の議決を経てこれを変更することができる。

(支部会)

第7章 支部会

第20条 各所に支部会を設け、本会は支部会へ援助をする。支部会設立の場合は役員会の承認を得るものとする。

附 則

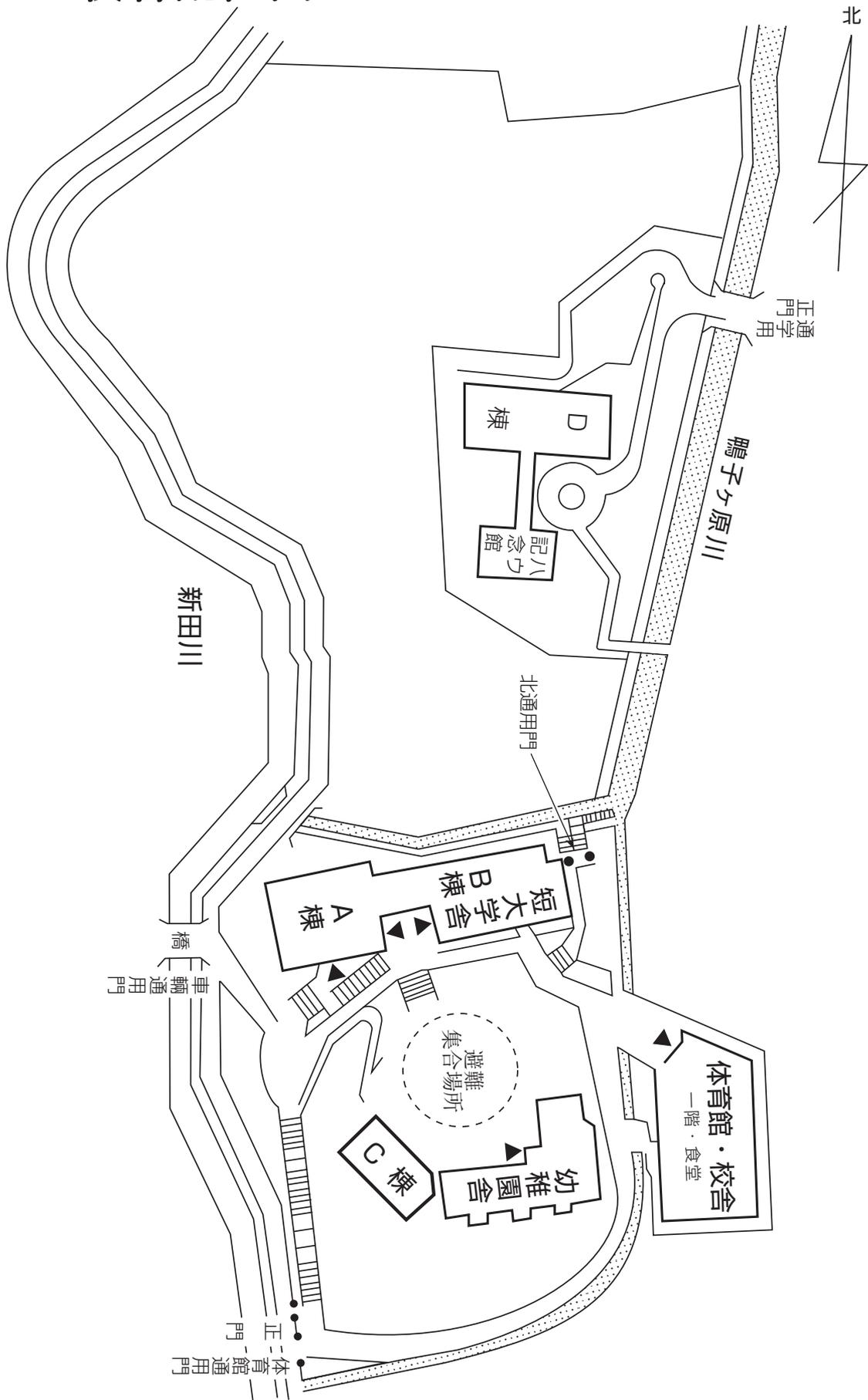
- (1) この規程は1981年5月2日から改正施行する。
- (2) この規程は1996年5月11日から改正施行する。
- (3) この規程は2002年5月11日から改正施行する。
- (4) この規程は2005年5月14日から改正施行する。
- (5) この規程は2010年5月8日から改正施行する。
- (6) この規程は2015年5月9日から改正施行する。
- (7) この規程は2018年5月12日から改正施行する。

頌栄同窓会 奨学金規程

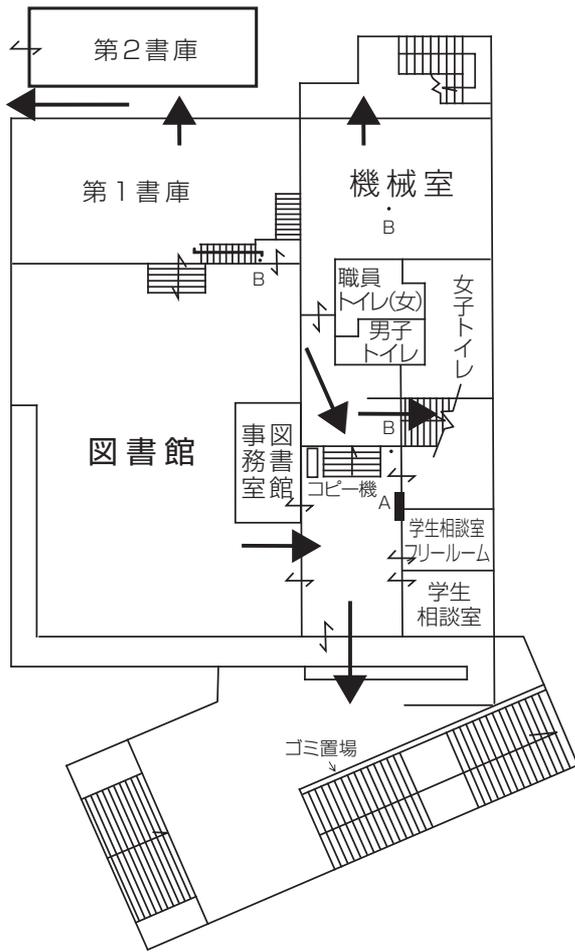
1. 目的
本奨学金は、キリスト教精神に基づき幼児教育者及び保育者養成のために、更なる研鑽を積む目的で大学院に進学する同窓生に奨学金を貸与することを目的としている。
2. 資格
 - (1) 頌栄短期大学の卒業生及び専攻科修了生であること
 - (2) キリスト教者及びキリスト教の求道者で、フレージャーの教育思想に賛同する者であること
 - (3) 大学院課程に進学する者であること
 - (4) 頌栄短期大学学長の推薦を受けた者
 - (5) 年齢は、45歳までとする
 - (6) 同窓会役員会の承認を得た者とする
3. 奨学金
 - (1) 頌栄短期大学当該年度の入学金と授業料の合計額を上限として、進学した大学の入学金及び授業料の補助とする
 - (2) 貸与された奨学金は大学院修了後5年以内に返還するものとする。但し、事情により、返還の義務を免除する場合もある
 - (3) 定められた課程を修了しなかった場合は、2年以内に奨学金を返還しなければならない
 - (4) 修了者の返還については、修了時にその予定を提出するものとする
4. 財源
本奨学金は、故中村 静教授より、ご退任に際し同窓会に寄贈された多額の寄付金を基にその後寄せられた指定寄付金及び奨学金積立金を財源としている。
5. 改正
この規程の改正は、同窓会役員会の協議を経て、同窓会総会の承認を得て行うものとする。
6. 附 則
 - (1) この規定は、1992年10月1日より施行する。
 - (2) この規定は、2004年10月1日改正、即日施行する。

XI. 校舍配置図

XI. 校舎配置図



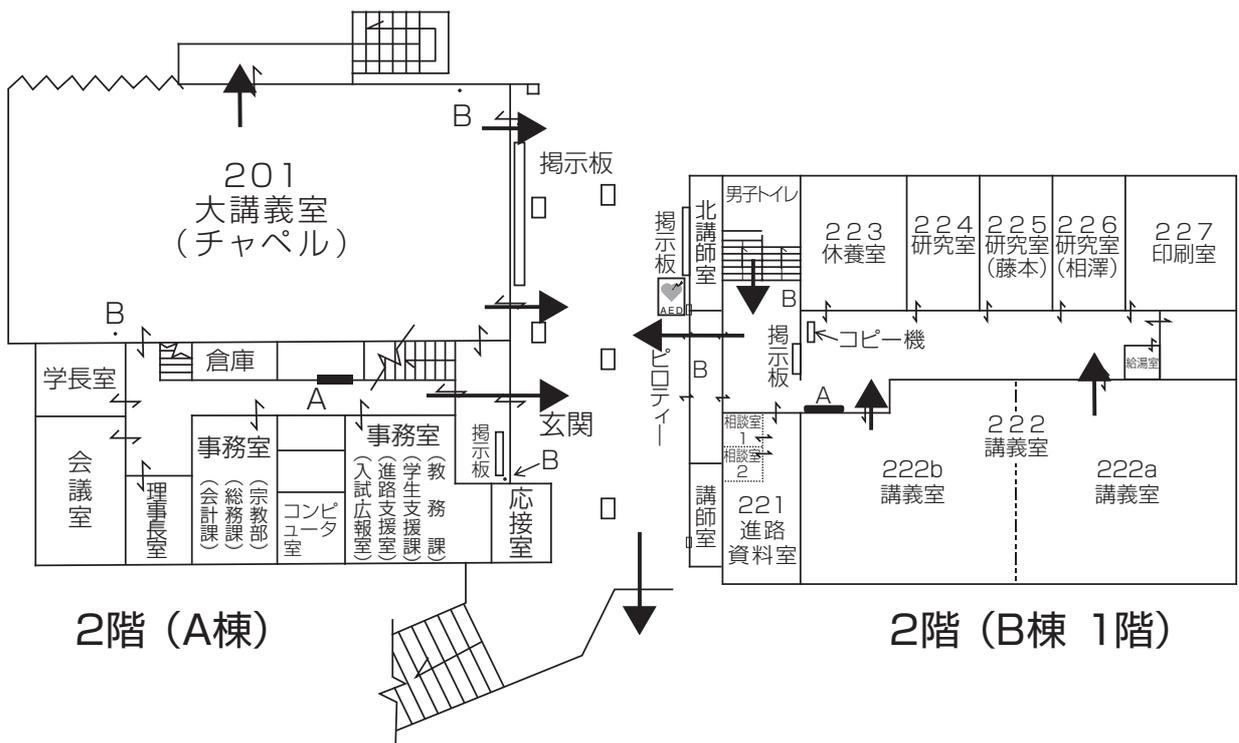
学舎見取図



A | 消火栓又は警報ベル
 B · 消火器
 ← : 避難経路
 : AED

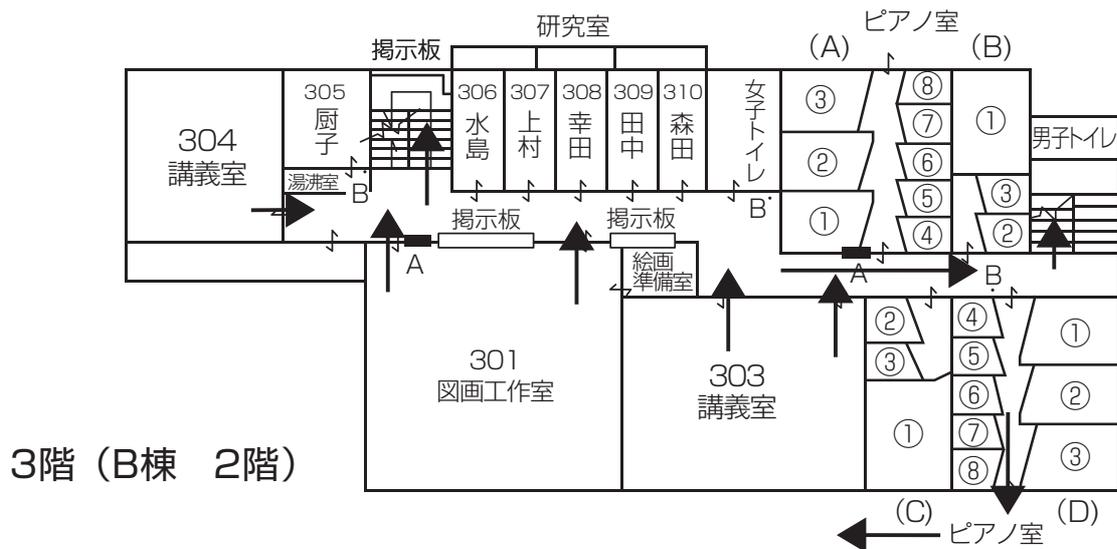
1階 (A棟)

緊急時の避難については、緊急時にこそ冷静でおちついて迅速に、避難してください。階段またB棟3階東側出口は狭いため押し合わないよう注意してください。



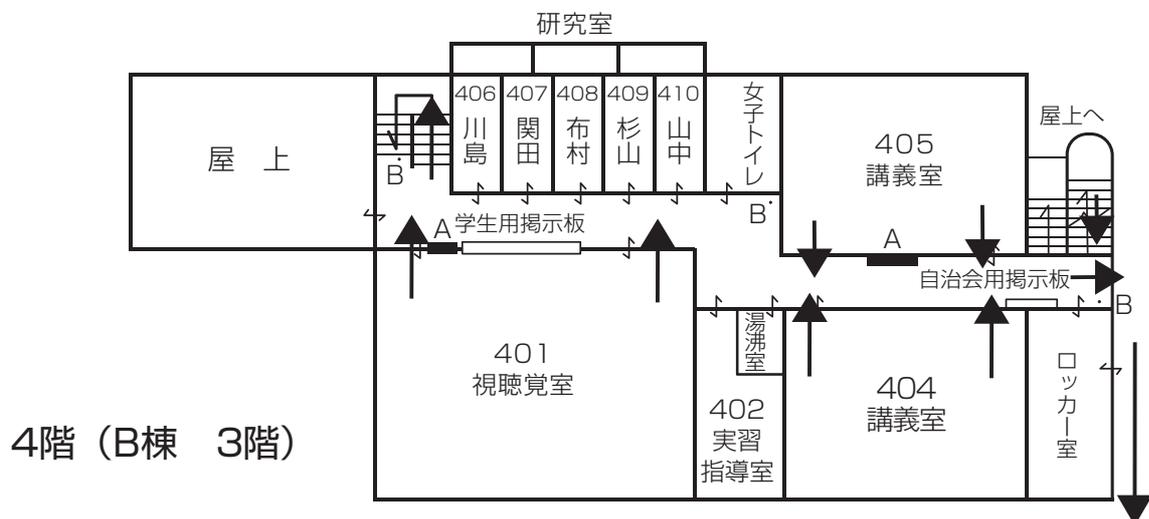
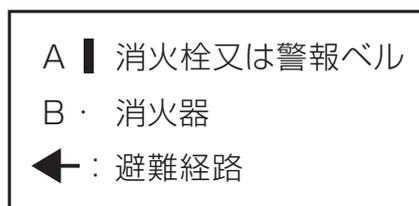
2階 (A棟)

2階 (B棟 1階)

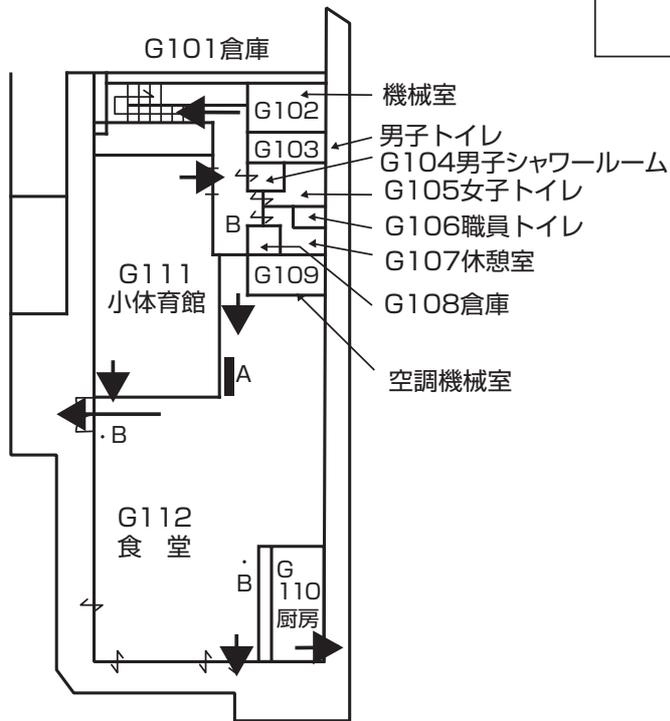


ピアノレッスン室

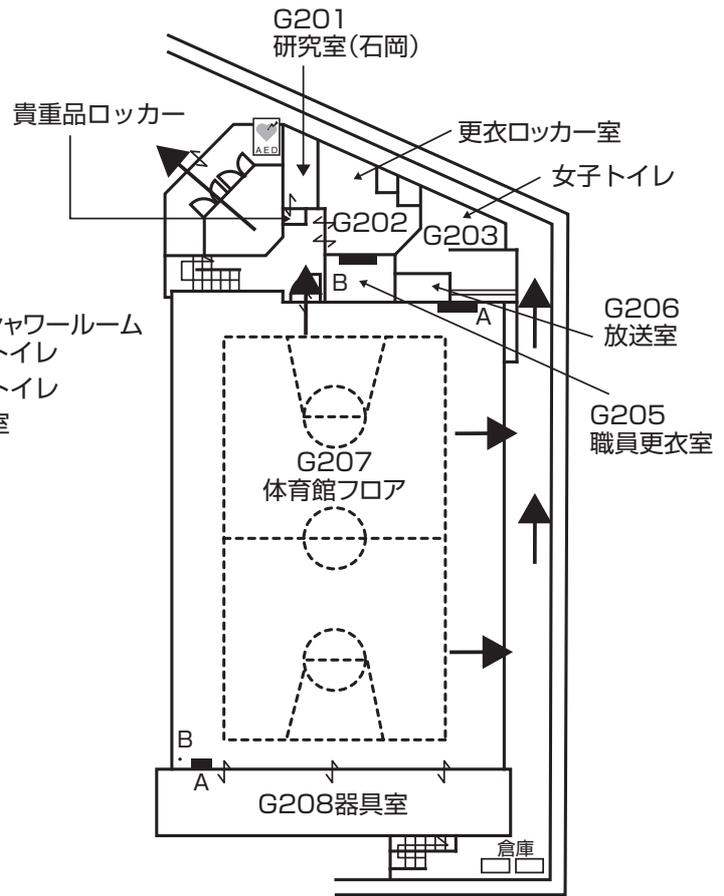
- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| (A) | (B) | (C) | (D) |
| ① - 312室 | ① - 318室 | ① - 319室 | ① - 315室 |
| ② - 313室 | ② - 325室 | ② - 327室 | ② - 316室 |
| ③ - 314室 | ③ - 326室 | ③ - 328室 | ③ - 317室 |
| ④ - 320室 | | | ④ - 329室 |
| ⑤ - 321室 | | | ⑤ - 330室 |
| ⑥ - 322室 | | | ⑥ - 331室 |
| ⑦ - 323室 | | | ⑦ - 332室 |
| ⑧ - 324室 | | | ⑧ - 333室 |



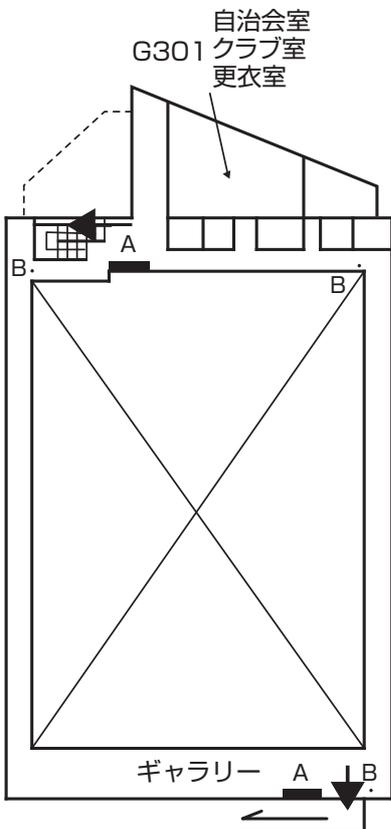
体育館見取図



1階平面図



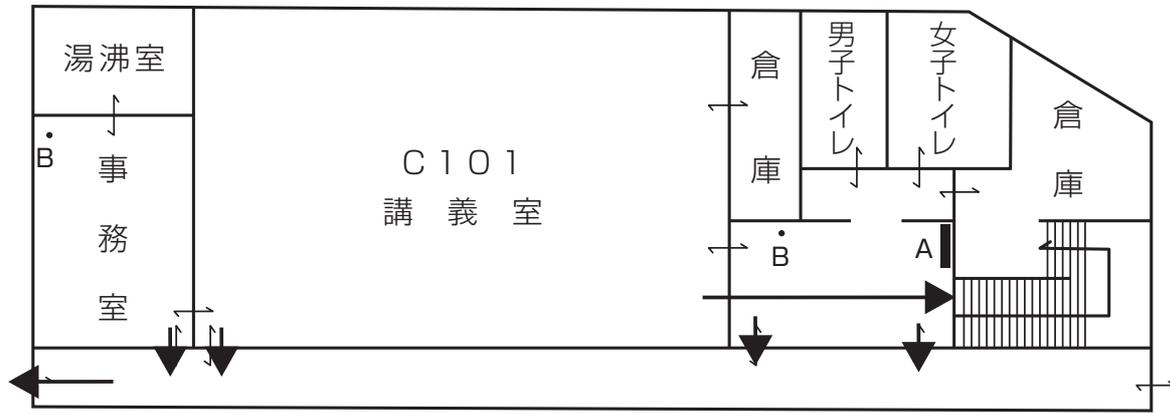
2階平面図



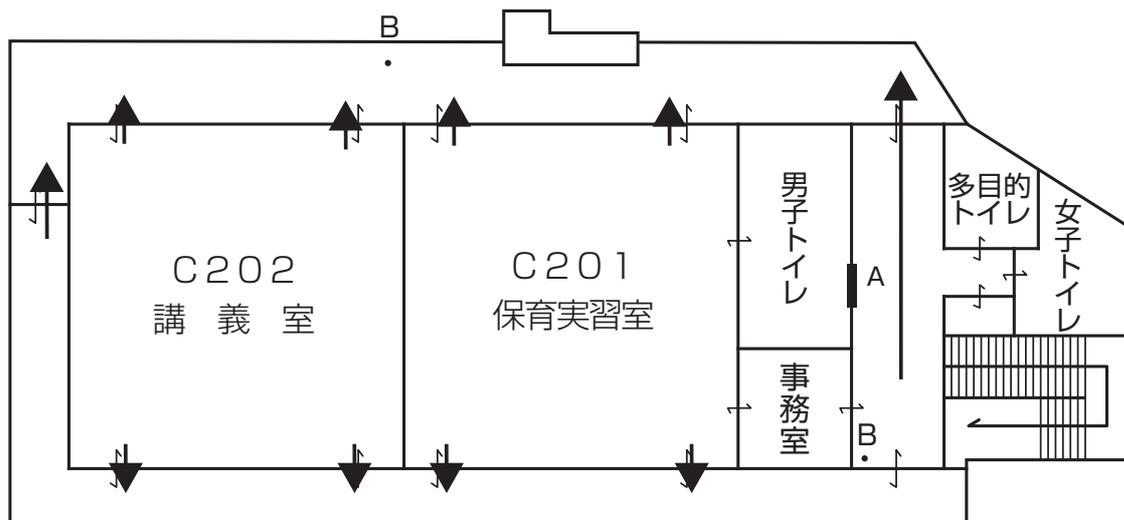
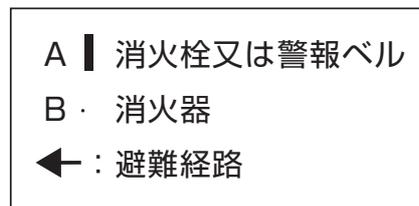
3階平面図

A	消火栓又は警報ベル
B	消火器
←	避難経路
AED	AED

C 棟 見 取 図

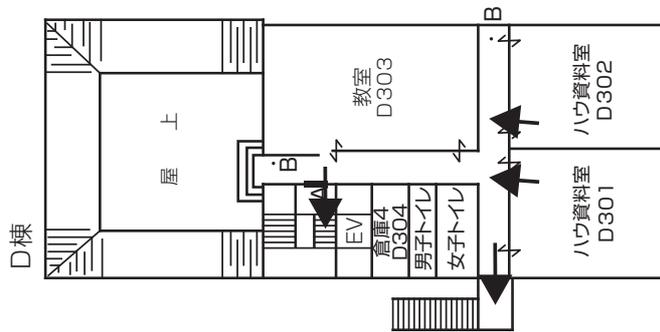
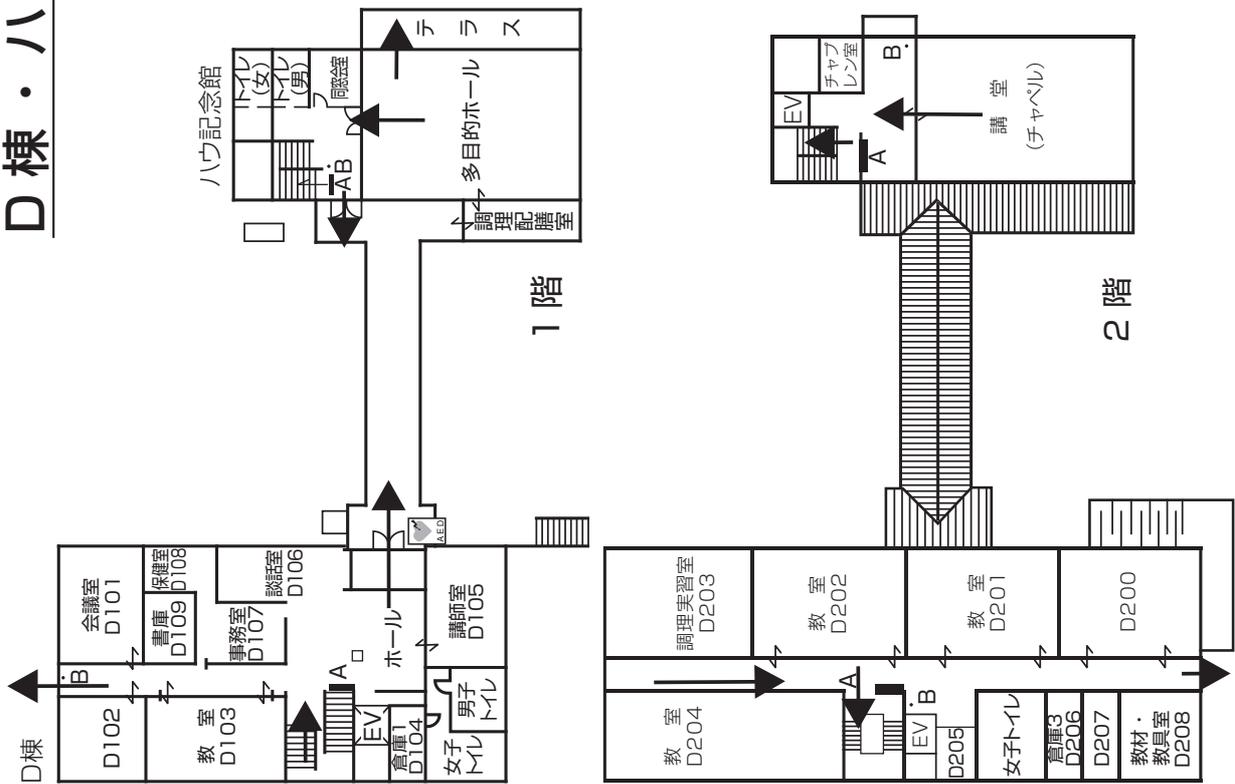


1 階

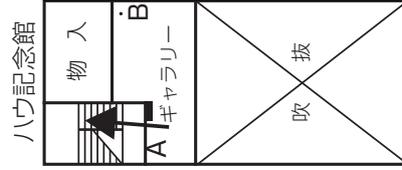


2 階

D棟・ハウ記念館見取図



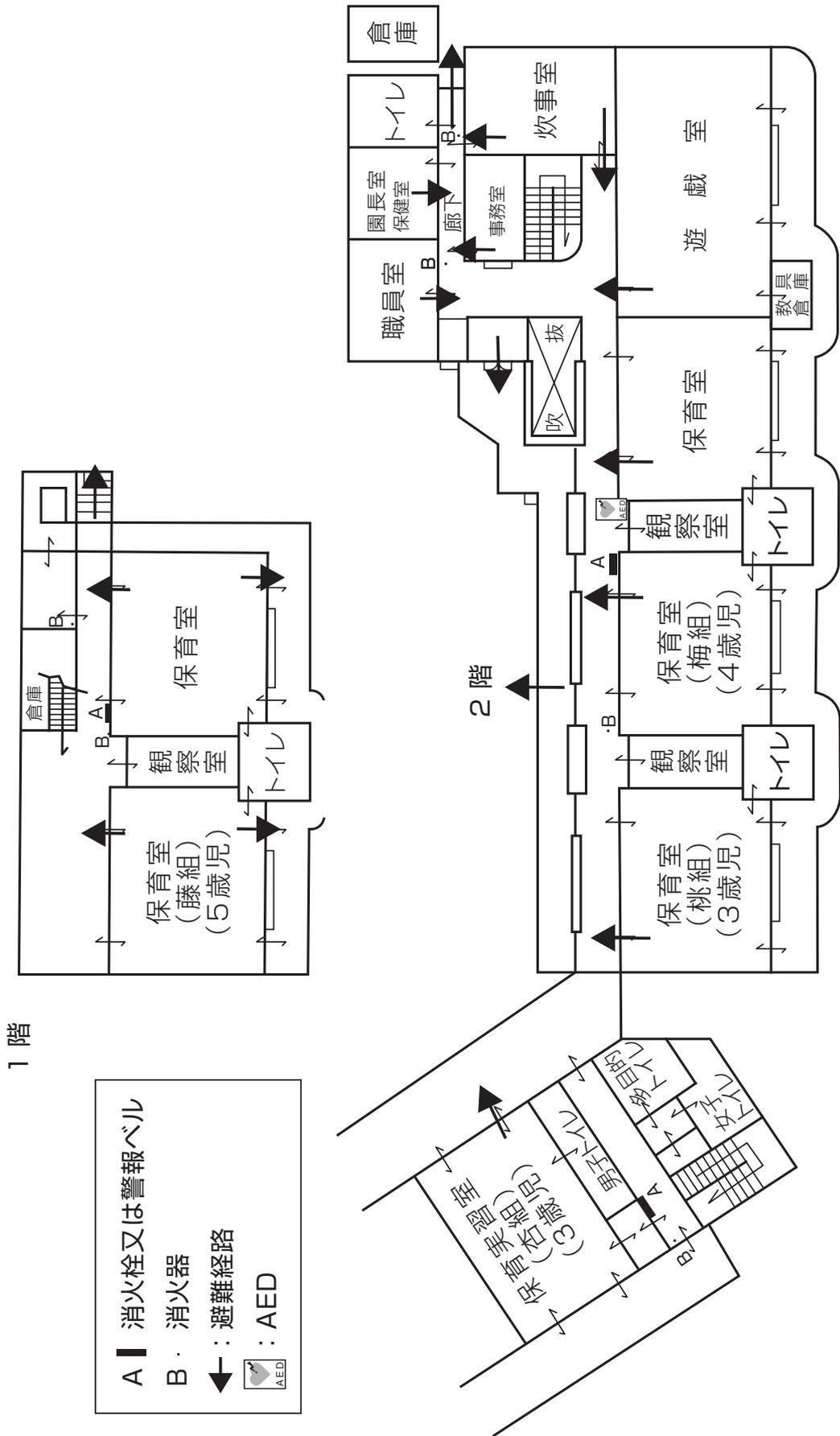
3階



A ■ 消火栓又は警報ベル
B ■ 消火器
 ← 避難経路
 : AED

給水口はD棟裏駐車場に設置されています。

幼稚園舎見取図



2023年4月1日 発行

編集兼発行 頌栄短期大学

〒658-0065 神戸市東灘区御影山手1丁目18番1号

TEL 代表(078)842-2541

教務課 842-7019 (教務関係)

進路支援室 842-2542 (就職関係)

学生支援課 842-2542 (学生支援関係)

FAX (078)851-2154

ホームページアドレス www.glory-shoei.ac.jp